

この展覽會の成績良好なりしに鑑み、内務省はその内容を二分して各地方で同様の開設を希望に應じて貸與することにした。其結果何れの開催地でも相當の効果を挙げ得たのである。將來も此種の教育的形式を改善して行くことがよからうと思はれる。尙ほ内務省主催の兒童衛生展覽會の出品其他に關しては同省編纂同文館發行の「兒童の衛生」がある。大阪兒童博覽會の内容は「子供の育て方」と題して大阪毎日新聞社から發行された。爾來年と共にこの方面の企ては進歩した。諸種の團體で育兒に關する展覽會を行ふようになった。

日本兒童協會の展覽會資料の中、直接育兒に關係ある「子のため」、「母のため」、「子供を強く賢くするため」、「子供を善良にするため」、「輝く母性愛」等のものは愛國婦人會と聯合し全國各都市に於て展觀し、數十萬の觀覽會を得た。

將來斯種の展覽會は更に各論的に進歩し到るところで開催されるようになる。

日本兒童協會の展覽會

るであらう。我國では會場を百貨店が提供したため多大の便益を得たのと、これが進歩を扶けたことは特記していいと思ふ。

育兒博物館、育兒博覽會等は我國には發達が甚だ遅い。少くとも大都會では育兒博物館又は兒童博物館を常設し參考資料の展觀を時々變化し、附帶事業として、映畫、兒童に關する相談、兒童診査、講演、講習等を行ふがごとくと思ふ。

第九節 兒童愛護日

兒童愛護日は兒童尊重、育兒智識普及の目的で三日乃至一週間に涉り社會的運動を行ふものである。我國では大正十年秋十一月大阪市にて山榊義重高橋亮雄ならびに筆者等の發企によつて兒童愛護デーを開催した。「愛せよ敬せよ強く育てよ」の標語は一般より募集したるものより選定したもので

今日まで國民間にひろく唱へられて居る。當時行つた行事は街頭演説、自動車によるレコード講演並びに注意書頒布、花賣り、十數ヶ所に於ける愛育講演會等であつた。

その後この種の催しは全國の諸所に於て企てられ、現今では五月初旬に全國的に乳幼兒保護週間なるものが舉行されることになつて居る。

斯かる企てにつき注意すべきは恒例のお祭騒ぎに終らぬことである。愛育事業の如きは決して短時日の努力にて十全を期しがたい性質のもの故、斯かる機會に愛育精神の重要性を宣傳しそれが感激となり動機となつて日常の努力を期するものであるから形式に流れては利益が少ない。しかし一面にこの愛護デーを兒童保護事業の援助資金を募集することに利用するなら更に一つの目的が加はる。例へば愛護デー又は週間の募集資金を以て常設兒童相談所を設立するとか、或は既設事業所を援助するとか、注意書書籍

を發行するが如きである。

第一〇節 幻燈及び映畫による育兒教育

育兒教育に幻燈や映畫を應用することは効果の多い點から見ても適當である。現今では幻燈は過去の機械に變化しつつある。映畫の應用法は多岐である。映畫は標本、模型、統計、圖表等をも巧に取入れ又實際生活を利用し更に進んで育兒劇を創作すれば自然効果が多い。映畫の特徴は一時に諸所に於て多數の人々に觀覽させ、切實に何人にも印象を深からしめる點である。今日この點につき大に努力を必要として居る。「フィルム」の製造は内務省とか文部省とか乃至は各種類の學會（小兒科の學會兒童保護の團體等）、各教育會、各府縣市、各新聞社等で適當の育兒用「フィルム」を製作し、これを隨時貨與することにしたなら一層効果を大ならしめることが出來

ると思ふのである。

第一一節 兒童保護所に於ける育兒教育

兒童相談所、母親相談所、乳兒院、産院、小兒科院、其他兒童保護所では隨時育兒に關する相談又は指導の機會を造ることが必要である。

第一二節 家庭訪問婦

家庭訪問婦又は巡回保育婦は乳幼兒のある家庭を訪問し、育兒相談及び注意をするのである。獨逸は市に専任の育兒婦 (Fürsorgeschwester) があり、英國には家庭訪問婦又は衛生訪問員 (Health visitor) と稱する制度があつて、何れも母親に育兒の智識を與へることに努めて居る。今英國に於ける家庭訪問婦事業の大要をこゝで紹介する。

英國に於ける家庭訪問婦制度

英國リバプール市家庭訪問婦の事業は凡そ左の如くである。

リバプール市訪問看護婦の仕事

- 一、妊婦に對する産前クリニックの仕事に従事する。
- 二、五歳未満の小兒に對するクリニックの仕事に従事する。
- 三、前記クリニックに於ける教習室にあつて裁断、裁縫、編物等の講習を爲すこと。
- 四、一九〇七年並一九一五年の出生告知法 Notification of Birth Act に基く家庭訪問。
- 五、産前及産後クリニックに連絡せる家庭訪問。
- 六、五歳未満小兒の家庭訪問を爲し、小兒の保育並食物に對する一般的忠告を與へること。
- 七、身體的缺陷ある就學前小兒に對する家庭訪問 (例へば學校體育局と提携して斜視、耳漏、又は整形外科的疾患等の治療に關する斡旋指導)
- 八、一九〇八年の兒童法 (Children Act) 並一九三三年の青少年法 (Children and Young Persons Act) に基く訪問。

家庭訪問婦

九、學校に於ける醫學的検査に従事すること。

一〇、學校クリニツク(輕症並特殊の疾患の診療)

一一、學校醫務の仕事としての家庭訪問。

一二、學童の清潔保持。

一三、特別訪問として(イ)婦人及小兒の肺結核、(ロ)麻疹、百日咳、肺炎、(ハ)小兒下痢(ニ)巡回戸別視察。

一四、左記事項と關聯せる特別訪問としては

(イ) 老衰者並虛弱者

(ロ) 兒童虐待防止

(ハ) 火災に依る兒童保護施設

(ニ) 救助職員

(ホ) 託兒所の入所

(ヘ) 小兒下痢の誘發せしめ易い地域

(ト) アルダヘイ病院、オリープ、マウント病院より退院せる一歳以下の乳兒

の退院後の保護監視

(チ) 妊婦、乳母並幼兒に對する牛乳の供給

(リ) 自發的の斡旋

(ヌ) 其他の特殊調査

英國に於ける家庭訪問婦制度は、その效果の顯著なるにつれますます發展し、一九三六年には乳幼兒初回訪問數五五一、四六三回であつたが翌年度にては五五八、四二五回に達し、乳兒訪問の總回數は三、〇三三、一〇四回(一九三六年)より三、〇八八、八五一回(一九三七年)に増して居る。

尙ほ英國には乳兒保健センター(Infant welfare centre)なる制度がある。序にその發達及び事業に關する一斑を述べて置く。

一九〇六年にイングランド、ウェールズに二個所の乳兒センターがあつた當時は乳兒死亡率一三・二の高率に上つて居た。しかるに乳兒センターの機關が擴大されるに及んで死亡率は減じた。一九一六年には乳兒センタ

一の數實に七百個所の多きに達した。そして乳兒死亡率は一〇%以下に低減した。かくて乳兒センターの數は一層増加し、一九二四年には二千以上に上り一九三七年には實に三千四百六十二個所に達した。そして乳兒死亡率は五・八%に下つた。

このセンターシステムは英國地方官廳と私設團體で經營し、政府から補助金を支出して居る。一センターは約四〇〇の出生兒を目標として居るが今日ではこの數を超過して居るといふ。

イングランド、ウェールズに於ける乳兒保健センターと乳兒死亡率の推移を見ると次表の如くである。

英國乳兒センターの事業は次の點に重きを置いて居る。

- 一、母性の育兒智識向上
- 二、乳兒疾病の豫防

イングランド、ウェールズに於けるセンター數と乳兒死亡率

年次	センターの數	乳兒死亡率 (生産千に付)	年次	センターの數	乳兒死亡率 (生産千に付)
一九〇六年	二	一三二	一九二五年	二、一二三	七五
一九一〇年	九〇	一〇五	一九二六年	二、一九五	七〇
一九一四年	二五〇	一〇五	一九二七年	二、三二四	七〇
一九一五年	四〇〇	一一〇	一九二八年	二、四三一	六五
一九一六年	七二〇	九一	一九二九年	二、五二二	七四
一九一七年	九七〇	九六	一九三〇年	二、六五八	六〇
一九一八年	九五三	九七	一九三一年	二、七五一	六六
一九一九年	一、二三二	八九	一九三二年	二、七八三	六五
一九二〇年	一、五七四	八〇	一九三三年	二、八二〇	六四
一九二一年	一、七八〇	八三	一九三四年	二、八八四	五九
一九二二年	一、八七〇	七七	一九三五年	二、九九三	五七
一九二三年	一、九五〇	六九	一九三六年	三、三六八	五九
一九二四年	二、〇一一	七五	一九三七年	三、四六二	五八

- 三、母性相談所
- 四、母性指導講習
- 五、家庭訪問婦

センターは一定の地域が定まつて居る。今日は多くは専任醫が此仕事に従つて居る。我國の保健所は概ね英國のシステムを應用して居るのである。

第一三節 醫師及び助産婦による育兒教育

醫師は母親の育兒知識を授ける好適の地位にある。故に醫師たるものは此點に努力して、育兒衛生の進歩を謀る義務がある。獨逸では一般醫師及び専門醫師に對して小兒科の知識を深大ならしめんため講習會補習會を盛に行つて居る。一九〇八年六月にはプロイセン内務大臣は種痘醫が種痘を行ふ場合に母に母乳保育の必要なることを諭すべしと命じた。我國の小兒保

健所は醫師を主任として居るから斯かる機關を通じて母親を指導することが出来る。醫師團體の如きも斯かる點につき一段の實施法を考究すべきである。助産婦は妊産婦ならびに乳兒と直接の關係あるから育兒上のことについて母に助言を與へるには好適の地位である。故に助産婦は醫學智識を得るため再教育を受ける必要がある。この點我國に於ても特に留意すべきである。獨逸アーヒエンではさき々に訓令を出しこれを助産教科書に添付させた。その要旨は次の如くである。

- 一、助産婦は出来る限り少くとも三個月間母親をして自ら其子を乳養せしむることを努めねばならぬ。
- 二、助産婦は若し産婦が自ら其子を乳養せずと認められた場合は醫師の診察を請ふようにすること。
- 三、乳兒若し消化器障就中嘔吐下痢を生じ漸次體重が減少し又は著しく衰弱した時は助産婦は速に醫師の診察を請はせること。

四、母親が哺乳をすることの出来ぬ場合又乳汁の分泌不十分なるか、若くは前項の徴候を認めたるも醫師の診察を受けしむること能はぬときは助産婦は適當に稀釋して煮沸したる牛乳を與へると。

五、病兒就中霍亂に罹れる乳兒の取扱は極めて重大の事件故助産婦に於て自ら處置してはならぬ。

ウエステブルヒの如きは助産婦が母親に母乳保育の必要を訓ゆる目的で生後二年の終りまで育兒の模様を監督させ榮養法、自然榮養と混合榮養との期間、離乳時期等を帳簿に記入させて居るのである。ワイセンブルヒでは助産婦の取扱つた母親が四週間以上授乳した時は其助産婦に對して一件毎に五〇「フュンニヒ」宛の賞與を與へその成績を公報に載せ一般人民に知らせて居る。これを見ても如何に授乳を奨勵して居るかがわかるのである。助産婦は産褥期その以後の乳兒哺育に對し母親に助言するに最も適當の位置にあるが、助産婦に素養がないとできぬ。助産學には乳兒の取扱につき

記述することも十分でない。故に助産婦の補修教育を行ひ、乳兒哺育に關する智識の補給をする必要がある。

又乳兒保護に關し、解説者として従事せる人々や、看護婦なども常に素養が十分だとは限らない。故に斯かる人々に對しても補習教育を行ふ必要がある。

第一四節 育兒智識の内容

育兒智識の内容は極めて複雑のものであるから一面には一般的(總論的)のものを指示すると同時に、他面には特殊的(各論的)の指示を必要とする。前者は注意書の如きものによつて示すこともできるが、後者は口述するより途はない。即ち相談家庭訪問の如き場合を利用するのである。育兒智識普及の一般内容は先づ次の如きものである。

- 一、乳兒の身神發育概要
- 二、乳兒の榮養法
- 三、乳兒の衣服、寢床、居室、遊戯室
- 四、乳兒の生活法
- 五、乳兒看病法
- 六、乳兒觀察法
- 七、乳兒の一般性及び特性の觀察と合理的處置
- 八、乳兒環境の改善
- 九、乳兒體育法
- 一〇、乳兒躑け方

第一五節 育兒教育の效果

育兒教育の效果につき各種方面より觀察すると次の如くである。

- 一、母親の育兒知識を増加すること
- 二、迷信、惡習慣を減少すること
- 三、母に子に對する義務を痛切に感ぜさせること
- 四、母乳榮養の數を増すこと
- 五、乳幼兒罹病率を減少すること
- 六、乳幼兒の罹病を少くする結果費用と時間を節約し得ること
- 七、兒童死亡數を減少し得ること
- 八、兒童保健狀態の改善
- 九、母親の作業能率を増進し得ること
- 一〇、子孫を強健ならしめ得ること

以上育兒教育の方法について概言したのであるが、民族衛生上はた人口資源擴充の上より見ても極めて重要なこと故、爲政者は全國的に育兒教育の智識普及を謀ると同時に各地にあつては、その地方の事情に應じもつとも適確の方法を實施すべきである。

第六章 産院

分娩の経過には軽重がある。これには種々の原因がある。第一文明の程度によつて産に難易がある。野蠻人の産は概して容易である。文明人から見ると殆ど想像のつかぬ程度である。例へば南洋土人の如きは産氣づけば一人で森又一海濱に行き産を了り生兒を水にて洗ひ又自己の體をも清潔にし、剩へ生兒を抱きて家に歸る即ち産には何等他人の扶助を要せぬ。それより稍進めば分娩の際に僅に人の扶助を要するの程度である。産の時に痛みがあるから周圍の人々が歌つたり、踊つたりして慰めるのである。文明人になると娩産には假令軽重はあつても概して可なりの痛苦を覺ゆるのである。これには種々の原因がある。

文明人の骨盤及び生殖器の發達は野蠻人に比して悪い。これは婦人の不合

文明人と
野蠻人と
の骨盤

理的生活、運動の不十分、筋肉練習の不足等に因るのである。故に同國民の間にも生活程度の異なるに従て自ら分娩に軽重がある。下流階級では上流階級の人に比し一般に産が軽い。其最も好適例は支那婦人の産で、これは軽い。上流の婦人は例の纏足を行ふため歩行、起立等の運動が乏しい、従て勞働婦人に比すると産が重い。坐することの多い生活をして居るものは骨盤の發育が悪いから自然に産が重い。

ペルシヤ人の分娩は概して軽い。これは普通に婦人が使用する帶や「コロセツト」の如き物で身體を緊迫せぬからである。又ペルシヤの女は男と同じ姿勢で馬に乗つて運動もする。農業も盛に行ひ、筋力も強い。従て産が軽い。發育時期に在る婦人が多立性の職業例へば紡績、理髮等に従ひ緊迫の姿勢を維持する場合には背筋や上腿筋肉が骨盤の變形を起させる結果、産の経過が重し。

右に挙げた例を見ても出産の輕重が生活方法に關係あることが明かである。これと同時に骨盤や産に關する筋肉の發育等が産の難易に關係するのである。

しかしここに又一つの問題が起る。野蠻人では身體に故障があると妊娠が少くなるか又は妊娠せぬ。文明人では骨盤や産に關する筋肉の發達の不十分でも衛生の進歩の結果妊娠することが出来る。そこでは産が難くなる。しかしこの場合にも産科の學術が進歩して居るから、生命が救はれることが多い。勿論かかる場合野蠻人ならば母子共に生命を奪はれるのである。骨盤の狭いため産の経過の困難なることは前述の通りである。其狹窄骨盤は何程あるか。獨逸國でのしらべによると狹窄骨盤は一〇〇の産婦に付一四乃至二〇人の割である。狹窄骨盤のうち産を著しく重からしめるのはゾンター(Sonntag)に據ると全産婦の三乃至五%だと云ふことである。しか

狹骨盤

し産科院や大學外來を訪ふ産婦はどうかと言ふに産の重いものが可なり多いのであるから寧ろ全體としては右%の數より少いものとも考へられる。狹窄骨盤の中にもいろいろの形がある。例へば佝僂病性の狹窄骨盤、單純性發育不全、狹窄骨盤の如きものである。マールブルグで調査された狹窄骨盤の種類は次の如き比であつた。

- 普般性に狹窄されし骨盤及び小兒性骨盤 三四・三%
- 佝僂病性及び單一性扁平骨盤 四三・〇%
- 一般的に狹窄せる佝僂病性扁平骨盤 一七・〇%
- 他の形の狹窄骨盤 五・七%

普般性狹窄骨盤(主に小形の婦人に見る)が遺傳的に現ることは既に疑なきところである。佝僂病性の狹窄も亦遺傳と關係を有するものである。概して言ふと狹窄骨盤の少くとも九〇%は遺傳的原因によるものと認められるのである。ハムブルヒでは手術を要する娩産が増し且それがために母

子の死亡者が増加して来た。殊に一九〇〇年から一九〇九年までの成績は極めて不良である。

産科的手術及び其結果

ハムブルヒ市(一八八五—一九〇九年)

調査時期	手術數		母の死亡		子の死亡	
	實數	%	實數	%	實數	%
一八八五—八九	九六二五	四・七四	一八九	四・二四	一・九六	一〇四五
一八九〇—九四	二六五九七	六・〇〇	五・一五	三・七三	二〇二	二六九
一八九五—九九	二八三二	七・七七	六・三三	二・〇八	一四四六	一九・三三
一九〇〇—〇四	二二六〇	七・八九	六・九九	三・七四	四・八〇	三・三五
一九〇五—〇九	二八五七	八・九三	七・四九	四・六五	五・二二	三・九二

斯くの如く分娩の困難も文明の進むにつれて増加した。其他緊迫せる經濟的關係はますます公開的産院の施設を必要することになつた。異常分娩の如きは熟練なる醫師と助産婦の看護を要するのである。

分娩は一定の时期的経過をとるもので。多くの場合は支障なく経過するが異常の場合には一刻の猶豫で生命を失ふことがある。例へば娩産後の大出血の如きは刹那の時間が生命を救助すると否とに關係するのである。又妊娠中諸種の合併症を發しその爲めに分娩経過に支障を及ぼすこともある。斯かる場合には豫め産院に妊婦を收容して、徐に娩産の準備をするのが最も適當である。

産院には熟練なる専門醫の外素養ある助産婦、看護婦を要し、産室、手術室等は適當に設備されることが必要である。又換氣、採光、暖房、乾燥室等の衛生的設備に遺漏なきを必要とするのである。

獨逸 アルトナ市は己に一七一四年に市立分娩院(Entbindungsanstalt)を設けた。それから獨逸各地に設けられた。一九一〇年度の普國統計によると病床數十一個以上を設備せる産院は六十五個所であつて、床數計二萬六千七十餘に上るのである。其中大學附屬のもの州立助産婦學校附屬産院十七、市立五、財團及び協會の設立に

係るもの二十、個人經營のもの十三ある。

佛國 巴里には妊婦收容所協會等十七ある。その他の都市にも妊産婦收容所が多くある。佛國では産院で分娩するものの数は極めて多い。妊娠六個月以上のものは收容所に入ることが出来るが、普通は娩産前數週間より分娩後數週間收容するのである。料金は無料、又之を徴するところもある。又佛國には巴里其他に妊婦相談所があつて無料でその相談に應じ、又産科醫を置き、妊婦の診察をして居るのである。**白耳義** ブラッセル、ガン其他の都市に産院の設けがある。貧困の妊婦を收容して分娩産褥の手當をして居る。別に附屬の助産婦養成所がある。

伊太利 伊太利には古くより産院が出来て居た。ミラノには已に一二〇〇年頃に産院があつたと云ふ。一九〇〇年には伊太利に二十個所に産院あり。これ等は分娩前數日間及び産後一二週間入院處置を施し、母乳を奨勵し、保育法につき母親に注意するのであり貧困のものは入院料を要求しないのである。

日本 無料の産院として最も早く設立されたのは明治二十四年京都同志社病院内の無料妊産婦收容施設で、獨立のものは明治三十九年の設立にかゝ

る佐伯理一郎氏の京都産院が嚆矢とするのである。

大正七年には東京に賛育會の産院(醫學博士木下正中氏主幹)ができ、同年に熊本市に於て醫學博士倉孫三郎氏經營の妊産婦診療所が設けられ、後に熊本産院となつた。大正九年には大阪市立産院ができた。當時市兒童課長であつた筆者は主としてこの立案に當つたのである。

大阪市立産院は初め北區本庄中野町に大正九年四月一日に開院した。敷地坪數は三〇〇坪餘で建物坪數が八十六坪餘創設費が五萬三千九百九圓であつた。然るに後に及び扇町に移轉し、廣莊なる建築ができた。今日ではその他に今宮並びに阿波堀産院がある。

現在の扇町産院は昭和十年十月の竣工にして經費四十四萬四千餘圓、耐震、耐火の五階建である。建築の特徴は採光を十分としたこと、手術室は二重窓で、特別の照明装置を設け、冷房としたこと、早産兒の保育室を設けた

こと、其他レントゲン室、物理治療室がある。職員の主なるものは技師二名、醫員五名、主事一名、書記二名、助手一、事務員三、薬剤員二名、助産婦長一、助産婦十五名其他である。附屬として助産婦養成所がある。大阪市立産院は市内住民で中産以下の妊、産、褥婦及び初生児の診療、助産並にその醫學的相談に應じ且産科に關する醫學的研究をするのが目的である。特別の場合は無料にて診療又は助産の手當を受けることができる。入院費は食事を含まずして一日三圓五十錢、二圓五十錢、一圓三十錢、助産料は十圓である。

大阪市立扇町産院にて院長余田忠吾博士の執筆による妊産褥婦に對する三種の注意書を左に掲ぐ。

妊娠中の心得

胎兒を健康にする上の注意

- 一、妊娠中平素の習慣を急に止めてはいかぬ。
着物、食物、運動、仕事などみな平素の通りで宜しいが、何か身體の調子が變つて來てそれが強くなる様ならば非専門醫の診察を受けねばなりません。
- 二、食物は特に注意して下さい。

偏食をしないこと特に新らしき野菜例へば豆及麥のもやし、チシャ、ホーレン草、トマト、キャベツ、大根、カブラ、人蔘の様な「ビタミン」の多いものを食事毎にいろ／＼混ぜて成るべく短時間で煮て食べる事が有効です。これは野菜の中の「ビタミン」、「カルシウム」、鐵分などを多く攝るためで胎兒がその爲に達者になるからです。特に肉食好きな方は是非野菜を平素より多く食べる事が肝要であります。鐵、磷酸、鹽類、「カルシウム」分が十分胎兒に入る時は皮膚の強い赤い赤ん坊が生れます。食物中、野菜は非常に必要であるから是非右の通りを守るべきであります。大豆、黑豆、餅、海苔、鰹節、なども適當に食べることが必要であります。

三、食物、着物、運動などは唯常識によつて判断する事が必要であります。すべて何事も度を過ぎると害になると考へねばなりません。

飲物に就いて云ふならば寒い時に冷いものを澤山飲めば胃腸を害して下痢などを起し易い様に寒い時に單衣一枚では腹が冷えて流産の原因ともなる様に、すべて自分の身體を基として考へねばなりません。或る人は抵抗力が強く或る人は弱いと云ふ違ひがありますから一概に云ふ事はすべての人にはあてはまりません。此の理窟をよく辨へて自分の身體ではどうかと考へねばなりません。よく何事も醫者に尋ねてやる事が大切であります。

四、妊娠中特に婦人達が注意を要する事は心持を毎日清らかにする事であります。

これが身體の調子をよくする基でありますしひてはよい赤ん坊を生む基となります。妊娠中いやな事をきかず見ない事が必要であります。母の清い心から好い赤ん坊が生れると云ふ事を忘れてはなりません。そして自分の心できつとよい赤ん坊を生むと云ふ自信を持つ事が必要であります。自分によい赤ん坊を生むと云ふ自信が出来る人は必ずすべての注意が届いて居る場合であります。

五、便通は妊娠中の安全辨とも云へますので隔日には必ず便通をはかる必要があります。

便通の悪いのが頭痛、不快、食慾不振、不眠を起し腎盂炎の誘因となる事が多いからであります。

これには菜食、果物と、醫療が必要であります。

六、妊娠中特に注意すべきは、毎月少くとも三四回検尿する事が必要であります。

(イ) 一、腎臓の障害(妊娠腎、腎臓炎が起る事がある)

二、糖 尿 病

三、腎盂炎、膀胱炎

小便を検査すれば右の病氣が分るからであります。そして何れも妊娠中恐ろしい病氣であります。

(ロ) 血液検査を受くる事

妊娠中梅毒があると流産、早産、死産、弱い赤ん坊の原因となりますから必ず血液を確實に調べる事が胎兒を安全に守る事になります。

(八) 肺尖加答兒、肺門淋巴腺腫脹

妊娠して肺尖がわるくなる事がある。病氣の程度は體温を計つて知る事が出来る又胸部のX光線寫眞診斷を受くるとよく分るので微熱が続くときは醫者に相談する事が肝要である。

分娩時之心得

お産は婦人一生の大事であるばかりでなくその幸不幸の別れる動機となるものでありますから、最初のお産は特に注意して大事をふむ事が肝要であります。妊娠中に極めて順調であつた妊婦でも分娩時の注意の足らぬ處から不幸に遇ふ事があるので、妊娠中病氣のある妊婦は特に養生と分娩時の注意が必要です。第一に注意すべき事は最も安全を期する事であります。

是れには分娩の際最も安全に手當の届く様に取計ふことが肝要であります。分娩の場所と分娩時の取扱者の撰擇と云ふことを熟慮せねばなりません。場所は適當な場所を撰み信用ある産婆並に産科醫其の他分娩に十分經驗を有つ人をたのんで

其等の場所で其等の確かな産婆又は醫師の立會の下にお産をする事が最も安全であります。赤ん坊の生れるに當りましては一瞬間の出來事とその生死を左右する事があるのですから、分娩取扱者は極めて眞面目で技術經驗が確實でなければなりません。従つて分娩取扱者は決して輕卒ではいけないものであります。若し死産が起つたとすれば妊娠十ヶ月間の母體の苦痛と「死産」と云ふ一瞬間の精神的影響から産後の回復に影響しまして障害を起し易く身心の衰へ著明となるものであります。そこで始めから「一文惜しみの百すたり」を演じない様安全を期する事が最も大切であります。

分娩はどんな經驗者が取扱つても初産では生殖器に少しも損傷もなくすむと云ふことは殆んど出來ないのでありますから、其の傷の程度及手當の方法によつて産後の肥立ちのよしあしが決まるのであります。妊娠が分娩近くなつたら必ず大小便のたまらない様に平素から注意する事が大切であります。腹が張りすぎて居ると陣痛が弱くなる事があり、小便がたまつて居ると陣痛が弱くなるので分娩時には必ず大小便の通利をよくする事が素人としては第一に必要です。尙骨盤が狭い時は胎兒が

普通の大きさでも分娩の故障が起るので必ず八ヶ月過ぎには骨盤を検査して狭小でないかを検し置くべきです。

又分娩豫定日が来てもお産にならぬと云ふ場合は、必ず専門醫の診察を受けて其の胎兒の發育と母體及子宮骨盤の状態とを検査して貰ふことが完全に母子を護る上に必要なことであります。斯んな場合は經驗ある専門醫の言葉を絶対に守ることが、母子を安全にする唯一の方法であります。

分娩時の安全は平素からの注意と其の實行とによつて期せらるゝものでありますから、分娩時に急劇にあわてゝも中々安全には行かない。平素からの細い注意を怠つてはなりません。

是非胎兒を安全に生まんとするものは良い經驗ある産婆と専門醫を分娩時に立會はして最も進んだ療法をやつて貰ふ事が大切であります。

産後之心得

分娩後の注意は一層大切であります。

お産がうまくすんでも産後の不注意から産褥熱、腎孟炎、脚氣などが起つて産褥の経過を悪くすることが多いのであります。

是れを防ぐには産婆醫者の言を守り何事も産婆醫者にきいた様に行ふべきであります、自分勝手の手當は大いに禁物であります。

又腸の状態は病氣を起す基ともなりますので、産後の腹部の状態と子宮の状態とを日々検査して腹のはらぬ様に食物にも便通にも注意し亦適切な手當が是非必要であります。

産後の腸麻痺、便秘による腎孟炎などは恐ろしい病氣の一となります。

産後の安靜、安眠と栄養とは最も大切であります。

空氣の清潔なる場所では食慾が進み回復が早い。

又食物は各種のビタミン量の多いものを適當に食べること。

果物はリンゴを主として食べること。其他新らしき野菜を混食することが必要であります。

又食物は腸内にて酸酵しないものを選びることが産後胃腸の弱つて居る時大切な注意

であります。

産後二三日は便秘するのが普通であります。腸が非常に張つて居て其上便秘するのは発病の原因となり易いので醫療を要します。

産後數日は新らしき野菜を主として魚肉のあつさりしたものをを用ひ乳房のはらない人は卵巢ホルモン(例へばオバホルモン、ペラニン)の如きものを内服又は注射し其上脳下垂體前葉ホルモンの内服又は注射をすると乳房が張ることが多い。

食物としては牛乳、卵、魚卵、ハコベ、チシャ、ホーレン草、トマト、キャベツ等鯛、鯉、ヒラメ其他カルシウム、鐵分の多いものを食べる事が必要であります。産後の生児は母親の乳によつて栄養せられるので母體の食物は特に栄養分に富んだものを、特にビタミンに富むものを食べることが大切であります。

弱い、體重の増加しない生児は専門醫の適當な診療を要します、此の場合卵巢ホルモン及ビタミンB及生理的食鹽水(時には葡萄糖加入)の注腸又は注射によつて元氣になり體重を増すことが出来ます。

母體脚氣の場合には乳兒脚氣にかゝる事が多いので母親の脚氣を治療(ビタミン

B製劑の大量注射内服等)をすることを忘れてはなりません。特にビタミンBの大量注射をすることを忘れてはなりません。又時には生児にもビタミンBを注射をすると早く脚氣を治するものであります。

母乳及牛乳にて哺育するとき體重が發育の標準となるから必ず生後毎日體重を計つて其の健康状態を知るべきであります。

尙ほ大阪市立産院(三個所)に於ける總出産と大阪市内のそれとを比較すると左の如くである。

大阪市内及産院内に於ける總出産に對する死産兒比較

種別	年次	市内			産院内			死産率比較
		總出産	死産	死産率	總出産	死産	死産率	
産院	昭和三年	九、八六六	四、七二〇	五・九	四、四〇四	三九六	九・〇	
	同四年	八、八二九	四、七三三	六・一	四、三六七	三七二	八・五	
	同五年	八、八六六	四、八九三	六・二	四、九六〇	四四二	八・九	
	同六年	八、四三三	四、九三七	六・三	五、二六六	四四九	八・五	

同	同	同	同	同	同	同	同
十四年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年
八六、六三九	九、二〇四	九、九四三	九〇、九一八	九三、一四八	八三、一六七	八二、五九一	八八、〇五九
五、三七九	五、〇七六	五、八〇〇	五、五九〇	五、七三二	五、三三五	五、〇九三	五、二七六
六・二	六・四	六・二	六・一	六・二	六・四	六・二	五・九
三、七七四	四、一五六	五、一九九	五、三三〇	五、六六六	五、一七二	五、四〇〇	六、二〇五
三五七	四四七	五四六	五四四	五四五	四七六	四四二	五二
一〇〇	一〇七	一〇五	一〇二	九七	九三	八一	八四
三・八	四・三	四・三	四・二	三・五	二・八	一・九	二・五

大阪市立産院では、前述の外に嬰兒妊産婦の醫學的相談、乳母の選擇、乳汁検査等の需めに應じて居る。

來院者に對して診察の上その容態並に家庭の状況により入院或は自宅取投の孰れかに決定するのである。尙ほ状況によつては院外往診の需めに應ずるのである。そして診察投薬手術、入院、洗濯等は全く料金を徴さない。食費は自辨である。若し自辨し得ぬ場合は市費で支給するのである。又低額の室料を入院者が負擔して居るものもある。本院には修業二個年の内務

大臣指定産婆養成所を附設して大正十年四月より始業して居る。東京市では大正十二年上野池の端救護所に産院ができ後廢止され、翌年築地産院、その翌年淺草産院が設けられた。恩賜財團濟生會では妊産婦を收容して居る。日本赤十字社産院は同社本部及び支部で産院を經營して居るのである。

同社の産院は無料で妊産婦の保護助産を行ふ。但し無料空床の場合は費用自辨のものを收容し得ることになつて居る。

なほ各産院では附屬事業として助産婦養成所及び乳兒體育相談所を設けることができる規定である。

胎兒、乳兒保護は母性保護と相俟つて兒童保護の出發點で重要性を持つことは當然である。

産院は現在全國を通じて四十五個所に及んで居る。昭和十五年度に於ては

保護人員(外來)十萬四千五百十三人に達して居る。

附、巡回助産婦及び妊産婦相談所

産院、或は助産婦會の附屬事業又は單獨に巡回助産婦制度及び妊産婦相談所の施設が近時發達するに至つた。

大正七年に東京府で巡回助産看護會ができ、京都府では大正十年より實施した。又日本赤十字社及び愛國婦人會では地方支部に於て妊産婦相談所を設けた。

昭和六年に於ては全國に巡回助産の施設數は公私併せて三百九十一個所に達した。

妊産婦相談は産院若しくは巡回助産を兼ねて行ふのが普通で、特設のものは割に少ない。妊娠中の檢診によつて異常を早期に發見し之を除去すること

妊婦の異常を發見すること

とが肝要である。即ち毎月一回乃至二回、檢診し、血壓とか尿などを検査し妊娠腎、子癇等の豫防を行ふのである。また性病の有無を検査する。妊娠、胎兒の位置、胎向なども診査して置く。母體の榮養状態を可良に導くことは分娩經過を輕易ならしめる良策である。カルシウム、ビタミンの補給を要する場合は、その處置をとる。

一面流産兒及び早産の豫防を忘れてならない。身體の安靜、ホルモン劑、ビタミン投與、性病、脚氣、妊娠腎、結核などの治療によつて、流産及び早産を豫防し得ることが少くない。約言すれば妊婦の身神衛生を嚴守することに歸するのである。

其他假死出產等の場合には強心劑を與へるとか、人工蘇生法を施すとか、呼吸刺戟劑を注射し、又氣道の開通を行ふなど、其状態に即應して處置すると新生兒の生命をとりめることがある。

流産及び早産の豫防

假死出產

早産とか生活能力薄弱兒に對しては特別の養護が要る。即ち早期授乳、ヅイタミーン、ホルモン等の注射、強壯劑、輸血、保温、榮養補給、周到なる保護を要するのである。一般にはその養護法が審でない。そのため折角救ひ得る場合でも生命の犠牲を餘儀なくすることがある。

第七章 巡回 籃

貧困の産婦は分娩用具の準備をなすことが困難であるから斯かる人の爲めに産具を貸與し以て産婦及び初生兒の保護をする目的で巡回籃 (Wanderkorb)なる制度が出来た。一九〇六には獨逸に於てこの制度を採れる都市が十七に及んで居た。其巡回籃には手洗鉢三個、暖床器一個、コップ一個、敷布一枚、手拭三枚、敷臺四個、ゴム敷臺一個、夜衣一枚(エルベルフェルド市婦人會巡回籃の内容)を納れて居る。これ等の用具は常に消毒し置き白布の袋に入れ臨機直に使用し得ることが出来るようにしてある。尙ほ産婦には襯衣一枚、皿洗布一枚、綿花二五〇瓦、石鹼一個を支給するのである。エルベルフェルドには十五個の巡回籃を所有して居るのである。

貧困者が實際娩産の用意をなし能はざるため分娩の際諸種の危険を招くよ

うなことが少くない。この理由から言つても巡回監の制度は極めて利便の多いものと謂はねばならぬ。婦人會等の事業としてこの巡回監制度は最も適當なるものの一つであらう。

第八章 家庭訪問員

保護婦
衛生訪問
員

乳兒死亡の中には養護の誤りに基いて居るものが決して少くない。そこで出産兒の家庭へ訪問員を派遣して育兒上の注意を與へる制度が出来た。獨逸の保護婦(Fürsorgeschwester)と言ひ、英國の衛生訪問員(Health visitor)と稱するは何れもこの目的で設けられたものである。家庭訪問員は有給者にてもまた篤志の婦人でもよいが育兒に關する相當の知識を有して居ることが必要の條件である。母親の質問に對し臨機應答の必要もある。家庭訪問婦は訪問の際育兒に關する注意書の如き印刷物を配布することも利益が多いと思はれる。又注意して置いたことが實際行はれつゝあるや否やを視察することも肝要である。

英國 英國中央衛生局及び地方衛生局は乳兒死亡豫防の目的を以て一九〇七年制定

の出生届出法にその條文を收めた。従前の規定は出生後六週間以内に届出づればよかつたのであるが新法令では出生後二日以内に所轄衛生區の衛生醫官が之を知り得るのであるから乳兒に對する處置も自ら早く出来るのである。蓋し此方法は乳兒死亡率を減少せしむるに預て力あるものと謂ふべきである。此法令は一九〇八年十一月末には一九〇個所の都會にこれを實施することとし、同時に女子衛生訪問員を置いたのである。此訪問員は出生届のあつた家庭を訪問して産婦と生兒との健康状態を視察して、母及び子に對する健康上の注意點を示すのである。此際母乳授與の必要なることを特に述べ育兒に關する注意書を交附し置くのである。

衛生訪問員の資格はロンドン府の規定では開業醫、産婆、三年間修養したる看護婦等であるが若し適當の候補者なき場合は病院で六個月間衛生に關する講習を経たるもの、王國衛生會の衛生訪問員、學校看護婦の資格證明書所有者、國民衛生協會、王國公衆衛生會、地方政務院の認めたる官署の證明書を有する者を候補者とするのである。候補者の修得すべき學課は解剖學、生理學、衛生學、家政學、乳兒及び幼兒保育法、傳染病豫防法、應急救護法、負傷手当法等である。十年以前の統計に據

れば、英國に於て衛生訪問員を有する地方は百五十餘箇所に及び、エジンバラ市の如きは有給婦の外、篤志婦人の衛生訪問員となれるもの二六七人の多きに上れりと言ふことである。又小さき衛生區では衛生訪問委員が學校看護婦、衛生區附看護婦、衛生區附産婆の職をも兼ねて居るところもある。

イングランド、ウェールズの地方廳では一九一四年三月には僅か六百名の訪問員であつたが一九一五年末には八百十二名に増加し更に一九一七年二月には千二十四人に増した。これによつて一人の訪問員が八百の出産數を受持ことになつた。一九一八年には訪問員の數が三千三十八人に達した。訪問員を養成するため全國に學校の設備が多くある。

ニューゼランドには婦人及び兒童保健協會なるものがある。これはグンデン市精神病院のエステイ、キングが主唱して出來たものであるが、その當時までは一九〇七年乳兒死亡率は生産一〇〇に對し八であつたのが協會が出來て以來は、それが漸次減少して一時は四以下にまでも下るやうになつた。この協會は同州總督のプランケウト夫妻が大に援助したので世間ではこの協會をプランケット協會と名けて居る。

斯かる歴史を有する協會は數十名の專屬看護婦があつて、各一名が半徑五〇哩の範圍を受持、その區域を巡回して居るのである。その活動の種類は次の如くである。

- 一、家庭訪問
- 二、母の會に出張
- 三、學校訪問
- 四、兒童健康相談所訪問
- 五、少女會出席

斯くの如くにして専任看護婦はあらゆる機會を利用し育兒の知識を普及して居るのである。

米國 シカゴには巡回看護婦の制度がある。これは主として市の經營である。巡回看護婦に二種の別があつて、一は一般病者の巡回看護で他は健康乳兒の巡回看護をするものである。シカゴでは乳兒保護の目的で貧民區の家庭を訪問する制度は二十餘年前に端緒を發して居るのである。即一八九九年にシカゴ衛生局長が篤志の醫師四十三名をして夏季に貧民家庭を訪問させ、乳兒あるものに對し其取扱上の注意を

した。一九〇八年には百人の囑託醫が同一の目的で同じ方法を實行した。一九一七年には更に一千人の巡回看護婦が七、八月の兩月にわたり、貧民區で乳兒のある家庭を訪問して取扱上の注意をするのである。巡回看護婦は市役所にて出産届により乳兒のある家庭を訪問し一人にて百人の乳兒ある家庭を訪問するのである。その方法は一日に約十五人を訪問し二回以後は一週間に一回づつ巡回する。斯くて戸別訪問をする乳兒の家が約二十萬に上ると言ふことである。年々五萬人生れるシカゴ市の乳兒の中三萬人はこの方法で訪問を受けるのである。斯くてシカゴ市の乳兒死亡率は減少しつゝあるのである。

大阪府では妊産婦及び乳兒保護の爲めに助産婦三名を採用し、方面委員、篤志婦人、醫師助産婦及び各種社會的施設と連絡をとり協同して事に當らせることになつた。

方面助産婦職務要項は大體左の通りである。

- 一、妊婦の早期發見「カード」階級の妊婦を發見し妊娠中の心得殊に分娩前後の注意を與へ診察を行ひ出産手配を爲し妊娠の職業不適當のときは方面委員に其旨通

告すべし

- 二、病弱妊婦の保護 妊婦の健康状態を注意し疾病ありと認むるときは醫療の道を講ずること
- 三、異常妊婦の保護 異常妊娠又は産道に異常ある難産の疑ある妊婦を發見するときは醫師の診療を求め相當手當をなすこと
- 四、産褥婦の早期發見 産褥婦を早期に發見し産後の注意を與へ殊に離床就業につきても注意すること
- 五、病弱産褥婦保護 病弱産褥婦を發見し保護治療の法を講じ母乳哺育の可否につき醫師の意見を特に求むること
- 六、乳兒の早期發見 「カード」階級の乳兒を早期に發見して乳兒の寝せ方、授乳の心得、入浴の心得、衣服襪履の心得、抱き方等、乳兒の育て方を注意し、迷信又は無知のために誤れる育児法を正し、特に母乳哺育の利益を宣傳すること
- 七、病弱及不具乳兒の保護 常に家庭訪問によりて乳兒の發育特態に留意し病弱及不具兒を發見し適當の保護醫療を受けしむること

- 八、私生兒養兒里子の早期發見 「カード」階級の私生兒、里子、養兒等は一般に特別注意を要するものなれば早期に之を發見し適當の保護指導に勉むること
- 九、母又は父の死せる乳兒の保護 親を失へる乳兒を早期に發見保護を與へ時に適當の家庭に委託し又は乳兒院育兒院等に入院せしむること
- 一〇、母乳不足の乳兒の早期發見 母乳不足の時は乳兒の發育困難にして特に早期發見の要ありされど眞に母乳不足のことは少く多くは乳の授け方悪しきためなれば善く授乳法を傳授すること
- 一一、人工榮養乳兒の保護 人工榮養によるときは乳兒に危険多ければ特に牛乳の薄め方、用法、用量、授乳時間、器具の掃除等につき常に注意を與ふること
- 一二、應急保護 皮膚爛れの手當洗眼洗腸等の要あるときは其處置を行ひ又必要に應じて助産をなすこと
- 一三、當時の流行性疾病の豫防及看護法の宣傳 時節によりて流行し又は流行の恐れある疾病の豫防手當等の注意を與ふること
- 一四、必要品給與 「カード」階級の妊産婦及乳兒の生存發育上必要なる物品或は榮

一 養品の不足を發見したるときは之が給付又は貸與を圖ること

一五、衛生思想の普及 其他カード階級に一般衛生思想の普及を計り特に乳兒相談一所等の利用につき宣傳すること

神戸市に於ては社會課にて大正十一年五月巡回助産婦制度を開始した。その概要は次の如くである。

目的及び任務 本産婆は妊娠婦及び胎兒、嬰兒の保護の爲め無料にて無資力妊娠婦の助産を爲すことを目的とす。巡回産婆は右の目的の爲めに毎日一回以上各自の受持区域内を巡回し助産の需めに應ずるものとす。

申込方法 助産の請求を爲さんとするものは當該區域受持の産婆又は神戸市社會課に對して申込む。組織は神戸市を四巡回區域に分ち每區一人宛の産婆を置き社會課長の指揮監督の下に助産の事務を取らせるのである。

今や人口資源の擴充、疾病豫防、體位向上等の問題は殊に我國の重大事件として登場して居る。出産の獎勵、哺育の教育、結核の豫防、乳幼兒の保健、母性保護など悉く國家の直面して居る緊要の事柄である。

神戸市巡回
産婆制
度

從來我國に於ける斯種の擴充に對する努力は決して合理的とは言へない。系統的でもなく又根本的でもない。今後は斯の點に關し特に注意を要するのである。

家庭訪問婦の有すべき素養の内容は看護學、助産學、兒童榮養學等である。實際上には食餌の製法、與へ方、離乳法、衣服の用ひ方、看病法、消毒法、迷信打破などに努力することが主要の任務とすべきである。我國に於ける生活の状態は非常識的のことが甚だ多い。之を是正するに家庭訪問婦は預つて力がある。從來は女子教育の機關に於ても斯かる事項に對して教授する點が甚だ不十分であつた。

現今では家庭訪問婦は巡回看護婦社會保健婦等種々の名稱で團體事業として地方的に行はれて居るが、將來制度を統一し一面には養成所を完備してその教養を向上し一面には全國に普及する遠大の計畫を樹つる必要があ

る。訪問婦は大衆を相手とせず各個の家庭を指導し、向上充實を謀るものであるから効果の點からもつとも望ましい制度である。

第九章 牛乳配給

目的

目的 牛乳配給の目的は善良牛乳を無料又は廉價にて供給し、その用法を誤なからしめ以て乳兒の成育に良好の効果を收めることである。けだし母乳榮養は自然榮養で乳兒の成育に最適當のものであるが、母乳を得がたき場合は止むなく牛乳を以て代用させるのである。尤も牛乳のうちに不純又は不良のものがあると、乳養上に悪影響を受ける。故に純良の牛乳を供給することが甚だ必要である。そこで牛乳配給の施設が出来た。

第一節 由 來

獨逸では一八八七年に、ライプチヒで牛乳を消毒して供給した。併しこれは貧民に食料を與へると同じやうな方法であつた。翌々年にはハムブル

由 來

ヒの牧師マンヒョットは同市の「セント、ゲルトロード、ゲマインデ」に乳児用の牛乳を供給する目的でその設備をした。これが「ミルヒキョッヘ」の初めである。ここでは消毒した牛乳を附近の貧兒に與へたのであつた。一八九四年には「ドクトルギェフル」の盡力で同様の設備が出来て、これに「グート、ド、レー」(Goutte de lait)なる名を附した。これが佛國に於ける牛乳調理所の初めである。

牛乳配給の成績はどこでも顯著であつた。そこで巴里で多くの後継者が出た。それから白耳義や、英國に同じ施設が出来るようになった。今日では到るところの文明國に牛乳配給所の設備が出来て居る。

第二節 經營及び設備

牛乳配給所には一定の専屬牛乳舎を有して居るものもある。又他の指定搾

監督

乳場と聯絡して居るものもある。經營は公設のもの慈善團體のもの等がある。其他工業家が、自己の工場にて使役せる子女のために設けて居るものもある。牛乳配給所の監督は乳兒養育の素養ある専門醫が最も適當である。牧場の監督は獸醫が擔任すべきである。牛乳配給所は獨立したものと、乳兒院又は産院等に附屬して設けられたものもある。大都會では大規模のものより小規模でも諸所に多くある方がよい。大都會では中央牛乳配給所を設けるところから他の支所へ牛乳を供給するのが便利である。牛乳配給所にて供給する牛乳の價は市價よりも低廉である。貧者に對しては更に割引し又無料で與へる場合もある。設備は消毒室、調合室、洗滌室、冷却室、清潔室、牛乳配給室等が必要である。牛乳配給所は申すまでもなく日光、空氣を適當にし、すべて清潔に保たれ、給水、下水の狀況など嚴密に監督し、牛乳を不純ならしめざるやう注意せねばならぬ。

第三節 牛乳配給の方法

牛乳配給の方法に二種ある。

- 一、純牛乳を配給して保護者に稀釋される場合
- 二、乳兒の月齡、強弱等に應じて適當に稀釋した牛乳を保護者に供給する場合

右の二方法につきても自ら議論がある。即ち牛乳を配給所で稀釋して與へると保護者をして無責任たらしめる憾があると言ひ、或ものは折角純牛乳を與へて居る家庭で稀釋度に過誤があつたりしては何の役にも立たぬから稀釋したものを與へる方がよいと言ふのである。何れにしても配給の本旨を失はぬように最善の方法をとるべきである。

第四節 牛乳配給に伴ふ注意

牛乳配給事業を施行するに際して注意を要する點は種々あるが、その主要なるものを擧げて見ると次ぎの如くである。

- 一、母乳榮養を夢にも忽諸に附してはならぬ。牛乳配給を受けるからとて母乳を廢するやうなことは大なる過である。故に斯かる誤解のないやうに努めねばならぬ。
- 二、善良の牛乳を與へても用法に誤があつては利するところの少いことを示さねばならぬ。
- 三、牛乳は乳兒の健康状態に相當したる濃度と分量とを應用せられねばならぬ。
- 四、牛乳配給所の牛乳は保護者に渡されるまで合理的に處置されることが必要である。これは牛乳配給所側の責任である。
- 五、牛乳配給所で保護者に供給されてから乳兒に吞まされるまでの合理的牛乳處置

牛乳配給に伴ふ注意

は保護者の責任として遺漏なきを期することが必要である。

第五節 牛乳配給の効果

牛乳配給の目的は善良の牛乳を適當なる方法で乳児に與へることを目的として居るのであるからそれに反する場合に比して効果の多いことは勿論である。効果を數字的に見るには先づ死亡率を觀察することが必要である。ハムブルヒの「セント、ルート、ゲマインデ」の牛乳配給所の牛乳配給を受ける乳児の死亡率は一六・三%である。ケムニッツ市では一般乳児の死亡率は一三・〇%であるが牛乳配給所の乳を受けるものは僅に八・六%である。英國のセントヘレンスでは一般乳児死亡率一八・七で牛乳配給所の牛乳で育つたものは一〇・五%の死亡率である。現在では右の死亡率が更に低下して居る。牛乳配給の効果の確實なることが明であるが、しかしこの

故を以て母乳の哺育を忽諸に附することは斷じていけない。

第六節 各國に於ける牛乳配給事業

一、獨逸に於ける牛乳配給 獨逸には現今多數の牛乳配給所がある。ケル
レル及びクルムケル (Keller und Krumker) によると一九一一年までに七
十九個所の牛乳配給所が出来て居る。今日では遙にその數が増して居る。
牛乳配給所は乳兒院、乳兒診察所などに附設せられて居るところがある。
これは種々の便利がある。牛乳を與へる際其乳児の爲めに調査するのと單
に純粹の牛乳を渡して家庭で薄めさせるのと別がある。何れがよきかと
言ふことはいろいろの議論がある。これは各地方の狀況、又母性指導の機
關の有無、母性の育兒智識の多少等によつて善處せらるべきである。
獨逸の模範的牛乳配給所は第一には「カイゼリン、アウグステ、ウイクト

第二



所給配牛の屬附スウハ・アリトクイウ・テスグウア・ンリゼイカ

リア」館内牛乳配給所を擧げねばならぬ。

(イ)「カイゼリン、アウグステ、ウイクトリア、ハウス」牛乳配給所 同館事務室の一階にあつて二室から成る、一室は乳罐清滌室で他の室は調理室である、牛乳は醫師の指揮に従て稀釋され、消毒の後冷蔵装置内に送られるのである。本所では毎日三千個の牛乳罐に收

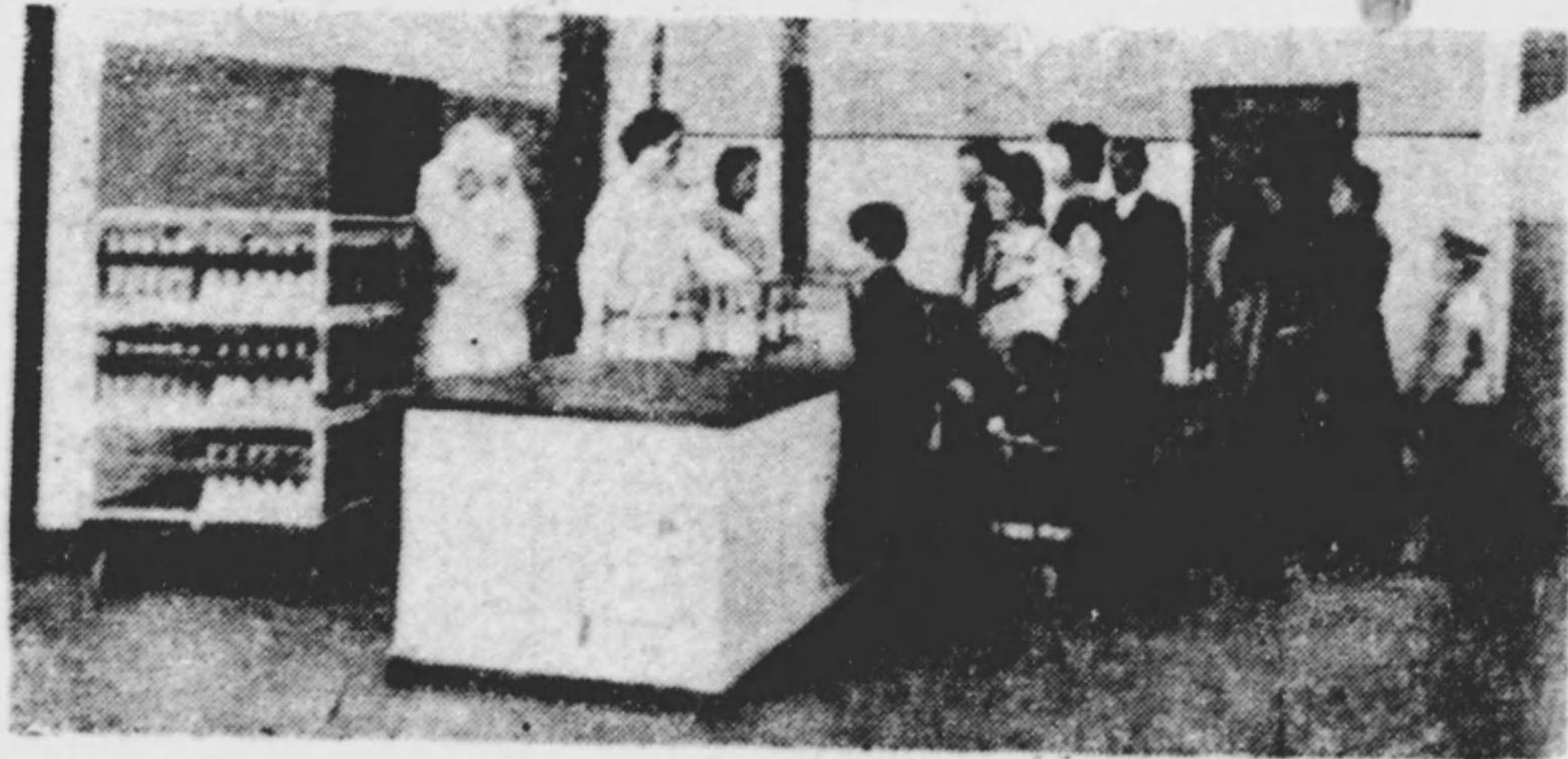
められる牛乳を調理すると云ふことである。ここで調理された牛乳は一部はここに收容されて居る乳兒に與へ他は乳兒診察所の保護を受けて居る外來乳兒に與へられるのである。

(ロ) ミュンヒエン大學小兒科牛乳配給所 ミュンヒエン醫科大學小兒科に附屬して建てられた牛乳配給所は六室である。乳罐清洗室、準備室、消毒室、冷蔵室、配給室、前室である。乳罐

各國に於ける牛乳配給事業

第三

所給配乳牛科兒小學大科醫ンエヒンユミ



- 1 牛乳配給所
- 2 消毒室
- 3 調合室
- 4 洗滌室
- 5 前室
- 6 冷却装置
- 7 前室
- 8 清潔室

の清洗などは大装置で行はれるから一時に多数の準備が出来るのである。

(ハ) エルバーフェルド市牛乳配給所 一九〇七年の創立で牛乳の支給を望むものに豫め牛乳支給券を下附するのである。それと同時に次の心得書を配布するのである。

乳児の健康を増す爲め左の點を守られよ

- 一、毎日午前九時後に指定の牛乳配給所にて牛乳を受取られたし。
- 二、乳罐は冷水を入れた器に入れ地下室か又は冷涼の場所に置き授乳前に罐の栓は不潔物附着の有無を調べられたし。
- 三、乳児には午前六時、九時、十二時、午後は三時、六時、九時に各一罐の牛乳を吞ませること。
- 四、乳児の吞み残した乳は家事に使用する外再び乳児に與へぬこと。
- 五、牛乳は使用前その罐を微温湯に入れて火にて熱するのです。他の器

に牛乳を移すに及ばず、乳頭は使用前數分間熱湯に浸し使用後直に洗滌して硝子罐中に保存し置かれたし。

六、空罐は洗滌して翌日これを配給所へ交付するのです。罐を破損するか、粉失のときは「フエンニヒ」を支拂ふこと。

牛乳は乳児の年齢に応じてこれを四號に分類する。

第一號	牛乳一と水二の割合	一五〇瓦
第二號	牛乳一と水一の割合	二〇〇瓦
第三號	牛乳二と水一の割合	二〇〇瓦
第四號	全乳	二〇〇瓦

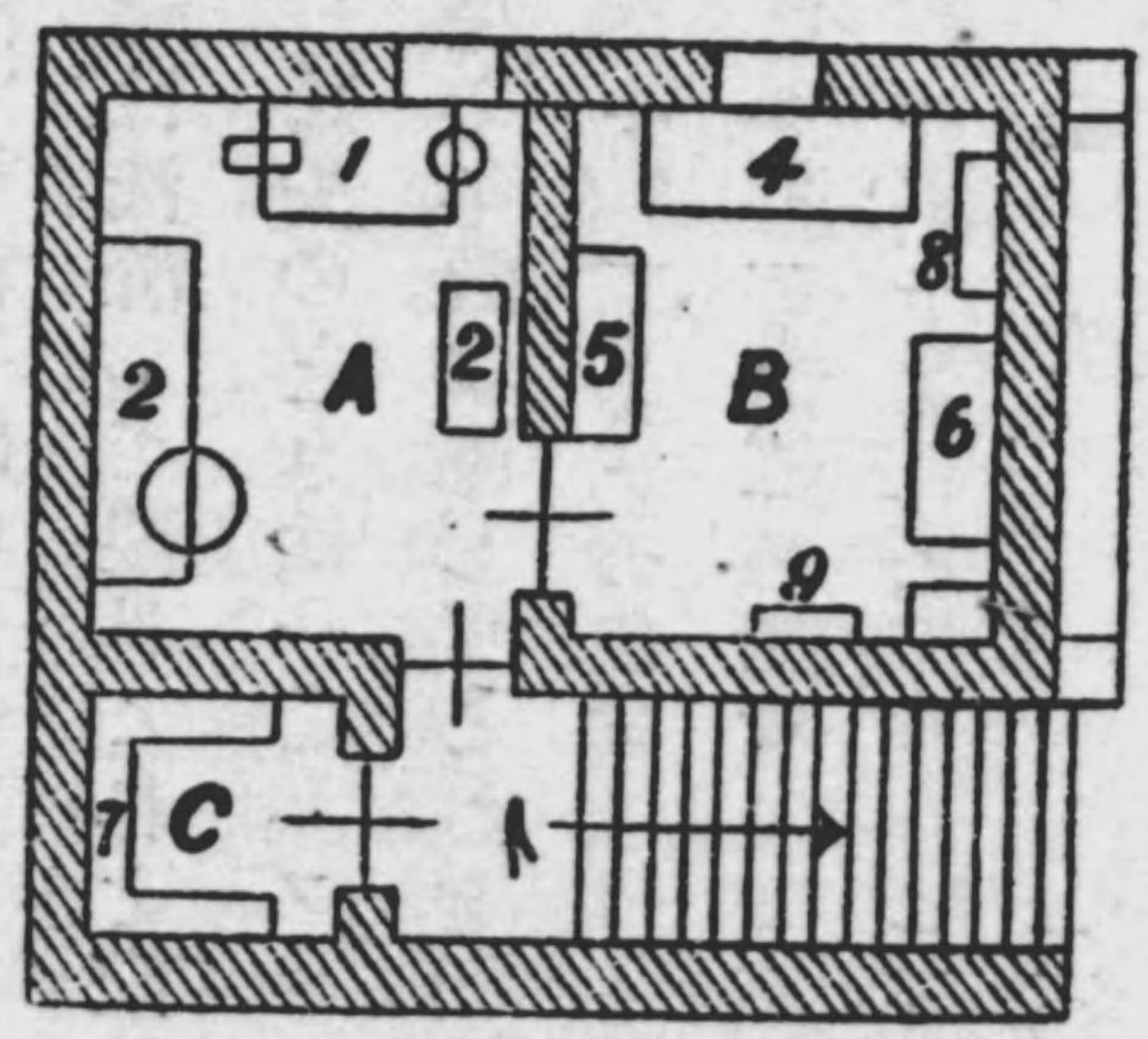
市立牛乳配給所では個人經營の二個の搾乳場から牛乳を購入して居るのである。

(ニ) 市營牛乳配給所 市營にて牛乳の配給を實行して居るところがある。これは單に乳児用牛乳のみならず一般市民の利益を得せしむるため

ある。

ポーゼンでは初め五萬マルクを以て市民の爲めに牛乳を配給することにして居る。牛乳の價額は需用者階級によつて異つて居る。市では更に「ミル

第四圖
所給配乳牛のンゲンリーツ
(ルテルセ)



- (A) 清 洗 室
一、水ポンプを備へたる
クホール」を
設けて一面に
- 二、乳燻立
三、遠心器を備へたる壺
は飲酒の弊を
- (B) 調合及消毒室
四、計量器を備へたる調
除き一面には
- 五、瓦斯裝置
六、消毒裝置
七、調合品棚
- 八、調合品(粉砂糖等)棚
九、器具棚(硝子、瓶等)
- (C) 冷 却 室
乳兒用牛乳の
需用者に便な
らしめて居る

のである。

ドルトムント市では八〇頭の乳牛を收容する牛舎があつて牛乳販賣店も設けてある。こゝにて搾乳したものは市の病院乳兒保護事業一般市民に供給して居るのである。

二、佛國に於ける牛乳配給 佛蘭西には多數の牛乳配給所が設けられてある。一九〇四年には巴里市に二十五個の牛乳配給所があつた。佛蘭西には乳兒診察所が多くある。そしてこゝで牛乳配給所を兼ねて居るところが多い。今日では其數が幾倍かになつて居る。しかし乳兒診察所と牛乳配給所(グレート、ド、レー)とはその目的が割然と分れて居る。即ち乳兒診察所は醫師が乳兒を監督し母親に育兒の知識を與へ、且母乳で乳兒を育てるやうに奨励するのであるが、牛乳配給所は純牛乳を供給して乳兒に起る危険を防止するのである。

斯くの如く兩者の目的が相互に異つて居るから初めは別々に行はれて居

た。しかし實際上から言ふと兩方とも必要な場合がある。そこで寧ろ兩者を併置した方が便利だと言ふことになつたのである。そして牛乳配給所では母親に授乳を奨め、且育兒上の知識を與へる方針をとり、母親の分泌悪しきとき又は乳質がわるくなつた場合に牛乳を與へることになつたのである。

三、英國の牛乳配給 英國では一八九九年にセント、ヘレンスに乳兒牛乳配給所 (Infant Milk Depot) が出來、次で倫敦にも設けられた。英國では牛乳條令が布かれて人口五萬人以上の處では牛乳配給所の設立を要する規定がある。

エジンバラ市では一九〇一年に牛乳配給所を設けた、一名の女醫が監督し、乳兒は毎週一回體重を計られる。母親には育兒上の注意をする。牛乳は殺菌を行ひたる後に配給されるのである。

英國に於て牛乳條令の規定にて人口五萬以上の都市には乳兒用牛乳供給所を設立することになつたのは特に留意すべきことである。又牛乳配給所では單に牛乳の配給のみならず乳兒取扱の方法を指示することに力めて居る

四、合衆國の牛乳配給 北米合衆國では乳兒保護事業として牛乳配給事業に重きを置いて居る。一八九二年紐育で、乳兒死亡防止事業として善良の牛乳を乳兒に供給することを最も必要なりと認められた。一九〇二年にはクリーブランドに乳兒死亡防止會が出來た。その夏一人の醫師が貧家の病兒に牛乳を施與した。乳兒死亡防止會は資力不十分であつたから多數の乳兒に牛乳を供給することが出來ないので更に多數の母親に牛乳を授けるやうの組織にした。しかもこの際乳兒の健康状態を醫師が檢視するやうなことはなす。

五、埃太利に於ける牛乳配給 埃太利に於ける牛乳配給所は割合に少いけ

れども、維也納には多數の會があり牛乳配給を實行して居る。例へばシヤリタース會、乳兒保護會 (Verein, Säuglingschutz) 乳兒保護會 (Verein Säuglingsfürsorge) 等の如きものである。後者は一九〇九年より一九一〇年の一年間に牛乳三萬六千「リテール」を供給した。

六、スウエーデンに於ける牛乳配給 同國は佛蘭西の方法により牛乳配給所を設立し、最初ストックホルムで着手、一九一一年には七〇〇〇人の乳兒へ配給した。それより漸次他の市へひろがつた。

七、日本に於ける牛乳配給 大正十二年九月關東大震火災の直後内務省衛生局が東京市と協力して市内の公園其他の廣場に起居して居る罹災者の乳兒に牛乳を配給した。後にこの事業を東京市で繼承し、市内及び隣接町村の廣場や學校など、約五十個所で一日一萬人の乳幼傷病者妊産婦に配給したが、罹災者が恢復するに及んで廢止された。

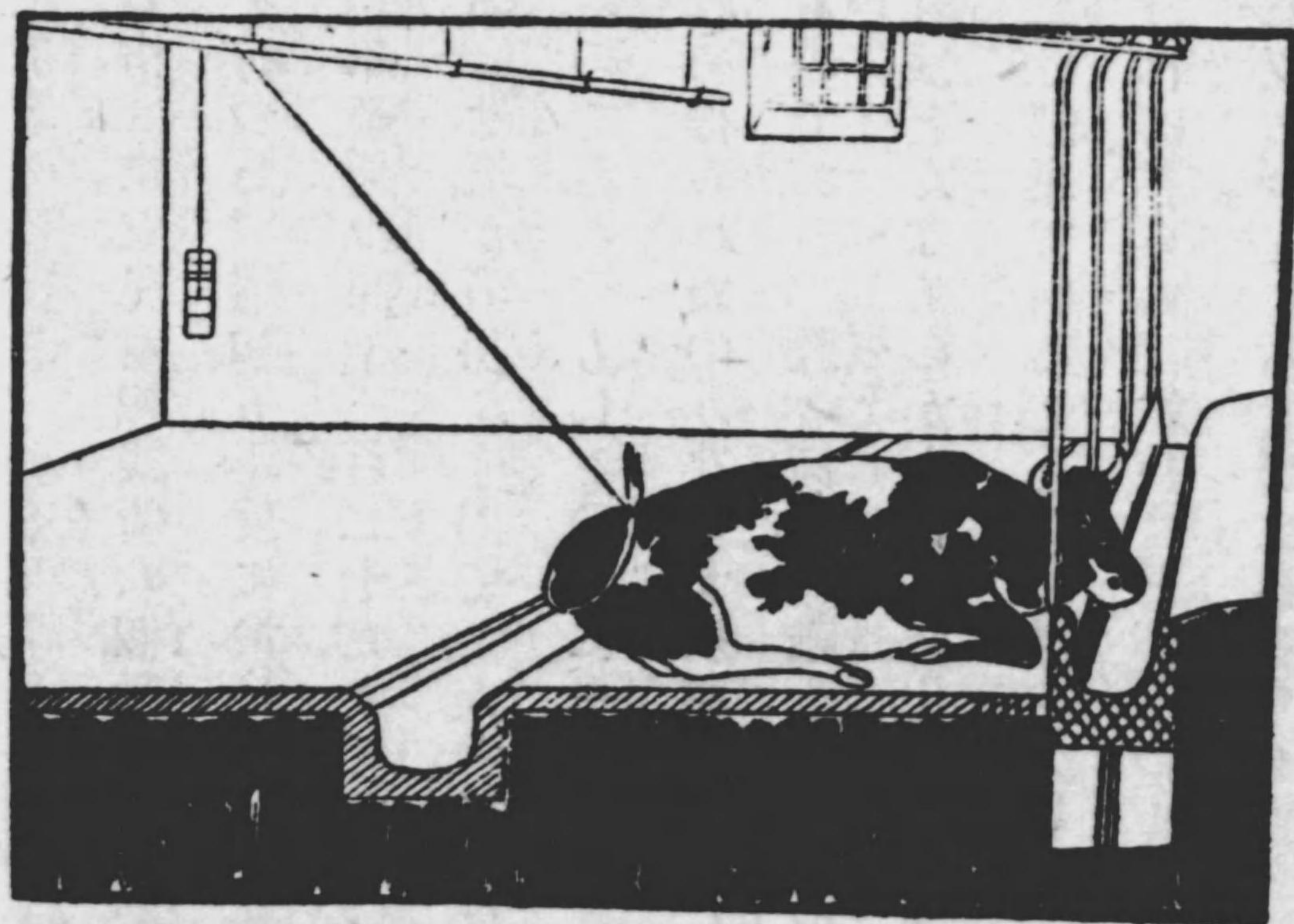
次で小田原乳兒保護會、神奈川乳兒保護會でも牛乳配給を開始した。昭和四年東京市は市立兒童相談所六個所に牛乳配給所を附設して細民家庭へ牛乳配給を行つた。昭和五年度に於ける被配給兒は三萬四千六百三十三人及び一個年平均は四千三百二十九人である。

八、搾乳 牛乳が乳房より出でて人の胃腸に達するまでの間には種々の操作を経るのである。もしこの間に一度にても衛生上の手落があると牛乳の効果は收め得られぬのみならず病原の混入した場合には却て害を受けることになるのである。假令純乳と雖も不潔に取扱はれたものはいけない。乳兒用牛乳はどんなものかと言ふに化學的には全乳と何等異るところはない細菌的には健康であることが牛乳の大切なる要素である。動物は素より健康でなければならぬ。結核などがあつてはならぬ。

牛舎は通氣よきところで床は漆喰で固められ排便は水で綺麗に流して置か

第五圖

(ソマスロユシ) 和蘭に於ける牛乳舎

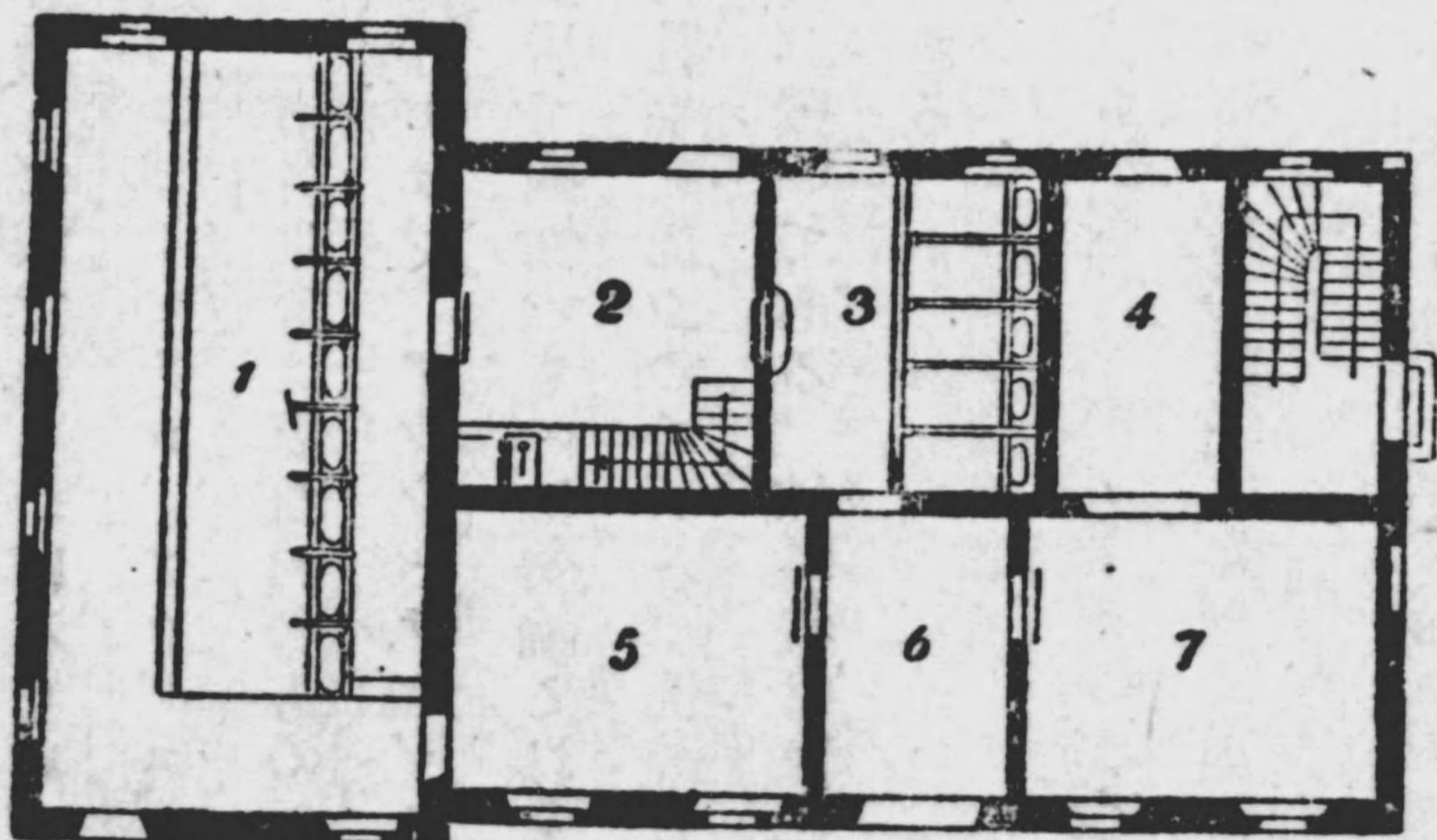


- 一、乳牛の足場の長さ一・四五乃至一・七迷
- 二、便溝
- 三、飼養品容
- 四、尾の先端を吊りあげる

ねばならぬ。飼養に用ふるものは乾燥せる藁や草などであるが時には新草そのまを與へるところがある。新草にはヴィタミーンが含まれて居る。あまり新草ばかり

第六圖

各國に於る牛乳配給事業



- 1 牛厩
- 2 飼養料品室
- 3 小牛厩
- 4 器械室
- 5 洗滌室
- 6 牛舎
- 7 搾乳室

牛舎設計圖
在シヤロットテンブルヒ、カイゼリン、アウグステ、ウイクトリア館附屬乳

りの時は下痢を起すこともある。尾は結んで置いても乳が必ず清潔とは限らない。搾乳者は必ず健康の人でなければならぬ。又搾乳に際しては清潔なる白布衣と帽子を用ひ手は最も清潔にして置かぬばならぬ。乳牛の乳房を清潔にすることは勿論必要である。搾

乳容器も清潔であらねばならぬ。搾乳後は冷却して置くことが必要である。獨逸の「カイゼリン、アウグステ、ヴィクトリア」館牛乳舎、デュツセルドルフ市牛乳舎は模範的のものと看做されて居るのである。

「カイゼリン、アウグステ、ヴィクトリア」館の牛乳舎には十頭内外の乳牛が居て病性のものは勿論これを省く。牛舎の傍に洗滌室があつて搾乳前に乳牛を洗ふのである。洗滌室の次が搾乳室で、その傍に一室があつて器具が置いてある。搾乳後は直にこれを冷却室に移して暫時貯藏せられるのである。

第十章 栄養食給與

栄養の不給は乳幼児の發育に直接の悪影響を及ぼすもの故、この點につき實際上の顧慮を必要とするのである。この點によりて牛乳の配給は要求者に對する大なる恩恵である。

既にして乳児が幼児となり、牛乳のみを以ては栄養に不足を告げることになると更に牛乳以外の食物を與へる必要がある。茲に於て貧困家庭の幼児に對して栄養品を供給する制度が生れてきた。

我國で初めてこの制度を布いたのは東京市である。即ち同市では大正十三年六月數寄屋橋公園内に兒童栄養食加工場を設け特殊小學校及び託兒所の兒童に晝食を給與することを始めた。翌年六月には之を法人組織とし、日本栄養協會に委讓した。大正十四年度以降昭和六年度までに無料給食をし

た兒童の延人員は四十六萬一千五十九人に達して居る。
尙ほ同協會では託兒所の兒童に主きを置き毎月三百人乃至五百人の貧困兒
童に無料給食をした。

第十一章 兒童相談所

第一節 由 來

兒童相談所(母親相談所)はもと乳兒の診察に源を發して居るのである。乳
兒死亡率を遞減させる目的で生母に授乳を奨勵し、乳兒の保育方法を示す
のが主な事業であつた。故に最初の名は乳兒診察所であつた。英國では「イ
ンファント、コンサルテーション」(Infant Consultation)と名け獨逸では乳兒
保護所(Säuglingsfürsorgestelle)と云ひ又は母親相談所(Mutterberatungs-
stelle)と稱へ佛國では「コンスルタシオンド、ヌーリッソン」(Consultation de
Nourisson)と唱へられるのである。日本では兒童相談所、兒童教養相談
所、兒童健康相談所、母親相談所、小兒保健所等の名がある。そして單に

乳児のみならず長じたる兒童のために母親の相談に預つて居るのが普通である。兒童相談所は一面に於て母親學校 (Mutterschule, School for mothers) の任務を兼ねるところである。

最初乳児診察所の設けられたのは佛國の巴里でピュヂン教授の創設にかゝるものである。これが一八九八年のことである。これが世界に於ける乳児診察所 (母親相談所) の初めである。最初は産院の附屬設備で、主として産院で生れた乳児を保護するに止まつて居たのである。佛蘭西では産院で出産するものが多い。然るに乳児は退院後多く死亡する事實がある。そこでピュヂンはその原因が母親の乳養せぬために本づく^と考へ母親教養の必要性を痛感し乳児診察所を創立するに至つたのである。母親は毎週一回乳児を連れて來所し育兒上の相談を受けるのである。このピュヂンの乳児診察所の事業は程なくひろく世に傳へられ佛國は勿論、和蘭、獨逸、白耳義、

埃國等に於て設備せられ、今日は世界の各國にその設備を見ることになつたのである。今日世界の各國に於ける乳児診察所は佛國最初の乳児診察所の如く産院で生れた乳児のみの保護をするに止まらず一般乳児の保護をすることにして居るのである。

第二節 乳児診察所の經營

乳児診察所は地方自治團體の經營に依るもの、公益團體のもの、醫師團體のもの、婦人團體のもの、病院内にあるもの、學校内に設けられたるもの等區々である。乳児診察所のみ獨立のもの、又は産院、乳児院、病院等に附屬して設けられて居るものがある。獨逸國シャロッテンブルヒの「カイゼリン、アウグステ、ヴィクトリア」館や、フュルト市の「ナタンステフト」の如きは獨立の乳児診察所で、これ等の診察所には普通車馬置場、待合室、

事務室、診察室、牛乳配給所の如きものが設けてある。

乳兒診察所の設備及び實行方法は國々により、又その地方の情況によつて多少の相異がある。多くは一週に一回母親が乳兒を連れて来て、醫師が乳兒の健康診断を行ひ、又母の健康状態、乳房などを診査して育兒上の注意をするのである。それと同時に母乳栄養の奨励を行ふのである。

單に乳兒診察所で乳兒の保護を行ふばかりでなく家庭を訪問して乳兒看護の状況を監視したり、乳兒診察所の指定事項の勵行を促すのである。獨逸國のハルレには保育婦 (Fürsorgeschwester) の制度があつて、出産があつたらその家庭を訪問して授乳をすしめ且乳兒診察所への來所を奨めるのである。若し母乳の分泌を見ない場合は牛乳配給所から善良乳を廉價又は無代で供給するのである。

保育婦

第三節 乳兒診察所の任務

乳兒診察所では凡そ次の任務がある。

- 一、乳兒の診察をなし健康上のことにつき母親に注意すること
- 二、乳兒保育上の知識を與へること
- 三、母乳保育の奨励

第四節 乳兒診察所の效果

乳兒診察所の事業によつて收め得べき效果は左の如くである。

- 一、母親及び一般に對し育兒に關する知識を普及し得ること。
- 二、自然栄養による乳兒數を増加し、更に乳兒栄養期間を長からしむ。
- 三、乳兒死亡率を減少ならしめる。
- 四、乳兒の罹病率を少くする。

乳兒診察所の效果 各國に於ける乳兒診察所

五、母親の作業能率増進並に經濟上の利益。

第五節 各國に於ける乳兒診察所

(一) 獨逸に於ける乳兒診察所

佛國ブエヂン教授の乳兒診察所が設けられてその效果の良好なることが傳へられた結果獨逸では諸所に斯種の施設が出来た。尤も一八八三年にライプチッヒの醫家タウベ(Taube)が同市兒童保護中央部を創立し、母親に育児知識の普及を謀つた。一九〇五年には伯林に四個所の母親相談所が出来た。現今に於ては獨逸國の到るところに乳兒診察所又は母親相談所が設けられてある。その數は極めて多い。例へばバイエルンでは斯種の設備一九〇八年に九十三個所あつた、一九〇九年には百二十九個所になり一九一〇年には百六十九個に達して居る。獨逸全國には一九一〇年迄に設けられた

乳兒診察所は二百五十五個所に上つて居た。

乳兒診察所の最も簡單なるものは相談時間(Sprechstunde)と稱する仕組で、工場や村落で行はるところのものである。

乳兒の時代は病氣に罹るもの多く、従てその死亡率も多い。ゆゑにこの時代に診査を施し、これに對する處置を誤らないようにすれば死亡率は自ら減少するのである。もしそれ乳兒保育の智識に乏しい階級の母親にありては乳兒の罹病ならびに死亡はその取扱の不十分に基因することが少くないのである。

乳兒診察所は一面乳兒の身體に關する診査所であるが、他の一面は母親の教育所でなければならぬ。

(イ) カイゼリン、アウグステ、ヴィクトリア館の乳兒相談所

獨逸國の乳兒診察所の大多數は他の目的で設備されたものを臨機用ひて居

るが、「カイゼリン、アウグステ、ヴィクトリア」館の乳兒診察所だけは最初からこの目的で建てられたものでその設備は次の如くである。

- 一、兒 童 室
- 二、牛乳供給室
- 三、副 室
- 四、待 合
- 五、監 督 室
- 六、副 室
- 七、診 察 室

(ロ) 伯林乳兒診察所

伯林には一九〇五年、全区を四區に分ち各區に一個所の割合で乳兒診察所があつたが、翌年に一個所、その翌年に更に二個所を増して七個所(一九

〇七年)となつた。乳兒診察所は毎日午後二時より三時頃まで開き乳兒の診断及び育児法を授けるのである。専門醫師は毎日診療に従事するのである。又母親に對しては母乳を與へることの必要をさとし、貧困の母親に對しては賞與金を交附するのである。自ら授乳することの出來ぬ母親に對しては産後八日間は、牛乳を無料で與へ、八日後は實費で支給して居る。診察所では、健康状態に應じ毎週一回又は二週間に一回診察所に呼び、これを診察す。若し中途にて診察所に來ぬものがあると看護婦を派して來診を勧誘するのである。

診察所には待合室あり、次に準備室がある。この室で乳兒の身長、體重、胸圍、其他を「カード」に記入し、次で診察室に入る。この室で醫師は乳兒を診察するのである。その際育児の方法を指示し且小冊子を與へる。醫師は更に母親を診察し乳量の多少等を參酌して、授乳賞與金額を定め「カ

「ド」に記入して診察を終るのである。看護婦は母親に附添ひ事務所で授乳賞與金を受取らしめ、授乳の出来ないものには牛乳引換券を受取らしめるのである。

以上の外傳染病患者の診察室、看護婦長住宅等がある。

診察所の中には牛乳調理所があつて、榮養に特殊の注意を要するもの、又自己に牛乳調理の出来ないものに限り供給して居る。診察所では指定の販賣所に毎日人名表を配布しその所要量を通知するのである。販賣所では牛乳引換券によつて牛乳を渡し、そしてこの引換券は一個月に纏めて乳兒診察所に送り代金を受取るのである。

診察所の職員は所長一人(醫師)助手數人、看護婦長一人、看護婦數人、雜仕夫數人、仕丁數人である。診察所では年二回乳兒教養講習會を開き一般婦女子に育兒の知識を普及するのである。看護婦長は牛乳調理所を監督し、

授乳賞與金の支拂、牛乳引換券下附、審査、統計、各受診者の生活狀態等を統計に記入するのである。

伯林市が七個所の乳兒診察所の爲めに支出した費用は一九〇九年度では三三六八〇〇餘馬克である。同年度の受診兒實數は一萬三千四百九十四人で、生産百中二九・九人の割合である。受診兒の中、母乳榮養によるものは實數八千七百八十九人で、受診兒百中六五・一人である。診察回數は十五萬六千五百十回、家庭訪問回數は三萬八千二百六十六回、全乳支給量二十三萬千六百六十四「リートル」、授乳賞與金額一、五一八馬克、牛乳其他榮養物費八八、五九二馬克、事務費八〇、七〇九馬克である。

(二) 埃太利の乳兒相談所

埃太利の乳兒相談所は、初め維也納に出來、その後他の都市町などに出來た。乳兒相談所は牛乳配給を兼ねて居るところが多くある維也納には乳兒

保護會 (Verein für Säuglingsfürsorge) があつてその會の事業として乳兒相
所を多く設けた。又國立母親及び乳兒保護院が出来て、乳兒保護の爲めに
力を盡すことになつた。

(三) 米國に於ける乳兒相談所

米國に於ける乳兒相談所の概要を左に擧げる。

紐育

紐育には市立六十個所、私設二十個所計八十個所の兒童相談所が在る。
相談所は毎朝八時より午後一時まで開所し、其間醫師は一週二回午前中
同所に出張して診察するのであるが夏季は毎朝執務するのである。看護
婦は公認看護婦と助手の二名で夏季は尙ほ一名を加へるのである。市立
兒童相談所に來所する兒童數は六〇、〇〇〇人で、私立の相談所に來る
ものと合すると一個年七萬五千人乃至八萬人の多きに達するのである。
紐育市に於て一個年の出産十二、三萬人であるからその過半は相談所に

て診察を受けることになるのである。そしてその成績を見ると市立相談
所で診察した一九一四年度の兒童數五〇、〇〇〇人であるが同年中の死
亡者は三百人にして、百八十人に一人の死亡を見る割合である。尤も相
談所に來る乳兒は生後一ヶ月以上のもの並びに病兒は初めから診察を請
はぬため自然死亡率は少いのである。

シカゴ

シカゴにはシカゴ母親相談所協會がある。一九〇七年の創立で、二十三
個所の相談所を有し、三十四人の看護婦が執務して居る。一個年に保護
する乳兒が一萬以上に上るのである。この相談所の保護を受けた乳兒の
死亡率は三%に過ぎぬと言ふことである。

(四) 英國に於ける乳兒相談所

イングランド、ウェールズに於ける母親相談所は一九一七年には約八百五
十であつたが一九一八年七月には千二百七十八個所となつた。その中公設

のものが七〇〇、私設が五七八個所である。

母親相談所の事業の目的は母親及び幼児に對し繼續した醫學上の指導監督をなすことである。母親又は幼児は相談所で規則正しく診察を受けるのである。醫師がしばしば診察をするから病氣や身體の缺陷を早く發見する利益がある。

(五) 日本に於ける兒童相談所

大阪市立兒童相談所は大正八年七月一日に創立された。創設費は五萬八千圓、建坪百二十一坪。目的は兒童及び母性の健康並に教育に關する相談に應じ且兒童保護に關する調査研究をするにある。單に乳兒の相談に應ずるのみならず尙ほ年長のものに對する相談に應ずるのである。即ち事業の種類は(一)健康相談部では妊婦及び産褥婦の衛生、初生兒及び乳兒の取扱、授乳方法及び營養品の用法、兒童發育及び健康狀況に關する相談及び疾病

大阪市立
兒童相談
所

の應急處置等(二)教育相談部では學校及び職業選擇、紹介及び指導、運動、遊戯、其他餘暇利用に關する相談(三)研究部では兒童の生活、兒童保護に關する調査研究を(四)學園部では精神薄弱兒童の教育を志して居るのである。

然るに數年後に及び不幸にして同相談所は閉鎖の運命に陥つた。そしてその建物ならびに設備は擧げて新設の今宮乳兒院となつた。目下大阪では三十餘個所の小兒保健所又は育兒相談所が設立されて居る。東京は大阪より後に設立されたが、今日では市立健康相談所、兒童健康指導所、小兒保健所等の名稱で約三十個所に設けられて居る。

神戸兒童相談所は大正十年七月十二日の開設で場所は初め神戸市蘆原通六丁目に在つたが、後に事業を擴大して移轉した。

本所は兒童及び母性に關する心理的醫學的研究をなし、並にその相談に

各國に於ける乳兒診察所

應じ又は兒童の診療を行ふ。

相談及び診療

- (イ) 母親の爲めにする相談
衛生、妊産、哺育、家事、子守等に關するもの
- (ロ) 兒童の爲めにする相談
教育、榮養、保護、醫療、職業、趣味、娛樂、鑑別等に關するもの
- (ハ) 一般の爲めにする相談
防疫保健、療養等に關するもの
- (ニ) 兒童の爲めにする診療
十五歳未満の兒童、幼兒乳兒の救急診療
會合、講演、調査及び刊行
- (イ) こどもの會 市内就學不就學兒童をして趣味娛樂の方面より教化向

上を圖る目的を以て毎月數回數個所に於て童話、童謠、童話劇、音樂等開催

- (ロ) 母親講話會 母親及び兒童の衛生、妊産、保育、家事、教育、榮養、職業保護、娛樂、鑑別等に關する知識普及の目的を以て市内數個所に於て講演並に講習會開催

- (ハ) 出張相談所 來所人の便宜を圖り西部(板宿護國院) 中部(平野終點天理教會堂) 東部(雲中國民學校) に毎週日を定め出張相談に應ず
- (ニ) 出張講演及講習會 各學校の同窓會、父兄會、母姉會其他の婦人團體等の需めに應じ適宜所員出張して兒童問題に關する講演及び講習を爲す

- (ホ) 兒童問題講演會 市民をして一層兒童問題に對する理解を促し併せて兒童相談所事業宣傳を兼ね數回數個所に於て開催

各國に於ける乳兒診療所

(ヘ)調査事項 (イ)市内幼稚園及び國民學校兒童の年齢別智力標準制定に關する件(ロ)市内國民學校に於ける惡癖變質兒及び低能兒の數、其家庭と關係(ハ)兒童讀物に關する件(ニ)活動寫真に關する件(ホ)乳兒死亡率(ヘ)乳兒榮養に關する件

(ト)小冊子發行 (イ)妊産分娩及び産褥に關する心得(ロ)乳兒哺育の注意(離乳期の注意)(ハ)幼兒榮養に關する注意(ニ)兒童の衣服に關する注意(ホ)幼兒に與ふべきオモチャ、繪本の注意(ヘ)家庭に於ける小兒の應急手當(ト)如何にして我子を立派に育つべきか(チ)學齡兒の家庭に於ける教育上の重要事項(リ)兒童遺傳の話(ヌ)親達の必ず知らねばならぬ兒童の心理(ル)子供の問題と社會の問題(オ)兒童の衛生

右の事業を部別として相談部、研究部、診療部、事業部となつて居る。

大正十一年度經常費は二二、八二二圓、職員は主事一、技師二、書記二、看護婦四、助手二、囑託一である。基本金は岡崎藤吉氏寄附金四七五、〇〇〇圓である。

愛國婦人會兒童健康相談所

同會の兒童健康相談所の規定は左の如くである。

愛國婦人會兒童健康相談所規定

- 第一條 本所ハ愛國婦人會兒童健康相談所ト稱シ之ヲ本所内ニ置ク。但シ必要ニ應ジ東京府下便宜ノ地ニ支部ヲ設クルコトヲ得
- 第二條 本所ハ滿六歳以下ノ兒童ニ對シ無料ヲ以テ健康上ノ相談ニ應ズルヲ目的トス。但シ前項ノ年齢ハ適宜變更スルコトアルベシ
- 第三條 本所ニ左ノ職員ヲ置ク
- 主任醫 一名 醫員 若干名 事務員 若干名
必要ニ依リ臨時囑託員及ビ雇員ヲ置クコトヲ得(以下略之)

尙ほ愛國婦人會本部の外、支部の經營にかゝる兒童健康相談所が府縣に相當多くできて居る。

離乳の方法

人乳第一案

各國に於ける乳兒診察所

時日	午六時前	午九時前	正十二時後	午三時後	午六時後	夜半
1	人乳	人乳	人乳	人乳	人乳	人乳
2	同上	同上	オモユ} 一合 オツユ}	同上	オモユ} 一合 オツユ}	同上
3	同上	牛乳五勺 乃至一合	同上	同上	同上	同上
4	同上	同上	同上	同上	同上	
5	同上	同上	同上	同上	同上	
6	同上	同上	オマヂリ 五勺 オ ツユ五勺	同上	オマヂリ 五勺 オ ツユ五勺	
7	同上	同上	同上	牛乳五勺 乃至一合	同上	
8	オモユオツユ 合又ハ五勺 牛乳五勺又ハ 合	同上	オマヂリ 五勺カキ 玉汁五勺	同上	同上	
9	同上	同上	同上	同上	同上	
10	オカユ五 勺 牛乳五勺	ビスケット 牛乳五勺 乃至一合	オカユ五 勺乃至一 合鶏卵	ビスケット 牛乳五勺 乃至一合	同上	

母親に與へる表

二六五

生後九箇月ヨリ(ビスケット, かるやき, おもゆ, 風船あ
十一月箇月迄)られ, 食パン(ジャム, 蜂蜜附)かき玉汁
一年ヨリ(かき玉汁, 薄い粥, じゃがいも又はさつ
まいも(ウラゴシ) 小魚煮(小鯛, かれ
一年半迄) ひ, きす, あぢ, あゆ, いぼたい等)
半ぺん, 茶碗むし, 駄, 豆腐, 水飴, うどん
一年半ヨリ(刺身(赤身)粥, 軟かき御飯, ひき肉(魚
二年迄) ヒレー等) キヤベツ卷, じゃがいも, さ
つまいも(林檎, バナナ)

離乳期の食物

兒童體格検査票

第 號

大正 年 月 日

母親に與へる票の雛形

兒童相談所

1	姓名	殿 男 女
2	生年月日	大正 年 月 日生
3	頭 圍	尺 寸 分
4	胸 圍	尺 寸 分
5	身 長	尺 寸 分
6	體 量	貫 匁
7	榮 養	上 中 下
8	體 質	上 中 下
9	注 意	
備		
考		

火木土午後一時ヨリ四時迄兒童ノ體格検査ヲ行ヒ健康上ノ
相談=應ズ

二六四

離乳の方法

人乳兒第二案

時日	午六	前時	午九	前時	正十二時	後時	午三	後時	午六	後時	夜半
1	人乳	乳	人乳	乳	人乳	乳	人乳	乳	人乳	乳	人乳
2	同上	同上	パン一切 オツユ一 合	同上	同上	同上	同上	同上	パン一切 オツユ一 合	同上	同上
3	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
4	同上	同上	ビスケツ ト一個 人乳	同上	同上	ビスケツ ト一個 人乳	同上	同上	同上	同上	同上
5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
6	パン一切 オツユ一 ハ牛乳	同上	同上	同上	パン二切 オツユ一 合	同上	同上	同上	パン二切 オツユ一 合	同上	同上
7	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
8	同上	同上	ビスケツ ト一個 牛乳五 勺	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
9	同上	同上	同上	同上	同上	ビスケツ 牛乳五 勺乃至 一合	同上	同上	同上	同上	同上
10	パン二切 オツユ五 勺又ハ 牛乳	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
11	同上	同上	同上	同上	パン二切 カキ玉 汁一合	同上	同上	同上	パン二切 カキ玉 汁一合	同上	同上

注意 パン一切ト記セルハ半斤ノ食パンヲ厚サ三分ニ横切り
ニシ硬キトコロヲ去リ白バター良キ蜂蜜又ハ砂糖ヲ付ケ
テ與フルカ或ハオツユ牛乳等ニテ煮テ與フベシ

九州帝國大學醫學部小兒科教室内に設けられた小兒保健相談部は乳兒及び幼兒の取扱に關する相談に應じて居る。相談日は毎土曜日午後一時より四時までと定めて居る。其他育兒思想普及の爲め日刊新聞記事として或は赤ん坊會を催し時には育兒出張講演をして居る。日本赤十字社では長野、山梨、福井、鹿兒島、愛媛其他の支部で兒童健康相談所を開設して居る。但し山梨支部は愛國婦人會との共同になつて居る。即ち

一、滿六歳以下の兒童の體格成育の健否を診定し且つ其の保健の擁護並に健康を増進する方法に關し保護者の相談に應ずるものである。妊産婦の健康の相談並に産婆の受診を要するもので其の資力に困難のものには新に産婆を派遣し、妊産婦の保護をなし、相談に應じ、必要と認めたる場合は特に醫員をも派遣する規定である。

阪神兒童相談所(筆者經營)は大正十一年秋より兵庫縣武藤郡精道村役場(現在芦屋市役所)樓上に於て毎週一回相談日と定め、母親の相談に應じた。其他講演、講習、注意書の頒布、小冊子の發行、新聞記事として寄書等につき努力したが、昭和二年三田谷治療教育院の創設とともに右の相談所を合併した。

各國に於ける乳兒診察所

爾來物移り星換りて現代に至つたが、我國の斯種機關の發達の割に遅々たるは極めて遺憾である。將來は相談所を中心として育兒智識の普及を一層徹底しなければならぬ。

第二章 里子

里子は生母に代る里親の下で乳養されるものである。中には往々不正をなすものもあるが指導監督よろしきを得ると効果は多いのである。公費の場合には支給も確實で監督も相當に出来る。弊害の原因は區々である。例へば生母が就職の關係上なるべく低廉の保育費にて里親を求めが如き、又私生兒の場合、生母はなるべく早く離別を望む場合が少くない。又里親のうちに愛育を念とせぬものが居て、只利益を目的とするものがある。その結果、哺育に缺陷が起つて里子の健康状態の極めて不良のことがある。佛蘭西は出生後直に里子として他に託する習慣がある。特に巴里の上流社會に於てこの風最も盛である。そしてその里子の死亡率を見るに非常に多いのである。しかし里親のうちにも眞に愛情を以て子を保育するものがあるか

ら選擇と、監督と、指導よろしきを得れば相當佳良の成績を收め得ることは確である。嘗て内務省で調査したものと見ると報酬を以て養育を委託せられて居る里子九千八百七十九人(東京府を除く)と報酬を得て養育せられつゝある貰ひ子九千八百九十一人(東京府を除く)の多きに達して居ることをみると決して輕々に看過することは出来ない。

我國では福田會で里子制度をとつて居る。これはある村落を指定して、そこで適當の里親を選定するのである。そして指導と監督に任ずる醫師を囑託してある。この方法が嚴重に行はれたらもつとも効果が多いであらう。

(一)佛國里子制度 佛國では一八七四年十二月に乳兒保護法が發布された。これはルーセルの提案であるから普通これを「ルーセル法」(Loi Loussel)と名けられて居る。この法律の目的は二歳以下の幼兒で双親を離れて他人の營利的保育に託されたものを監督せんとするものである。この法文によると幼兒を保育せんとするものは醫師の證明書と市町村長の養育券を所持することを要するのである。市町村

佛國里子
制度

では監督委員會を組織して、それに普通家庭の母親を加へて居る。縣では縣知事がこれの監督者となり、別に又委員が組織されて居る。内務省には高等乳兒保護委員があつて本法實施上監督して居るのである。地方には特別の醫員があつて毎月一回以上乳兒の健康状態を診査してこれを報告するのである。本法を實施するために要する費用の一半は國庫で、他の一半は地方費で負擔するのである。現に受託される兒童數約二十萬、その經費一個年千四百萬圓の巨額に上ると言ふことである。

英國里子
保護

(二)英國里子保護制度 英國に於ても里預けにせらるる乳兒が悲惨なる境遇に在ること明になりてより、政府は里子の保護に着目し委員を擧げて保護の方策を講じその結果一八七二年幼者生命保護法なるものが發布された。これは生後一年以下の乳兒のみ保護する法律であつたので改正の必要が起り一八九七年に及びて改正を見るに至つたのである。この改正法には報酬を得て四十八時間以上兩親より離れて五歳以下の幼兒二人以上を預からんとするもの、一時金二十磅以上の報酬を得て二歳以下の嬰兒を貰はんとするものは依託者の住所姓名を附してその旨を地

方廳に届出づる旨規定してある。地方廳では監督官を任命して保育の状況を調査監督するのである。然るに是は強制的のものでなかつたので動もすると地方廳で檢視官の費用を節減して法の精神を徹底することが出来なかつたり又適用範圍を二人以上の幼児を預る場合と二十磅を超えざる報酬にて嬰兒を貰ふ場合に制減されたためこの法規を悪用するものが生じた。斯くて更にこの改正を必要とする輿論の聲が高くなつて、遂に一九〇七年下院で特別委員を選び、本問題を調査することになつた。これが一九〇八年の兒童法 (Children Act) である。第一章の幼者生命保護の規定を左に掲載する。

英國一九〇八年幼年者法

第一章、嬰兒保護

第一條 (一) 報酬ヲ受ケテ、七歳未満ノ孤兒、又ハ兩親ニ離レタル者一名又ハ二名以上ノ養育扶持ヲ引受ケントスル者ハ、該嬰兒ヲ引取リタル時ヨリ四十八時間以内ニ、其ノ旨地方長官ニ届出ツヘシ。但シ引受時間四十八時間ヲ超エサル場合ニ於テハ、本條ハ之ヲ適用セス。

(二) 從來報酬ヲ受ケシテ、嬰兒ヲ看護シ來リタル者、新ニ報酬ヲ受ケテ、該嬰兒ノ養育扶持ヲ引受ケントスルトキハ、本章ノ適用ニ付イテ、右引受行爲ノ開始ヲ以テ、該嬰兒ヲ引取リタルモノト看做ス。

(三) 前二項ノ届書ニハ、當該嬰兒ノ氏名、男女ノ別、生年月日並其ノ出生地及該引受人ノ氏名、嬰兒ヲ收容スヘキ住宅並該嬰兒ヲ引渡シタル者ノ住所氏名ヲ記載スルコトヲ要ス。

(四) 嬰兒ノ養育扶持ヲ引受ケタル者其ノ住所ヲ變更シタルトキハ、四十八時間以内ニ、其旨地方官廳ニ届出ツヘシ。其ノ移轉スヘキ住所ニシテ、他ノ地方官廳ノ管轄ニ屬スルトキハ、該引受人ハ其ノ保護ニ屬スル嬰兒ニ關シ、本條ノ規定ニ依リテ、初メテ之ヲ引取リタル場合ニ於ケルト同一ノ届書ヲ當該地方官廳ニ提出スヘシ。

(五) 嬰兒死亡シ、又ハ其ノ養育扶持引受人ノ保護ヲ離レタルトキハ、該引受人ハ、二十四時間以内ニ文書ヲ以テ、其ノ旨地方官廳ヲ届出ツヘシ。其ノ保護ヲ離レタル場合ニ於テハ、併セテ該嬰兒ノ引渡シヲ受ケタル新保護者ノ住所氏名ヲ届出ツルコトヲ要ス。

(六) 本法ノ實施ニ當リ、從來幼年者ノ養育扶持ヲ引受ケテ之ヲ保護シ、其ノ狀本條ニ該當スルトキハ該引受人ハ、本法施行後一箇月以内コ、本法施行後ノ引受ト同一ノ届出ヲ爲スヘシ。但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラス。

(イ) 嬰兒ノ引受ニ關シ、一八九七年幼年保護法ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタル者
(ロ) 該法ニ依リ、届出ノ義務ヲ有スル者

本章ノ規定ハ、前段ノ例ニ依リテ、本法公布以前ヨリ引續キ養育扶持ヲ受ケ、其ノ狀本法ノ定ムル所ニ該當スル嬰兒ニ關シテ之ヲ適用ス。一八九七年幼年保護法ニ依ル届出ヲ以テ、本章定ムル所ノ届出ト看做スコト亦同シ。

(七) 本條ニ依リ届出義務ヲ有スル者、本條ノ期間内ニ之ヲ届出テサルトキハ、本章ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ罰ス。届出ヲ必要トスル嬰兒ノ扶持ニ對スル報酬ノ全部又ハ一部ヲ受ケタル者、其ノ届出ヲ怠リタルトキハ、本章定ムル所ノ罰金ノ外、其ノ報酬金額ノ全部若ハ其ノ範圍内ニ於テ裁判所ノ定ムル金額ヲ沒收ス。該沒收金額ハ、裁判所ノ命スル所ニ從ヒ、當該嬰兒ノ利益ノ爲之ヲ使用スルコトヲ要ス。該沒收命令ハ告發ニ基キテ發シタル裁判所ノ命令ト同シク、之ヲ執行スヘキモノトス。

第二條 (一) 地方官廳ハ、其ノ管轄内ニ於テ本章規定ノ執行ノ爲ニ、前條ニ依リテ届出ヲ必要トスル嬰兒ノ扶持引受人ノ存否ヲ隨時審査スヘシ。

(二) 管轄内ニ於テ、嬰兒ノ養育扶持ヲ引受ケムトスル者アルトキハ、當該地方官廳ハ一名若ハ二名以上ノ男女ヲ以テ幼年者保護巡視員ヲ任命シ隨時本章ノ適用ヲ受クヘキ嬰兒竝其ノ收容所ヲ訪問シテ、該嬰兒ノ養育扶持、適否ヲ檢シ及養育ニ關スル勸告若ハ命令

ヲ發セシムヘシ。但シ該地方官廳ハ、幼年者保護巡視員ノ外ニ、又ハ之ヲ任命スルコトナクシテ、適當ト認メタル男女一名若ハ二名以上ニ對シ、委任書記載ノ條項及條件ニ依リ、本章定ムル所ノ幼年者保護巡視員ノ權限ヲ行フコトヲ委任スルコトヲ得。又慈善團體ヲ經テ管轄内ニ届出サレタル幼年者ノ利益保護ノ正當ナルコトヲ確認シタル場合ニ於テハ、該團體ニ對シ、定期報告書ノ提出ヲ條件トシテ、當該幼年者ニ關シ、巡視員ノ權限ヲ行フコトヲ委任スルコトヲ得。

(三) 地方官廳ハ、本章ノ規定ノ執行竝右執行ノ爲ニ要スル經費ノ支辨ニ關シ他ノ地方官廳ト聯合スルコトヲ得。

(四) 地方官廳ハ、管轄内ノ特殊收容所ニシテ、管理其ノ當ヲ得、巡視ノ心要ナシト認ムルモノニ對シテハ、無條件若ハ該官廳ニ於テ適當ト認メタル條件ヲ付シテ、巡視ヲ免除スルコトヲ得。

(五) 嬰兒ノ扶持引受人ニシテ、前記巡視員若ハ其ノ他ノ者ニ對シ、該幼年者又ハ其ノ收容所ノ訪問若ハ檢査ヲ拒ミタルトキハ、本章ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ罰ス。

(六) 本章ノ規定ニ依リ、特殊建造物内ニ入ルコトヲ禁シタル嬰兒、又ハ其ノ他七歳未満ノ嬰兒ニシテ本章ノ規定ニ反シ、特殊建造物内ニ收容セラレタリト信スヘキ理由アルトキハ、前記巡視員若ハ其ノ他ノ者ハ、其ノ旨裁判官ニ宣告スルコトヲ得。當該裁判官ニ

宣誓ノ記載アル告發書ニ基キ、本章ノ犯罪アリト信スヘキ理由アルコトヲ確認シタルトキハ、該巡視員又ハ其ノ他ノ者ニ對シ、該犯罪事實審査ノ爲ニ、當該建造物内ニ入ルノ權限ヲ附與スル證明書ヲ交付スルコトヲ得。此ノ場合ニ於テ、該建造物ノ占有者若ハ其ノ他ノ者ニシテ、前記證明書ニ依ル巡視員若ハ其ノ他ノ者ノ行動ヲ妨害シ、若ハ妨害セシメ、又ハ妨害セシメントシタルトキハ、本章ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ罰ス。

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ、地方官廳ノ許可證ヲ得ルニアラサレハ、本章ノ規定ニ依リ届出ヲ必要トスル嬰兒ヲ收容スルコトヲ得ス。之ニ反シテ收容シ、若ハ收容セシメタル者ハ、本章ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ罰ス。

(イ)本章ノ規定ニ依リ、又ハ一八九七年幼年者保護法ニ依リテ、凡テノ幼年者保護ヲ制限セラレタル者ナルトキ。

(ロ)危險、若ハ衛生上有害ナルノ理由ヲ以テ、本章ノ規定ニ依リ、嬰兒ノ收容ヲ制限セラレ、若ハ幼年者ノ健康保持ニ適當ナラストシテ、一八九七年幼年者保護法ニ依リ之ヲ制限セラレタル建造物ナルトキ。

(ハ)本法第二章ノ規定、若ハ一九〇四年幼年者虐待防止法ノ規定ニ依ル犯罪者ナルトキ。

第四條 地方官廳ハ、本章ノ規定ニ依リテ届出ヲ必要トスル住宅ニ對シ、其ノ收容スヘキ

七歳未満ノ嬰兒ノ定數ヲ定ムルコトヲ得。若シ此ノ定數ヲ超エテ、幼年者ヲ收容シタル者アルトキハ、本章ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ罰ス。

第五條 (一)本章ノ規定ニ依リ届出ヲ必要トスル嬰兒ノ收容扶持ニシテ、左ノ各號ノ一ニ該發スルトキハ、本章ノ規定ヲ執行スヘキ權限アル巡視員若ハ其ノ他ノ者ハ、裁判官又ハ地力官廳ニ申告シテ、該嬰兒カ親族ノ引取所ルトナリ、又ハ其ノ他適法ノ處置ヲ受クルニ至ル迄ノ期間、之ヲ安全ノ場所ニ移スヘキ命令ヲ發スルコトヲ請求スルコトヲ得。

(イ)雜沓シ、又ハ危險若ハ衛生上有害ノ虞アル建造物内ナルトキ。

(ロ)怠慢、無智、酒癖、背德若ハ犯罪、又ハ其他ノ之ニ類似ノ理由ニ依リテ、嬰兒ノ保護ニ適セサル者ニ依ル收容扶持ナルトキ。

(ハ)本章ノ規定ニ違反シタル者ニ依ル扶持若ハ建造物内ノ收容ナルトキ。

(二)前項ノ命令ニシテ、呈示セラレ、且ツ之ヲ讀ミ聞カセラレタル場合ニ於テ之ニ服従スルコトヲ拒ミ又ハ其ノ命令ヲ執行スヘキ監視員若ハ其ノ他ノ者ヲ妨害シ、若ハ妨害セシメタル者ハ、本章ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ罰ス。該命令ノ執行ハ左ノ各號ノ例ニ依ル。

(イ)裁判官ノ發シタル命令ナルトキハ、監視員若ハ警察官之ヲ執行ス。

(ロ)地方官廳ノ發シタル命令ナルトキハ、監視員若ハ其ノ他ノ者ハ之ニ基キテ裁判所ニ對シ、監視員若ハ警察官ニ依リテ執行セラルヘキ嬰兒移居命令ヲ發スルコトヲ申請

スルコトヲ得。

第六條 (一)本章ノ規定ニ依リテ届出ヲ必要トスル嬰兒死亡シタルトキハ當該保護者ハ二十四時間以内ニ其ノ旨文書ヲ以テ屍體ノ發スル管轄區ノ検屍官ニ届出ツヘシ。當該検屍官ハ之カ検屍ヲ行フコトヲ要ス。但シ該嬰兒臨終ノ病床ニ立會ヒタルコトノ證明ヲ附シ其ノ死因ヲ明記シタル相當有資格醫師ノ署名アル死亡證明書ノ提出アリタル場合、検屍官ニ於テ検屍ノ必要ナキコトヲ認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス。

(二)本條ニ依リ届出ヲ必要トスル者本條ノ期間内ニ、其ノ届出ヲ怠ルトキハ本章ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ罰ス。

第七條 本章ノ規定ニ依リテ届出ヲ必要トスル嬰兒ヲ收容スル者ハ、一七七四年生命保險法ノ適用ニ付テハ、嬰兒ノ生死ニ關シ金錢上ノ利益ヲ有セサルモノト看做ス。該引受人ニ於テ、直接又ハ間接ニ、當該嬰兒ノ爲ニ生命保險契約ヲ締結シ、若ハ締結セシトスルトキハ本章ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ罰ス。一八七〇年乃至一八七二年生命保險法ノ定ムル會社若ハ其ノ他ノ會社、協會又ハ個人ニシテ前記引受人若ハ其ノ他ノ者ノ利益ノ爲、又ハ其ノ者ノ爲ニスル者ニ對シ故意ニ嬰兒ノ生命保險證券ヲ發行シ、若ハ發行セシメ、又ハ發行セシメントシタルトキハ本章ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ罰ス。

第八條 (一)本章ノ規定ニ依リテ届出ヲ必要トスル者、右届出ニ付テ、故意ニ不實若ハ虛

偽ノ陳述ヲ爲シ、又ハ他人ヲシテ之ヲ爲サシメ、若ハ爲サシメントスルトキハ、本章ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ罰ス。

(二)本章ノ規定ニ依リテ其ノ提出ヲ必要トスル届書ハ、凡テ書留郵便ヲ以テ、地方官廳ノ指名スル他ノ者ニ宛テ、又其ノ検屍官ニ届出ツル場合ニ於テハ、當該検屍官ニ宛テテ之ヲ差出シ、又ハ地方官廳ノ事務室、若ハ検屍官ノ事務所、若ハ其ノ住宅ニ於テ、之ヲ交付スルコトヲ得。

第九條 (一)本章ノ規定ニ依ル犯罪者ハ即決判決ヲ以テ六ヶ月以下ノ禁錮、若ハ二十五磅以下ノ罰金ニ處ス。此ノ場合ニ於テハ裁判所ノ當該嬰兒ヲ安全ノ場所ニ移居スヘキ命令ヲ發スルコトヲ得。

(二)本章ノ規定ニ依ル罰金ハ、凡テ他ノ法律ノ規定ニ拘ラス、之ヲ地方官廳ニ納付スヘシ。該金額ハ、地方官廳ノ經費ヲ支辨スヘキ基金若ハ地方税ノ負擔ニ屬スル目的ノ爲ニ之ヲ支出スヘシ。

第十條 (一)本章ノ定ムル所ニ關シ、地方官廳ト稱スルハ、左ノ例ニ依ル。

(イ)市部ヲ除キタル倫敦州ニ在リテハ、倫敦州參事會。

(ロ)倫敦市ニ在リテハ、倫敦市參事會。

(ハ)其ノ他ノ地方ニ在リテハ、救貧法執行組合委員。

里 子

(二)本章ノ規定ノ執行ニ關スル地方官廳ノ經費ノ負擔ハ左ノ例ニ依ル。

(イ)倫敦州ニ在リテハ、通常州費トシテ州基金ノ負擔トス。

(ロ)倫敦市ニ在リテハ、普通地方税ノ負擔トス。

(ハ)救貧法執行組合委員會ニ在リテハ、普通基金ノ負擔トス。

第十一條 「一」本章ノ規定ハ、幼年者ノ扶持引受人タル親族、若ハ法定保護者、救貧ニ關スル法律若ハ之ニ本ク命令ノ規定ニ依ル嬰兒保護ノ目的ヲ以テ設立セラレ、且ツ宗教慈善ノ目的ヲ以テ、善良ナル信仰ニ依リ管理セラルル病院、療養所若ハ慈惠院、又ハ有效ナル初等教育ヲ授クル寄宿學校ニ對シ之ヲ適用スルコトヲ得ス。

(二)前項ニ於テ親族ト稱スルハ、血族若ハ姻族關係ニ依ル祖父母、兄弟、姉妹、並ニ伯叔父母トス。當該嬰兒ニシテ私生兒ナルトキハ、其ノ嫡出子タル場合ノ關係ニ準シテ、前段ノ例ニ依ル。

右は一九〇八年發布の兒童法第一章嬰兒保護規定であるが同法第二章は兒童虐待防止、第三章は兒童喫煙第四章は感化及び職業學校、第五章は少年犯罪者、第六章は雜件及び附則で全文實に百三十四條より成つて居る。兒童保護に關する法則詳細を極めて居る。又以て英國が如何に兒童保護事業

に力を盡しつつあるかを察するに足るのである。

(三)獨逸 では各聯邦で里子保護制を規定して居る。今試にバイエレンの里子保護制度を參考として掲げる。一九〇六年二月六日の内務省令で發布された養育監督に關する規定を見るに、幼兒の保育を託せんとするものは市町村役場に書面又は口頭で願出で、警察官廳の許可を受けるのである。市町村役場はこの願出に接して出願者の操行住屋の衛生状態等を調査し、意見を附してこれを地方警察官廳に送致するのである。地方警察官廳は右につき更に嚴密なる調査を行ひ區醫の意見を附し、適當と認められた際許可證を交附するのである。警察官廳の定めたる幼兒養育上の條況に違犯したものは許可を取消されるのである。然るときは最早幼者を收容することは出来ないのである。受託者は警察官、救貧員、區醫、育兒委員、育兒婦、其他警察官廳より養育の監督を委託せられ、且これに關する證明書を有するものが住屋養兒等の檢視をする場合にはこれを拒むことは出事ない。養兒受託者轉居、幼兒死亡の場合には届出でねばならぬ。幼兒死亡届には死因を明記するを要する。地方警察官廳は地方育兒委員の意見を徴してその管内の養兒を監督し、

時々實地を檢視するのである。又兒童保護を目的とする協會にして自ら進んで養兒の監督を志望する場合はこれに監督を委託する。この場合には委託證明書を與へ、視察の場合に之を携帯せしめるのである。區醫は毎年一回以上幼兒を預れる家庭を訪問し、その幼兒を検診し、又警察官廳より受けた通知書類を保存しこれを抄録して醫事年報の資料とするのである。預人が養育上不都合のあつた場合はこの旨後見裁判所に通報し、後見裁判所で必要と認められた場合は後見人又は保佐人に適當の處置をとらせるのである。

丁抹養兒監督法 丁抹では一八九五年三月一日クリスチャン第九世陛下が裁下された丁抹國養兒監督法がある。條文は次の如くである。

丁抹養兒監督法

丁抹國養兒監督法

第一條 養兒ハ、總テ滿十四歳ニ達スル迄、之ヲ公ノ監督ニ附ス。
人口三萬以上ヲ有スル市町村ニ於テハ、養兒ノ監督ハ、便宜、衛生委員ヲシテ、之ヲ管掌セシムルコトヲ得。但シ司法大臣ニ於テ、現行衛生制度ニシテ、養兒ノ監督ニ關シ、本法ト同様ノ規定ヲ有スルモノト認メタル場合ニ限ル。

總テ其ノ他ノ市町村ニ於テハ、養兒ノ監督ハ本法ノ定ムル所ニ依ルヘシ。

第二條 報酬ヲ受ケテ、前條ノ年齢ニ在ル養兒ヲ養育セントスル者ハ、養兒一人毎ニ、市町村長ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス。該許可ハ、何時ト雖、之ヲ取消スコトヲ得。市町村長ニ於テ許可ヲ與ヘントスルトキハ豫メ養兒監督委員ノ意見ヲ徵スヘシ。公費ノ救助ヲ受クル者ハ、養兒養育ノ許可ヲ受クルコトヲ得ス。

第三條 市町村内ノ養兒ノ監督ハ、市長村長ニ於テ確實ト認メタル一名若ハ數名ノ男子若ハ婦人ヲシテ之ヲ掌ラシムヘシ。

市町村長ハ、其ノ養兒監督ノ方法、並其ノ變更ニ關シ、之ヲ上級官廳ニ報告スヘシ。前條ノ規定ニ依リテ、養兒ヲ養育スル者ハ、當該養兒ノ死亡シタル場合、若ハ其ノ他ノ理由ニ依リテ、養育關係ナキニ至リタル場合ニ於テハ、其ノ旨市町村長ニ届出ツルコトヲ要ス。他ノ市町村内ニ移轉セントスルトキ亦同シ。市町村長ハ、年始毎ニ、該管内ノ有料養兒名簿ヲ養兒監督委員ニ交付シ、並年度内ニ發生シタル養育關係ノ變更ヲ通告スヘシ。

第四條 養兒ヲ養育スル者ニ對シテハ、第二條ノ許可ヲ與フルト同時ニ、當該養兒ニ關スル監督委員ヲ告知スヘシ。此ノ場合ニ於テハ直ニ當該監督委員ノ許ニ其ノ旨届出ツルコトヲ要ス。住所ノ變更アリタルトキ、並養育關係ノ廢止ニ至リタルトキ亦同シ。

第五條 養兒ノ監督ヲ委任セラレタル者(市町村養兒監督委員)ハ、何時ト雖其ノ立入ルヲ得ヘキ養兒ノ居所ニ就キ、隨時之ヲ視察スヘシ。

監督委員ハ、養育ノ不確實ナルコトヲ認メタルトキ、若ハ警告ヲ與ヘタルニ拘ハラス何等改善ノ實ヲ認メサルトキハ、其ノ旨市町村長ニ申告スヘシ。市町村長ハ必要ナル調査ヲ爲スカ爲ニ警察官ノ援助ヲ請フコトヲ得。

養兒監督ノ委任ヲ受ケタル者ハ、毎年度ノ始ニ於テ、前年中ノ事務成績竝ニ養護ノ狀況ニ關シ、市町村長ニ報告ヲ爲スヘシ。該報告ハ、司法省ノ定ムル様式ニ依リ、市町村長ハ、之ヲ四月一日迄ニ所轄官廳ニ送付スルコトヲ要ス。

第六條 報酬ヲ得ルコトヲ目的トシテ、養兒ヲ爲ス者ニ非サル事情存スル場合ニ於テハ、市町村長ハ、該養育者ニ對シ、本法ノ監督ヲ免除スルコトヲ得。

確實ト認メラルル育兒院協會、若ハ之ニ類似ノ協會ニ於テ、監督ヲ行フモノナル場合ニ於テハ、之ニ對シ市町村長ハ、本法ノ規定ニ依ル監督ヲ免除スルコトヲ得。

第五條第二項ノ報告ハ、前項ノ場合ニ於テハ、協會管理者ニ於テ之ヲ爲シ、市町村長ハ之ヲ所轄官廳ニ送付スヘキモノトス。

第七條 養兒監督委員ノ監督ニ係ルト、衛生委員ノ監督ニ係ルトヲ問ハス、當該官廳ハ、充分ナル理由ノ存スルニ於テハ、該監督ヲ自己ノ子トシテ養育セララルル幼兒竝養子ニ及

ホスコトヲ求ムルコトヲ得。但シ養子ニ付テハ、其ノ代償ヲ得テ養子トナシタル場合ニ限ル。

第八條 第一條ノ規定ニ依リ、衛生委員ニ於テ、養兒ノ監督ヲ掌ル市町村内ノ養兒ヲ他ノ市町村ニ轉籍スル場合ニハ、司法大臣ニ於テ該轉籍市町村ノ衛生制度ニシテ、養兒監督ニ關シ充分ナル規定ヲ存スルモノト認メタルトキニ限り、前條ノ規定ハ、之ヲ適用セス。

第九條 本法ノ規定ニ違反スル者ハ、警察處分ヲ以テ、之ヲ一〇〇「クローネ」以下ノ科料ニ處ス。

第十條 本法ハ、一八九五年四月一日ヨリ、之ヲ施行シ、教會堂前ニ於ケル集會ノ際(教會役員ニ依テ)、之ヲ布告ス。本法ハフアレーエル島(Die Faroer Inseln)ニハ、之ヲ施行セス。

當該關係人ハ、凡テ本法ノ適用ヲ免ルルコトヲ得ス。

ハムブルヒ市 では他人の子を里子として養育せんには同市の兒童保護局長の認可を受けねばならぬのである。局長は認可權と認可取消權の兩つを有つて居るのである。名譽職としての男女の育兒委員が監督をして居るのである。嬰兒には有給の育兒掛が巡視して居る。

この育児係は専門醫が指揮して居る。又ハムブルヒ市内に六個所の診療所があつて定期に里子のすべてを診察し、里親や育児掛に保育上の重要な點を注意するのである。尙ほ育児委員又は育児掛は、里親の家庭が適當なるや否やを調査する任務を有して居るのである。

(四) 瑞典里子保護制度 瑞典國では一九〇二年六月六日に養育兒監督保護法が出た。

これは報酬を受けて七歳以下の兒童をその父母、繼父母、祖父母又は後見人より預りて養育する個人、又は設備では管理者は市では兒童收容の日より三日以内に、市村町では兒童收容の日より二週間以内に、衛生委員會(この設けなき地方では市町村委員會、保育兒保護委員會等)に兒童の出生證明書及び洗禮名簿を添へて左の事項を通知するのである。

(一) 兒童を收容する住屋(二) 兒童依託者の住所氏名(三) 養育料額、支拂期日、其他受託に關する主要條件。

尙ほ受託者が轉居の場合、兒童死亡の場合は前條と同一の期間内に委員會に届出でねばならぬ。保育人が不適當であつたり又住屋が不適當であつた場合は兒童の

移轉を命ずることも出来るのである。

(五) ニューゼランド は長さ千哩、幅百八十哩程の島である。人口は約百六十萬、氣候溫和で、生活に好適の土地ではあるが、乳兒死亡率僅に三・一を示して居るのは單に地の利を得て居るのみではないのである。同州では一八九六年に乳兒死亡防止法を制定した。これは乳兒を他の家庭に託する場合、その家庭を充分調査し、依託後もその家庭を保護監督するためのものである。

(六) 日本 京都に平安養育院なるものがある。これは明治三十年に丹治直次郎氏が五萬圓を寄附して設けられた乳兒教養所である。初めは乳兒を院内で哺育して居たが、死亡率が高いので里子に出す希望を以て居た。然るに丁度京都下綴喜郡草内村に古川精一郎なる人が居てこの事業に同情し、又醫者の篤志家も出來て、平安養育院の乳兒二十位を此村で引取世話することになつた。ここでは毎月一回必ず醫師の所に集り健康診断を受け、必要の場合は醫師がその治療を施すのである。この里子の制度を施行しし以

來平安養育院の乳兒死亡率は著しく減少して數年の間に百人中一人しか死亡者がなかつたのである。斯くの如く里子制度はその監督、指導よければ確に好果を收めることが出来るのである。其他東京府下福田會、弘濟會、東京市養育院等でも里子制を取つて好果を收めて居るのである。

里子を託するには第一空氣の新鮮な健康地を選ぶことが大切である。この理由よりして農村が適當である。又人情質朴にして浮薄でない場處がよい。里親は相當の生活をなし、健康なるものを選ばねばならぬ。乳兒の健康状態を監督するために醫師が其地に住居することが必要である。この監督は里子制度の生命である。監督の際必要なる注意點は本人の素行、健康、育兒の巧拙等である。若し監督が十分行はれなければ里子の効果は極めて疑はしいものになり易いのである。

乳兒と乳母に於ける徴毒感染の問題

乳母と乳兒の間に於ける徴毒感染の問題は、兒童保護上忽にすることの出來ない事柄である。これには種々の場合がある。例へば遺傳徴毒の乳兒を健康なる乳母が保育する場合、多くは乳母の徴毒感染を免れないのである。既に乳母が徴毒に感染した時は又その夫に同病を感染することも可能である。徴毒兒に對しては寧ろ人工榮養によるより途が無い。若し乳兒も乳母も共に徴毒に罹つて居るのであれば授乳しても差支ない。乳母が徴毒で乳兒が健康の場合には感染の危険がある。感染の徑路は乳房に徴毒性の病竈がある場合と他の一つは乳母と乳兒との接吻の際である。尙ほ乳母の徴毒はその發見が極めて困難のことがあるから乳母を雇ふ場合には血液検査を行ふやうにせねばならぬ。

伊太利には乳兒保護に關する法令の第一に、徴毒性乳兒及び疾病毒に感染したる乳母に對する保護規定がある。その條定は次の如くである。

一 微毒性乳兒及該病毒ニ感染シタル乳母ニ對スル保護
一九〇七年八月一日衛生條令

第四百十八條 報酬ヲ受ケテ保育スル嬰兒ニ依テ、微毒ニ感染シタルコトノ届出アリタルトキハ、衛生官署ハ、當該乳母ヲ Sala celtica (微毒科)ニ於テ、無料ニテ治療セシムヘシ。乳母ニシテ、治療費ノ負擔ニ堪ヘ、且ツ醫師ニ於テ治療ニ關シ責任ヲ負フ旨ノ申出ヲ爲シタル場合ニ於テハ、自宅療養ヲ許スコトヲ得。
前項ノ外、乳兒ノ保育、竝病毒傳播ノ豫防ニ關シテハ、一般衛生法規ノ規定(第二百十八條)ニ準シ必要ナル處置ヲ施スコトヲ要ス。
急迫ナル場合ニ於テハ、衛生官署ハ、微毒患者ヲ收容セサル内規ヲ存スル病院ニ對シテモ、之カ收容ヲ命スルコトヲ得。

即ち伊太利では乳兒が微毒に罹つた場合には乳母を無料にて治療するのである。

第二三章 乳 兒 院

乳兒院は乳兒を收容して合理的保育を施すを目的とする設備である。しかし現今の如き乳兒院が設けられるまでには素より幾多の變遷を経て來て居るのである。

第一節 由 來

兒童保護の目的で古くより種々の施設が出來て居た。棄兒院、病兒院、兒童宿泊所、孤兒院等の如きものである。最近に迫り社會組織の變化に伴ひ乳兒院の必要を生じ、その設備を見ることになつたのである。初めの乳兒院は實際は病兒院に過ぎなかつた。その病兒は多くは急性慢性營養障りであつた。しかし多數の乳母がなければ到底合理的の治療を施すことは出來

なかつた。この乳母を得ることは實際には容易のことではない。そこで乳
兒院の成績は特に見るべき著しいものがなかつた。

健康の乳兒でも收容後少時の後に病氣になりそして死亡した。死亡の原因
となる病氣は多くは榮養障碍、腸加答兒、諸種の傳染病であつた。そして
この傳染病のうちでも肺炎、百日咳などが主であつて、或種の傳染病が治
ると又他の傳染病が初まつて、一難去れば一難來り、まるで傳染病の絶ゆ
る時はない程であつた。最近に及んでは傳染病の豫防が出来るやうになつ
たのと一つには自然榮養の合理的應用を努めるやうになつて乳兒院の効果
が現れて來た。プロフエツツル、シュロスマン(Schlossmann)がドレーステン
に設立した乳兒院は最も進歩した獨逸に於ける最初の乳兒院であつた。こ
れを模範として他に多くの乳兒院が設けられるやうになつたのである。ド
レーステン乳兒院の特徴は院内が清潔を保たれること、病兒を離して看護

乳兒院の
種類

すること、乳母の乳を成るべく多く應用すること等であつた。
今日の乳兒院は少くとも次のやうな種類がある。

- 一、收容の時間から言へば
 - (イ) 晝間乳兒を預るもの
 - (ロ) 日夜連続性に乳兒を收容するもの
- 二、こどもの健康状態より言へば
 - (イ) 健康のものみの收容
 - (ロ) 病的のものみの收容
 - (ハ) 健康、病的何れも收容するもの
- 三、保護者の關係から言へば
 - (イ) 乳兒のみを收容するもの
 - (ロ) 乳兒及びその母をも共に收容するもの
- 四、乳兒の家庭階級から言へば
 - (イ) 貧民家庭の乳兒のみを收容し又はこれに併せて

由 來

(ロ) 富者の乳兒をも收容するもの

五、乳兒の榮養より言へば

(イ) 人工榮養によるもの

(ロ) 母乳又は乳母乳をのみ用ふるか或は牛乳を補給するもの

第二節 設 備

乳兒院は現代に於けるあらゆる衛生的方面の要求に伴ふ病院的設備を有して居らねばならぬ。空氣と日光とは十分でなければならぬ。乳兒室は南向が必要條件である。乳兒院には露臺、臥室、庭園が缺けて居てはならぬ。乳兒一人の空氣積は一五立方メートルで事足るであらう。天井は餘り高くない方がよい。(三・五乃至三・七米)乳兒寢臺は一室に十臺を限度とせねばならぬ。大きな室の外に寢臺二三臺を容れ得る小室を具へると便利である。これは

隔離室とし又觀察室として用ひられるのである。室と室との間は硝子戸で壁を設けて見通しのつくやうにして置くのがよい。(バルメン、ハイデルベルヒ、ケルンの小兒科クリニック、殊にミュンヒェンは極めて立派なものである。

その煖房、換氣、清潔、副室、浴場、母親授乳室、厨房、洗濯室、乾燥室、庭園等も單純でよいが、乳兒院本來の目的を達するに必須の條件を具ふることが必要である。

第三節 監 理

乳兒院は、専門醫師の監督の下に置かれることを必須條件とする。そして乳兒院を指揮する醫師は小兒科病學の素養あり且小兒の生理と病理に通曉し、榮養療法に經驗ある人が最も適當である。

第四節 乳 母

乳兒院の目的を十分達するには醫師の監督の外、乳母を得ることが必要である。牛乳栄養の應用を正しくすると乳母の必要はないと唱へる論者もあるが、實際上乳母を得ることは利益が多い。勿論乳兒一人に一人の乳母が付き添へば好都合であるがこれは中々困難である。故に人乳だけで足らぬ分は牛乳で補給する。乳母を採用するに方つては先づ次のことを注意せねばならぬ。

- 一、遺傳の關係を注意すること。例へば精神病、神経病、微毒、癲癇、ヒステリー等の遺傳のものは不適當である。
- 二、乳母の年齢あまり若きに過ぎ老年に失してはならぬ。二十五歳乃至三十歳が適當である。
- 三、身體は健康で、癲病、精神病、神経病、ヒステリー、癲癇、微毒、淋疾、トフ

ホーム、疥癬、脚氣、腎臓炎、十二指腸蟲、乳腺炎等があつては素より不適當である。

- 四、乳汁の検査は豫め之を行つて置く。
- 五、乳母の性質は溫和にして清潔を好み、小兒を愛するものでなければならぬ。
- 六、乳母は初産より經産の方がよい。
- 七、乳母の生んだ子はこれを検査すること。

乳母に對しては監督を要するのである。育兒に關する不正の行爲は直にこれを矯正せねばならぬ。又乳母の待遇につきては (一) 乳母は平和にて且快活に乳兒の保育が出来るやうに (二) 運動を適當に行はせ (三) 食事を十分に給し (四) 睡眠を妨げぬやうにし (五) 清潔と規律を嚴守させねばならぬのである。

第五節 牛乳の配給

乳兒院に牛乳配給所が附屬して居れば最も好都合である。しかし市立牛乳配給所の如きものが他にあればそれと聯絡することが最も安全である。何れにしても最も善良の牛乳を得ることが肝要である。牛乳は最も清潔に保持され、乳兒各個に適當の調合を施したものを與へねばならぬのである。

第六節 看 護

乳兒院内に於ける乳兒保護は合理的で、特に防衛的に取扱はれることが最も肝要である。乳兒は傳染病を感染し得る機會を甚だ多く有するものと考へねばならぬ。病氣の傳染は空氣よりも寧ろ接觸に本づく場合の方が多いのである。傳染し得る疾病の中特に注意を要するものは(一)各種の胃腸加答兒(二)化膿(三)耳疾患(四)濕疹(五)口腔粘膜炎(六)喉頭氣管の疾患(七)結膜疾患等である。口腔を清潔にする目的で布で乳兒の口内を拭ふと

きは創を造らぬように注意することが大切である。若し創傷が出来ることから病毒の進入する恐れがある。

傳染病を豫防するには次の如き注意が必要である。

- 一、乳兒に觸れる以前に手を根本的に清潔にし且消毒すること。手を洗ふには流れて居る温湯で、石鹼と刷毛とでよく洗ふ。午前と午後乳兒室に入る際は勿論、傳染病性のものに觸れた後は直に千倍の昇汞液で手を消毒するのである。
- 二、傳染病性乳兒の使用したものは別にこれを處置すること。例へば浴槽、浴温計、石鹼入、體温計、撒布用粉画、手拭等。
- 三、疑はしき乳兒の隔離。隔離室は普通室より小さいもので特別に設けられたものでなければならぬ。
- 四、醫師保育婦、乳母など乳兒に觸れるものは白の豫防衣を用ふるがよい。

現今に於ては一人の乳兒から他の乳兒に傳染病を感染することは概して言へば豫防が出来る筈である。しかし上部氣道の加答兒性疾患は豫防が困難

のことがある。就中春秋に流行性に起る感冒の如きものである。感冒は強健の小兒に對しては特別のことではないが、早産兒、瘧疾性のもの、滲出性體質などの乳兒は時に危険に陥ることがある。甚しい場合は肺炎、耳炎等を發したりする。斯かる流行性感冒の場合は豫防が甚だ困難である。かゝる際には感冒に罹つた成人は乳兒に近づかぬことも豫防の一つである。若しこれが困難であればマスクを用ひるがよい。

流行性感冒、氣管枝炎、肺炎等の場合はその乳兒を隔離することが肝要である。隔離室がなければ幕を以て隔離する。病兒に觸れるものは成るべく少數の保育婦とするのがいい。病室内の乳兒の数が少なければ少いだけ傳染の可能性が少い。流行性感冒の際は成るだけ乳兒を外へ出し、其間に空氣をよく通じて置く。戶外で乳兒を自由に遊ばせることは傳染病の豫防として効果あるのみならず、佝僂病、肺炎などの治療に良き影響を及ぼすも

乳兒の隔離

のである。冬期でも晴天で風なく暖であれば暫時戶外に乳兒を出して遊ばせることが出来る。勿論濕氣多い日、雪の降る日、嵐吹く時などは戶外の生活は幼兒や乳兒には危険である。戶外に出す場合は衣服、帽子、靴などすべて適當に鹽梅することが肝要である。身體を練習する目的で初めから冷水を使用する事は乳兒には危険である。近來に及びツエルニー、ラングスタイン、マイエル等の諸家は乳兒傳染病の豫防は強練法もさることながら尙ほ必要なるは榮養を正しくすることであると主張するのである。滲出性體質の乳兒では他のものに比して傳染病に罹り易く、罹ると多くは重症になる傾向があるのである。従て死亡率も多いのである。

第七節 職 員

乳兒院で乳兒の保育に従事する人は乳兒の取扱に關し十分素養を有して居

ることが必要である。單に素養を有するだけでなく、事柄の緩急、大小、輕重をはかり機に臨み變に應ずる能力を有することが何よりも肝要である。この意味に於て乳兒保育婦を養成することが必要である。斯くの如き保育婦はよく乳兒の生活状態を觀察して、個人に適する處置が出来るのである。故に若い保育者には健康乳兒や病的乳兒状態を豫め納得させて置くことが必要である。年長ものは病狀を訴へるが乳兒は觀察して知るより外に方法がない。保育婦長は劇しい職務である。第一各個の保育婦を監督してそれ／＼のつとめに従事させ第二には醫師の指揮を嚴守するやうにせねばならぬ。第三には全保育婦の監督、第四に表、圖、帳簿等の整理をしなければならぬ。その上に(第五)まだ乳母を得ることを努めねばならぬのである。保育婦の受持つ乳兒の數は幾人なるべきか。これは種々の議論が分れるところである。或學者は一人の保育者が一人の乳兒を保育せねばならぬと言

保育婦擔
任兒の數

第 七 圖



(外郊林伯) 家の童兒トーベザリエ

ひ、他は一人の保育者で二人乃至三人は受持得ると唱へて居る。併し室の造構もよく、且乳兒の中に病的のものや又早産兒なども居らずして、能率のよい保育婦であれば五乃至六人は受持つことが出来るのである。勤務時間は素よりその土地の状況にもよるが、シュロスマン (Schlossmann) に據ると朝六時半から夕方七時まで、その中で一時間半の休憩がある、一遍に一回午後休み、夜間は四十乃至五十人の乳兒に宿直が二人、二週間毎に宿

直が廻つて来る。宿直の場合はその翌日は全然休みにするのである。

ホッフナー(Hoffa)に據ると四十乃至五十人の小兒(中三十五人乃至四十人が乳兒、五人乃至十人が二歳兒)には次の職員割である。

- (一)一人の門衛婦
 - (二)一人の保育婦長
 - (三)一人の保育婦
 - (四)八乃至九人の生徒(一個年修業)又は見習(三個月講習)
- 保育婦及び生徒で十人乃至十一人になる。この人が二人づつ宿直をする。一人で受持乳兒は丁度六人乃至七人になるのである。

第八節 飲 食 物

乳兒の榮養は最初はビーデルト法に基づき最少量を與へる。自然榮養及び

人工榮養の乳兒は二十四時間に五回榮養を與へる。健康で人工榮養を受けて居る乳兒には稀釋した牛乳に燕麥漿か砂糖(半牛乳には主に榮養糖、三分の二牛乳には砂糖を加へる)を入れる。榮養性治療品としてマルツズツペの外にバタミルクを與へる。又フインケルスタインの蛋白乳を與へてもよいのである。榮養の處方は成るだけ單純であることが必要である。副食物は割合に早く與へる。五個月頃から果實を與へる。第二年目の初めから二度焼パンの粥を與へてよい。七八個月頃から軟い野菜を與へることが出来る。ホッフナーは肉汁、卵、肉などはあまり多く與へずして植物性のものと牛乳(半リiteral)とを與へて良好の成績を收めて居ると言つて居る。又同氏は工場で造られる小兒粉や榮養品は用ひないと言つて居る。

第九節 乳兒院の效果

乳兒院の効果の有無はその施設及び職員の適否によつて別れるのである。若し施設や制度が悪かつたり職員の素養不十分であれば著しい効果を擧げ得られぬのである。そこで乳兒院の効果擧げるに必要と認められる事項を擧げて見る。

- 一、乳兒院は乳兒の外母親の收容を原則とすること
- 二、母親の收容不能又は困難なる場合は乳母を以てこれに代ふること
- 三、牛乳は善良のものを用ふること(牛乳調理所を附屬すれば便利が多い)
- 四、醫師は經驗に富める専門家なること
- 五、保育婦は必須の豫備教育を経たるものなること
- 六、設備は乳兒院としてのあらゆる條件を具有せること
- 七、母親の教育(就中育兒)母親の職業等に關し指導すること

第十節 各國に於ける乳兒院

(一)獨逸國の乳兒院

獨逸國には有名な乳兒院が多くある。シャロットテンブルヒの「カイゼリン、アウグステ、キクトリア、ハウス、」ミュンヘン乳兒院、ドレーズデン乳兒院等は何れも設備が完全して居る。左に掲ぐるシャロットテンブルヒ、ウステン_ドの如きもその一つである。シャロットテンブルヒ、ウステン_ド乳兒院 本乳兒院は一九〇四年に一家屋を借り受けて創業し一九〇八年にいよいよ乳兒院の新築が出来たのである。この乳兒院の目的は母を分娩後三箇月その子とともに收容して母乳榮養を行ひ且つ母の健康を増進させることである。三箇月の後には母と子は更に母親館(母の家)に移されて尙ほ一箇年在院することが出来る。勿論乳兒館と母親館とは相聯絡した建物である。乳兒館に在る間は母は費用を負擔せずともよいが、母親館に移りて後、母が外で職業に従事するやうになると、その不在中保育婦が乳兒の世話をするのである、そこで母親は保護料と衣服費とを支拂ふことになつて居る。その他母親自己は、住居、煖房、燈火、洗濯費として五馬克づつ支拂ふのである。尤もこれは十年前のことであるから今日は支出すべき額は違つて居る。母の衣食は母が全部負擔するのである。

本乳兒院は、最近に及び建物も擴大されて出産前の母親室、母なき乳兒室、私費乳兒室等のものが新に出來たのである。ケルレル(Keller)に據ると本院の乳兒館は四十の母子、母親館には四十六の母子、その他十人の妊婦、二十人の私費入院者、市立貧民救護所から委託したこども十人とが居る。

母親館と乳兒館とは二棟になつて居て全然別のものである。勿論相互の聯絡は便利に出來て居る。母と子の室は東南に面し、兒童室には臥室が附いて居る。その後母の室がある。二つの乳兒室と母親室とが各階にある。端の方に保育婦室がある。棚の端の方には母親の洗濯室、襪襦洗濯室、茶所、便所、浴場などがある。その他保育婦詰所、手術室、母親控場、乳兒院炊事室、母親館食堂、牛乳調理室職員室等がある。

設立費は地代を除きて三十二萬馬克である。この中には設備、裝飾費が含まれて居る。

本院の妊婦部は妊婦を收容するのである。分娩の直前に妊婦は市立産院へ送られ分娩が普通の経過を取った場合はその後八日にして本院へ戻るのである。本院では

ダンラエダの家の童兒トーベザリエ
(クルドスクルボ外郊林伯) 圖 八 第



入院費を要せぬ。妊婦は本院内で軽い手仕事を随意にして居るのである。乳兒館は母と子が無料で收容される。母は子と共に三箇月はここに居て自分の乳を與へねばならぬ。ここに居る多數の母は既に妊娠部へ收容されて居たものである。母親は自分の得手の業を以て、内の仕事の補助をする。例へば裁縫師であつた人は裁縫を、火のしかけをやつて居た人は火のしをかけると言ふ風にそして清潔好きで精神のしつかりしたものは牛乳調理所へ廻ると言ふ風に。但し料理人と洗濯人とは専門家が雇つてある。

乳兒を連れて母が收容方を頼みに來た場合は、多くは衣食住の生活に困つて居るので、これ等のものに對しても乳兒院では多大の努力を拂ふことが大切である。斯かる母親にはせめて獨立の出来るやうに在院中講習會を開きて裁縫などを教へるのである。又乳兒保護婦になりたいものはここで修業することが出来るのである。母子退院後は母の職業、子の看護等について種々の面倒を本院で見やるとになつて居るのは極めて親切である。

母親館の母は朝から夕方まで外で職業に従事して居るので、その間保育婦が乳兒

圖 九 第
(外郊林伯)家のモドコトベザリエ



各國に於ける乳兒院

を世話して居るのである。母の職業に關しても矢張本院で世話をするため絶えず雇用主との聯絡を保つて居る。本乳兒院内で職員になり得る資格のものは採用するのである。その他本院では處女のために育児講習會を開催して居る。講習は三箇月が一期である。講習生は十八歳以上の女子で、人員は講目を徹底せしめるため少數に制限されて居る。講習の實習は看護婦長が受持ち、理論は院醫が擔任して居る。講習が卒つたら講習生は證書を受ける。この證書を有するものは良家の兒童教養婦に

第 十 圖
日 光 浴 する 幼 兒



なる資格があるのである。或は他の
児童保護事業に従事して相當の待遇
を受けることが出来るのである。
その他に向は一箇月の短期講習會が
開かれて育兒の概要を示すことにな
つて居る。

(二)瑞典に於ける乳兒院 瑞典の乳兒院
(Smabarushem)は授乳期間母と乳兒と
を收容するのである。必要の場合は妊婦
をも收容し得るのである。瑞典の最初の
乳兒院はストックホルムに出来た。これ
は一九〇三年のことである。同所の乳兒
院は創立後一九一〇年までに百四十一人
の母子を收容した。この乳兒院では成る

第 十 一 圖



各 國 に 於 け る 乳 兒 院

ミ ュ ニ ヒ ヲ ン 乳 兒 院

べく乳兒に乳をとらせることにな
つて居る。若し母乳の出方が悪く
なれば牛乳栄養に移るのである。
乳汁分泌のない母親は收容を許さ
れぬのである。その外この期間に
三十三人の乳兒は普通の保護兒と
して人工栄養で育てられた。この
保護兒は當乳兒院の副業である。
これは何等かの理由で授乳し得ぬ
母親のために設けられたものであ
る。この場合には母の所得に應じ
ただけの保護料を徴するのである
母が乳兒とともに收容された場合
は料金が要らぬ。母が續いて乳兒

の在院を希望する場合は費用を徴して二歳の終まで收容する事になつて居るのである。母親は在院中種々の家政例へば洗濯、火のし、裁縫、編物、掃除、料理、菓子製造等の教授を受けることが出来るのである。是等の授業は乳兒院のの保育婦長や試験を経た料理人が受持つのである。母親は斯種の授業をうけて家政を自ら處理することが出来るやうになるのである。乳兒院の費用は主として個人的であるが年々市から補助金が支給される。同所は母親は十四人、乳兒は二十五名收容される設備である。一九一一年には第二の乳兒院が出来た。これには八人の母親と十人の乳兒とが收容されるのである。

瑞典ではその後同じやうな乳兒院が多く出来た。同地のものは母親を乳兒とともに收容する外、母親の教育をまで施すのであるから餘程徹底して居る。三十乃至五十人の乳兒を收容し得る乳兒院が今日では餘程多くある。又貧民救護所の企てで多くの乳兒院が出来た。瑞典乳兒院の特徴は前にも述べた通り、母子ともに收容し母乳を乳兒に與へることであるが、この期間は單に數箇月ではなく七乃至九箇月に互るので、母は在院中も全く家族の一員の如き心持で暮すことが出来、保

育婦との間に極めて喜ぶべき情義が結ばれると言ふことである。斯くの如くであるからその乳兒發育上の成績のよいことは勿論で、創立以來一九一〇年までに收容した百四十一人の乳兒中死亡したのは僅に二人で、それは「インフルエンザ」流行時に罹つた「インフルエンザ」性脳膜炎であつたのである。

(三)佛國に於ける乳兒院 佛國の乳兒院で有名なるはボルシュフォンテーヌの乳兒院で、獨身の母親とその子とを收容し母乳保育を目的として居る。巴里の労働者の乳兒を收容し六箇月までは乳母の乳を與へ、その後は牛乳を授けることになつて居る。

巴里の母の會は貧困なる妊婦を收容し分娩後六週間乳兒と共に起居せしめるのである。

第十一節 我國に於ける乳兒院

我國の乳兒院は明治四十年佐賀縣濱町乳幼兒收容所で、貧困の漁夫の乳幼

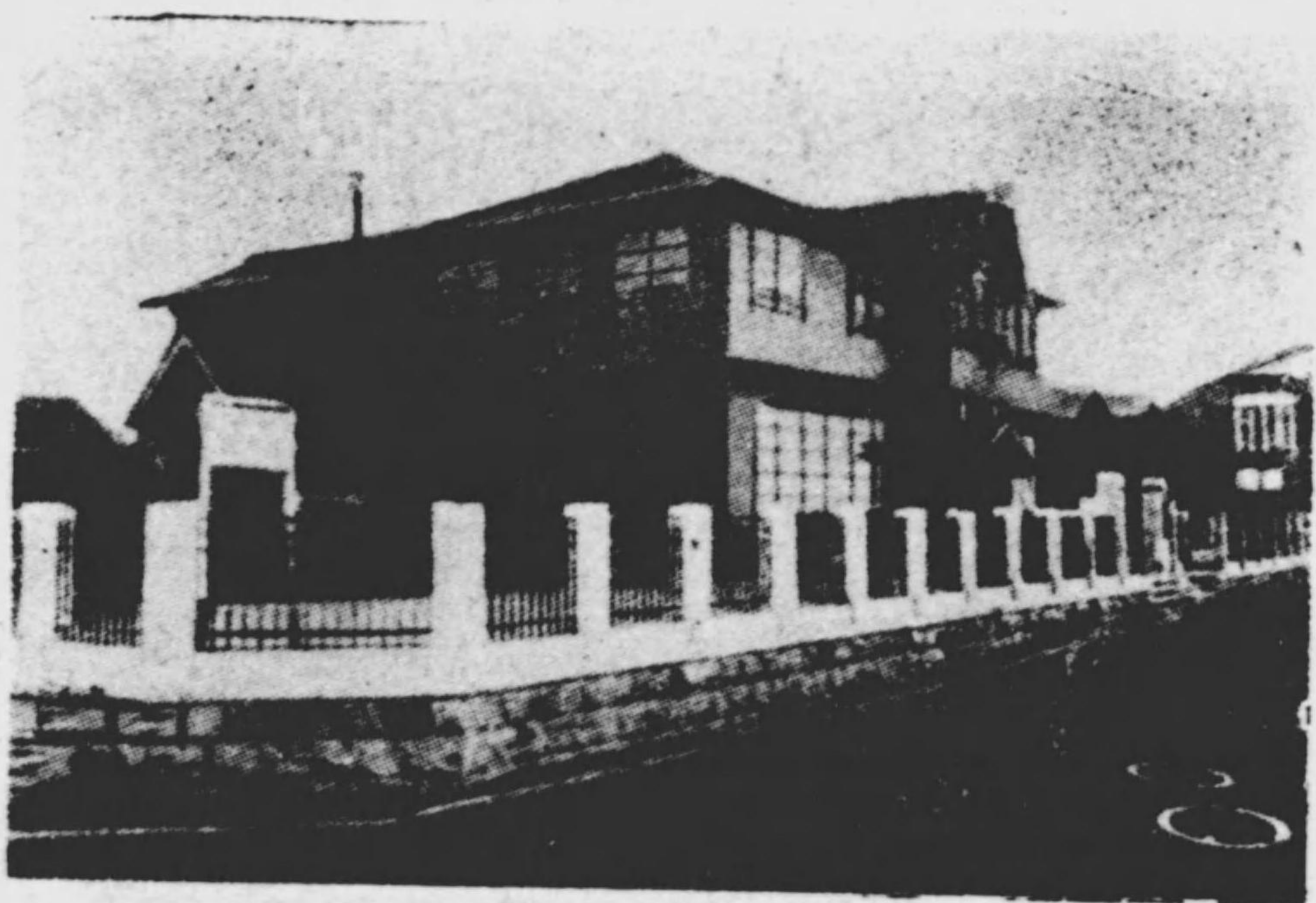
我國に於ける乳兒院

大阪市立
堀川乳兒院

兒約三十名を收容したのが、その嚆矢である。同所は明治四十四年以降は町費で經營することになった。大正七年三月には東京にて養育會の乳兒所が出来、同十一年五月には日本赤十字社が産院乳兒科が設けられた。同十一月には大阪市立堀川乳兒院、同十三年四月には大阪市立今宮乳兒院、同十五年六月には大阪府立保嬰館が設けられた。次で東京市立産院乳兒院、濟生會赤羽乳兒院など諸所にこの機關が設けられた。昭和七年度には施設數十九個所となり、入院の延人員は二萬四千六百六十七人である。

大阪市立堀川乳兒院は最初北區本所黒崎町設立、其後他に一個所に市立乳兒院が設立された。黒崎町所在のものを堀川乳兒院と稱することになった。創立費は三萬五千圓である。木造二階建百四十九坪である。乳兒院は乳兒の晝間保育をなし、併せて乳兒の健康及び疾病に關する相談に應じて居る。收容の兒童は生後百日より滿二歳までのもので、午前六時から午後

第二十圖
大阪市立堀川乳兒院全景



第三十圖
大阪市立堀川乳兒院平面圖

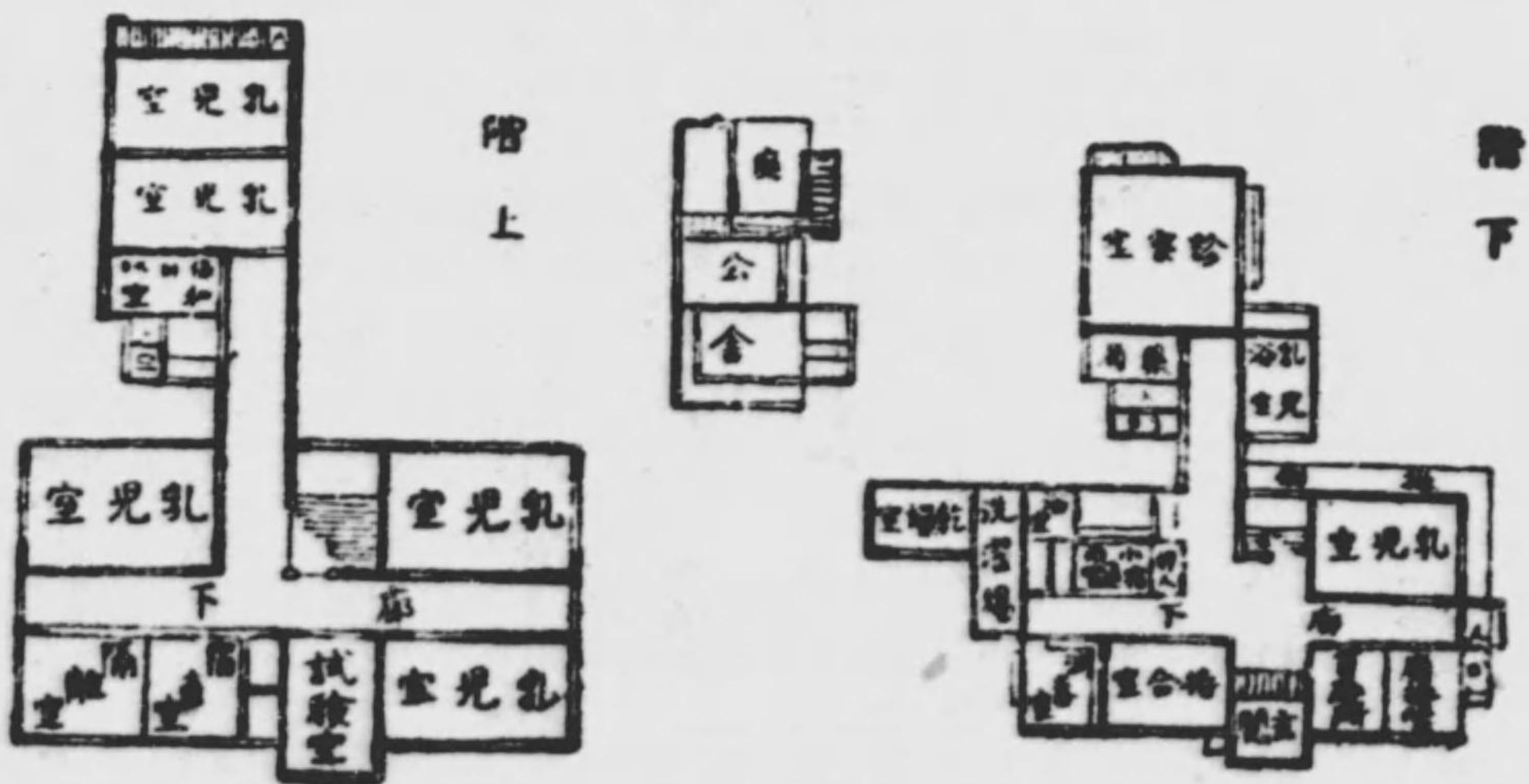


圖 四 十 第
室 育 保 院 兒 乳 川 堀 立 市 阪 大



六時まで醫師の監督の下で保
育婦が合理的の保育をするの
である。保育料は徴集せぬの
である。又これに兼ねて乳兒
の診察及び應急手當をなし、
乳母の選擇牛乳の検査等も無
料でその需めに應じて居る。
尙ほ乳兒の榮養は分娩後間も
なく、乳汁分泌盛なる女子を
保育婦助手として收容し、そ
の乳汁を以てこれに當て、そ
の不足を牛乳で補ふことにな

つて居る。

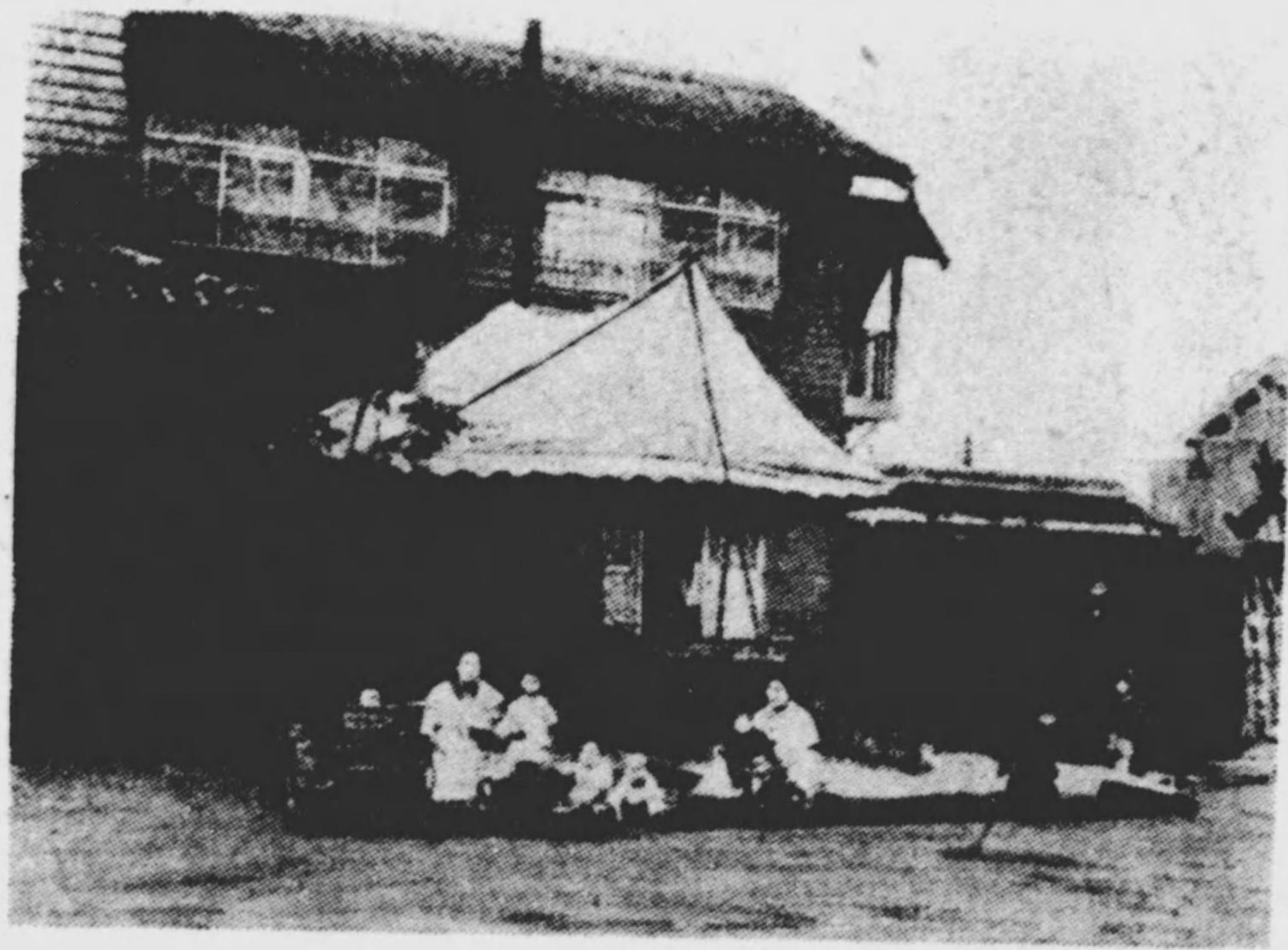
尙ほ同院では乳兒、幼兒に關
する事項につき相談に預かる
のである。又乳兒養護に關す
る宣傳、乳兒に關する調査並
に研究を行つて居る。

しかるに堀川乳兒院では乳兒
保育を廢し病床を三十個設備
し病兒を收容する豫定だとい
ふことである。

市立今宮乳兒院は創設費五萬
三千餘圓に改築費一萬七千圓

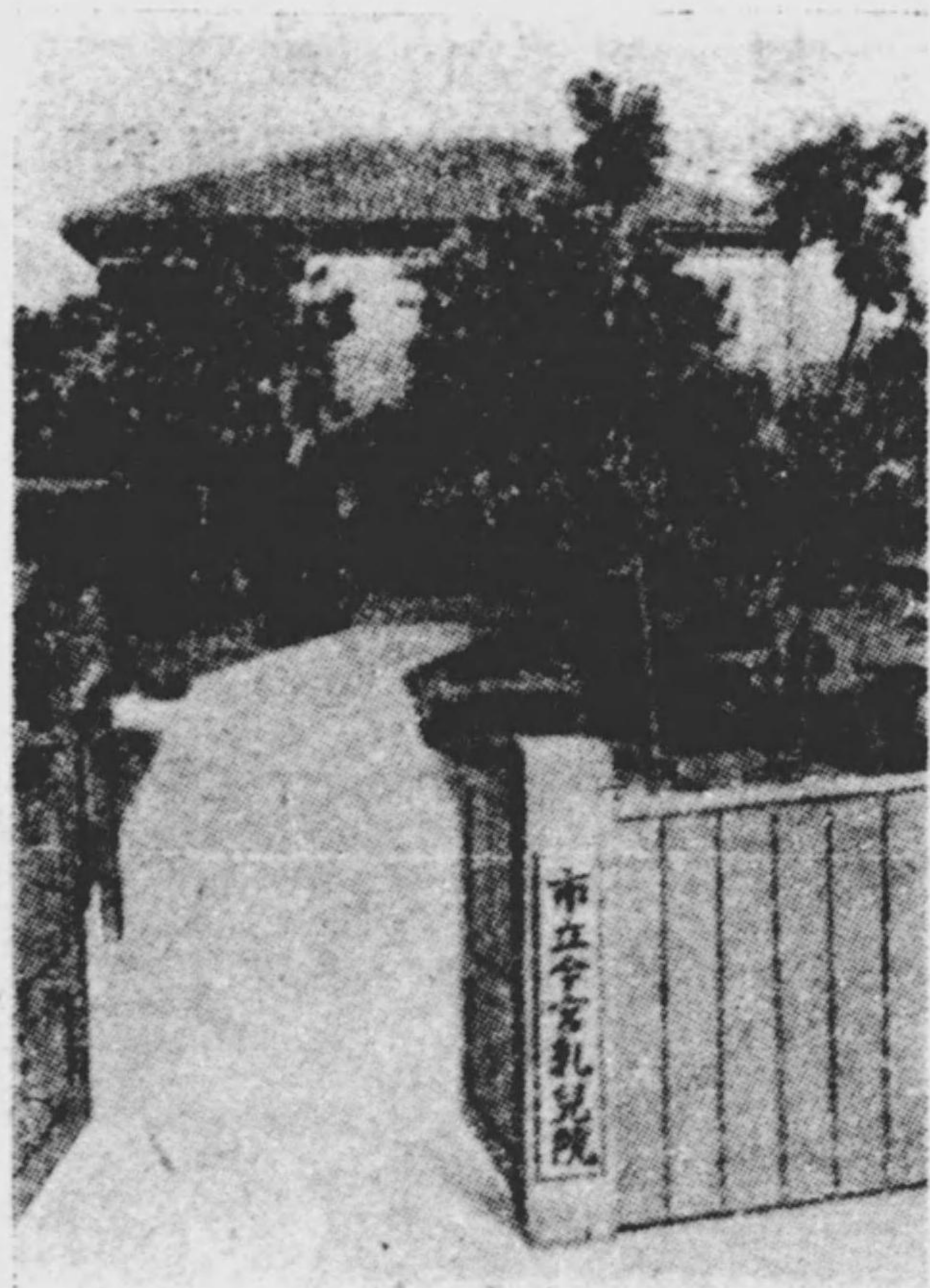
大 阪 市 立
今 宮 乳 兒

圖 五 十 第
園 遊 院 兒 乳 川 堀 立 市 阪 大



我 國 に 於 け る 乳 兒 院

を増額し、敷地五百八十七坪内に百三十四坪の木造二階建がある。初め市立児童相談所として建設されたものである。收容児童は八十名である。中産以下の家庭の生後百日以上満二歳までの児童を保育するのである。尙ほ



第 十 六 圖
今 宮 乳 児 院 全 景

今宮乳児院では相談、家庭訪問、講習會等を行つて居る。又乳兒ある家庭に「育兒の心得書」を頒布して育兒智識の普及向上に努めて居る。

今大阪市立乳児院(堀川及び今宮兩院)に於ける事業成績を左に掲ぐ。

年 別	院 別	保 育		診 療		相 談		家 庭 訪 問	
		託兒人員	平均	延人員	平均	延人員	平均	延戸數	平均
自大正十年	今堀川	六三、四〇	二七・九	一四六、〇〇	六四・〇	一八、三七	八・〇	一九、六六	一四・四
至昭和二年	今堀川	三七、〇五	二七・〇	五四、五五	三九・八	一、三七	一・〇	一九、八〇	一四・五
自昭和三年	今堀川	四八、五九	二六・六	一三〇、九八	七二・七	八、四五	四・六	二八、一一	一五・四
至昭和七年	今堀川	四七、九〇	二六・三	九八、一八	五三・七	二、二七	一・三	二九、六七	一六・二
昭和八年	今堀川	八、二四	三三・六	三三、六九	九二・一	一五七	〇・四	四、七五	一三・〇
昭和九年	今堀川	九、六六	三三・七	三三、六三	六二・〇	一八五	〇・五	五、四四	一四・九
昭和九年	今堀川	七、三八	二〇・二	三五、四五	九七・一	四三三	一・二	五、四八	一五・〇
昭和九年	今堀川	七、六五	二二・〇	二六、五九	七二・九	一八二	〇・五	五、〇二	一三・八
昭和十年	今堀川	九、〇六	二四・八	三九、一六	一〇七・三	一、四五	三・一	五、五四	一五・二
昭和十年	今堀川	七、三七	二〇・二	三三、六二	六四・七	九四三	二・六	四、六七	一三・八
昭和十一年	今堀川	九、五一	二六・〇	四四、二四	一一〇・九	四、一八	一・四	七、〇三	一九・二
昭和十一年	今堀川	九、二二	二五・二	二六、〇三	七一・一	三、一八	八・七	六、一三	一六・八
累 計	今堀川	一四六、一三	二六・二	四四九、四七	七七・一	三三、六八	五・九	七〇、六〇	一五・二
	今宮	二一七、九八	二五・三	二五一、六三	五四・〇	七、九八	一・七	七〇、七六	一五・二

第一四章 授乳奨励

乳兒死亡率を減少する諸種の方法の中でも母親授乳の奨励は最も有力である。これは自然法であるからである。この簡單なる本則を誤り、人工榮養をとるものが少くない。そこで母乳榮養の必要性をあらゆる機會を通じて示す必要がある。例へば兒童保護所、乳兒診察所、兒童相談所、母親相談所等の如き場合に於ても母乳奨励をなし、女子の學校でも豫めこの點を徹底して指示して置くのがいい。單に授乳宣傳を行ふのみならず、母親授乳の實行を容易ならしめるため各方面から努力することが必要である。現今歐米に於てこの目的で行はれて居る方法を示すと次の如きものである。

一、労働保護法、労働保險法、母親金庫等によるもの。労働保護法、労働保險法、母親金庫等ではそれ／＼規定を設け産後一定時の労働を禁止し、

又母親の爲めに金品、現品等を供給し、母親の休養を謀り、一面にその子の乳養を容易ならしめんとするものである。

一、家政救助によるもの。家政救助婦が産褥婦の家庭で家事を處理してくれるから、母は靜養し且子の乳養をすることができるのである。

一、工場保育所、工場授乳室によるもの。工場保育所、工場授乳室は何れもその工場内で従業する母親の授乳を奨励するために設けられたものである。

ポルトガルでは五十人以上の女工を有する工場では授乳室を設備せねばならぬ規定がある。

佛、西班牙では法律を以て使役する女工に對し子女乳養の爲め毎日一定時間を割與すべきを命じ、それに對し何等の名義を以てするも勞金を減ずることの出來ぬ規定になつて居るのである。

一、母親給食、金品の施與によるもの。佛國にては母が授乳せること確實なる場合には、その榮養状態を可良ならしめる目的を以て、滋養ある榮養品を供給して居る。伯林、伊太利などにもこれと同じ趣旨にて母親に食品を供給して居る事業所がある。又同様の目的で物品の代りに金品を授與して居る處もある。或は物品、金品の何れかを母親の望みに任せて居る場合もある。

一、授乳賞與金によるもの。授乳奨励の目的を以て母親に賞與金を與ふる制度は佛蘭西に於て早く行はれたのである。近來は餘程廣くこの制度が行はれるやうになつた。

賞與金の出所は主として市町村又は社會事業團體である。賞與金を授與する時期と方法は一定して居らぬ。毎週間に賞與を授け、或は授乳の期間の長さに従ひ賞與金を増加し、或は賞與金を夏過ぐる頃までとしたり、又子

女の數に應じて賞與金に差がある。其他賞與金支給に制限を設けてその夫の所得額に従ふ場合もある。又乳兒診察所で賞與金を授與して乳兒の診察を行ふ手段とするところもある。

授乳賞與金制度にありて最も注意を要する點を擧げると次の如くである。

(一)授乳は出産後直に行はねばならぬ。これは一は生産後直に授乳せぬと乳汁分泌が減退するのと、他の一は生兒の榮養は出産に近ければ近い程母乳の效用が著明であるからである。

(二)母親が授乳せざる理由の大多數は職業の爲め家庭外に出るからである。故にこれを防ぐには授乳賞與金の額を勞金の額に比適せしむることである。しかしこれはあまりの巨額に達して實行が甚だ困難である。しかしこの目的を以て母親金庫等は多大の便宜を謀ることになつて居るのである

(三)授乳賞與金を受けてもそれを母親榮養を増加する目的に用ひない場

合がある。故に寧ろよく母親の状態を調べて若し他のものにそれを應用するやうであれば授乳賞與金を牛乳に代へて母親に授與することも適當である。

獨逸にて母親授乳者に救助しつゝある市町村は多數あり。救助法は現金と物品供給の二種である。牛乳を與へて授乳を奨励せる處では普通には三個月間毎日「リール」づゝ支給して居る。授乳奨励の爲めに市町村が支出する費用は巨大なるものである。

第一五章 乳母制度

人乳榮養は乳兒に對し最も理想的の榮養であるから若し母親がその子を乳養し難い場合には乳母を選ぶがよい。獨逸では早くから乳兒保護事業所では乳母の紹介をして居る。これは家庭の便宜を謀ると同時に乳兒の保健の上から利益が多い。乳母の紹介には乳兒院が最も好都合の地位である。

乳兒條令が布かれたら最もいいであらう。乳兒の選定、指導、監督に醫師の參與することは必要である。即ち醫師は乳母の健康状態を診査し、哺乳能力の査定、乳母の健康保護に對して責任を以て助力する必要がある。

獨逸ドレーズデン市立乳兒院に於ける乳母制度を見るに乳母希望者はその資格の診査を受くるためその子と共に乳兒院に一時收容されることになつて居る。乳兒院にては其間住居、食物、衣服等を無料で支給する。但し特

別規定しある場合のみ料金を徴するのである。收容すべき母親の身體は素より健康で品行方正なるものたるを要するのである。醫師はこの點及び乳汁分泌量を測定するのである。乳兒の資格ありと認められたるものは院内で乳母として業に従ひ或は家庭の需に應じて派出するのである。乳母の職を紹介せられたる場合は本院に六〇馬克の手數料を支拂ふのである。乳母の給料は當人と備主との協定に任して置く。乳母の子を乳兒院に預け置く場合は乳母備主がその費用を負擔するのである。臨時に乳兒院より乳母を派遣した場合は備主は給料を支給し、住居及び食事を無料にて支給し乳兒院に對し一日若干馬克を納むるのである。乳母にも種々の備ひ方がある。乳兒院等の如き場所に於ける勤務、各家庭に備ふ場合、乳母の家庭で乳養する場合などである。何れの場合に於ても乳母に乳養を受ける乳兒の状態を詳細に觀察して最善の方法をとることが肝要である。

第一六章 恩賜財團愛育會

恩賜財團愛育會は皇太子殿下御誕生に際し本邦兒童及び母性に對する教化並びに養護に關する諸施設の資として昭和九年二月二十三日、金七十五萬圓御下賜ありたるに本づき法人組織とし、同年三月十三日設立を見るに至つたものである。總裁として 久邇宮大妃殿下を奉戴し、清浦奎吾伯を會長に、關屋貞三郎氏を理事長として諸施設を講じて居る。同會の事業要目は次の如くである。

- 一、乳幼兒及び兒童の保育、養護並に教化に關する調査、研究、指導
- 二、兒童に對する社會教育的施設
- 三、母性教育及び家庭教育に關する施設
- 四、兒童の愛護に關する施設並に兒童養護思想の普及

五、其他兒童及び母性の福祉を増進すべき諸施設
今その事業の概況を述べて見る。

一、愛育研究所

愛育研究所は御料地の御拂下により東京麻布區盛岡町に工を起し昭和十三年十二月十三日開所したものである。建築總額は六十六萬四千圓である。愛育研究所には左の部門がある。

一、保健部

兒童及び母性の疾病の豫防、健康の増進其他醫學に關する學理並に應用の研究を行ふので、兒童身體の發育、成長、その影響を及ぼす諸因、榮養、疾患、免疫、豫防等を含むのである。

二、教養部

兒童及び母性の心理及び教育に關する學理並に應用の研究で、兒童精神發達、異常兒、乳幼兒保育に關するものである。

附帶事業として左の如き施設がある。

母性健康相談所

産一室

乳兒哺育室

小兒健康相談所と兒童教育相談所

小兒外來診療所と小兒病室

兒童觀察室と母の研究室

尙ほ目下計畫中のものは左の如くである。

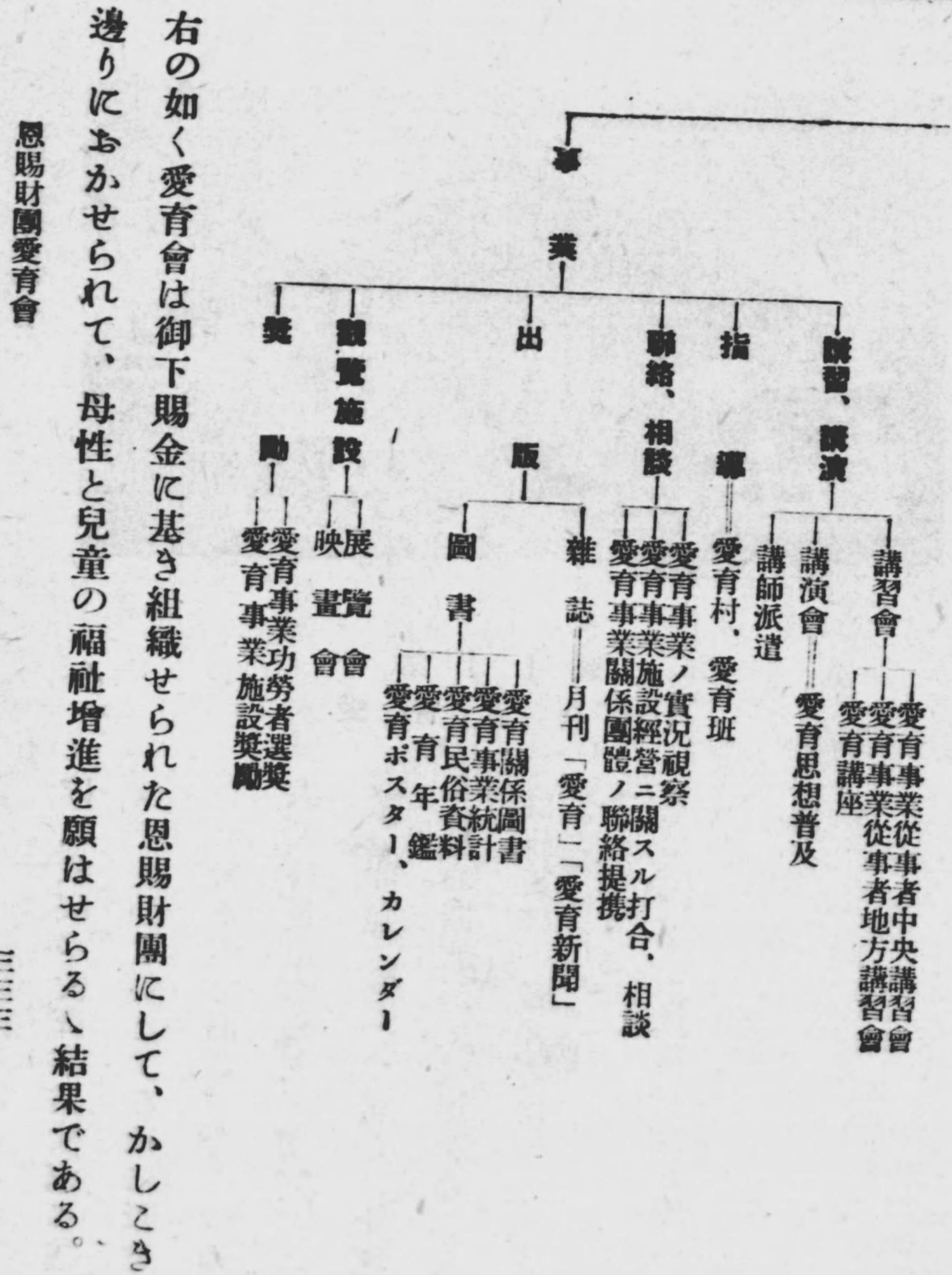
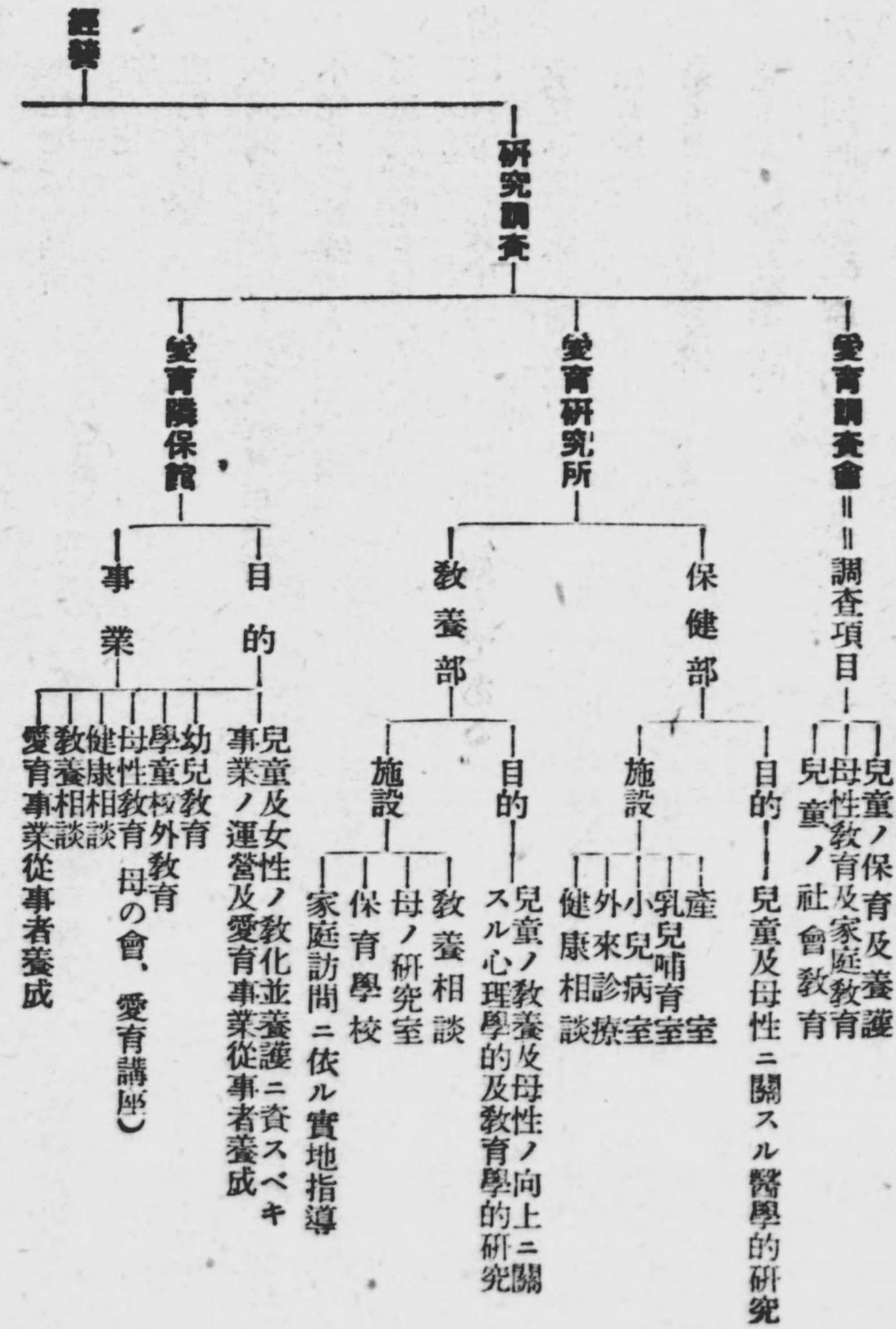
愛育事業従事者養成所

保育學校

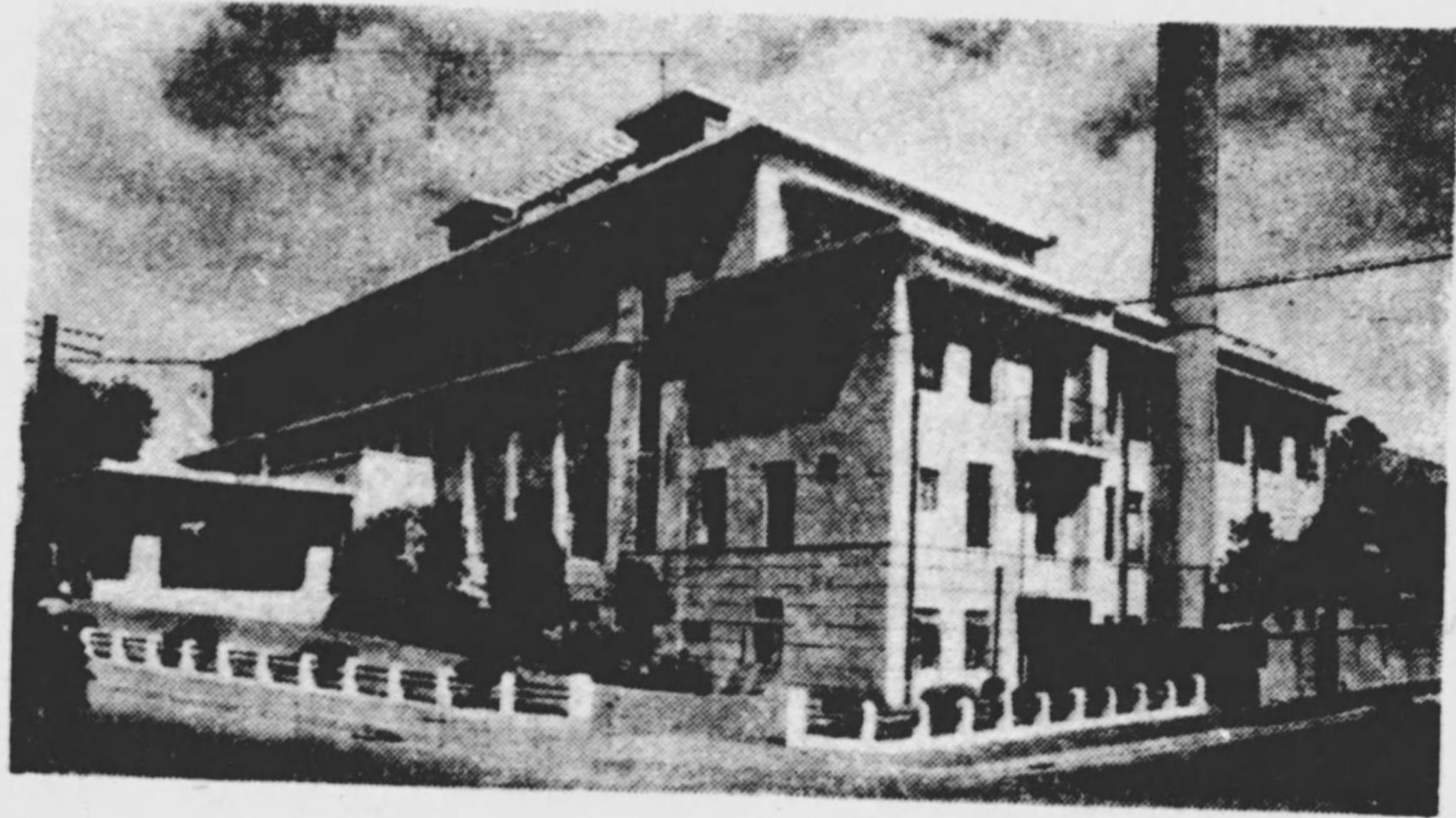
兒童及び母性圖書館

兒童及び母性參考館

左に同會事業一覽表を掲げる。



右の如く愛育會は御下賜金に基き組織せられた恩賜財團にして、かしこき邊りにおかされて、母性と兒童の福祉増進を願はせらるゝ結果である。



圖七十第
景全會育愛

げに我國の愛育事業は速に進歩發展を緊要とする秋に際會して居るのである。今や我國の人口資源の擴充が切實なる緊急問題となつて居る。此際公私の斯業が大發展をなし人口政策に一致するに至ることを熱望する。

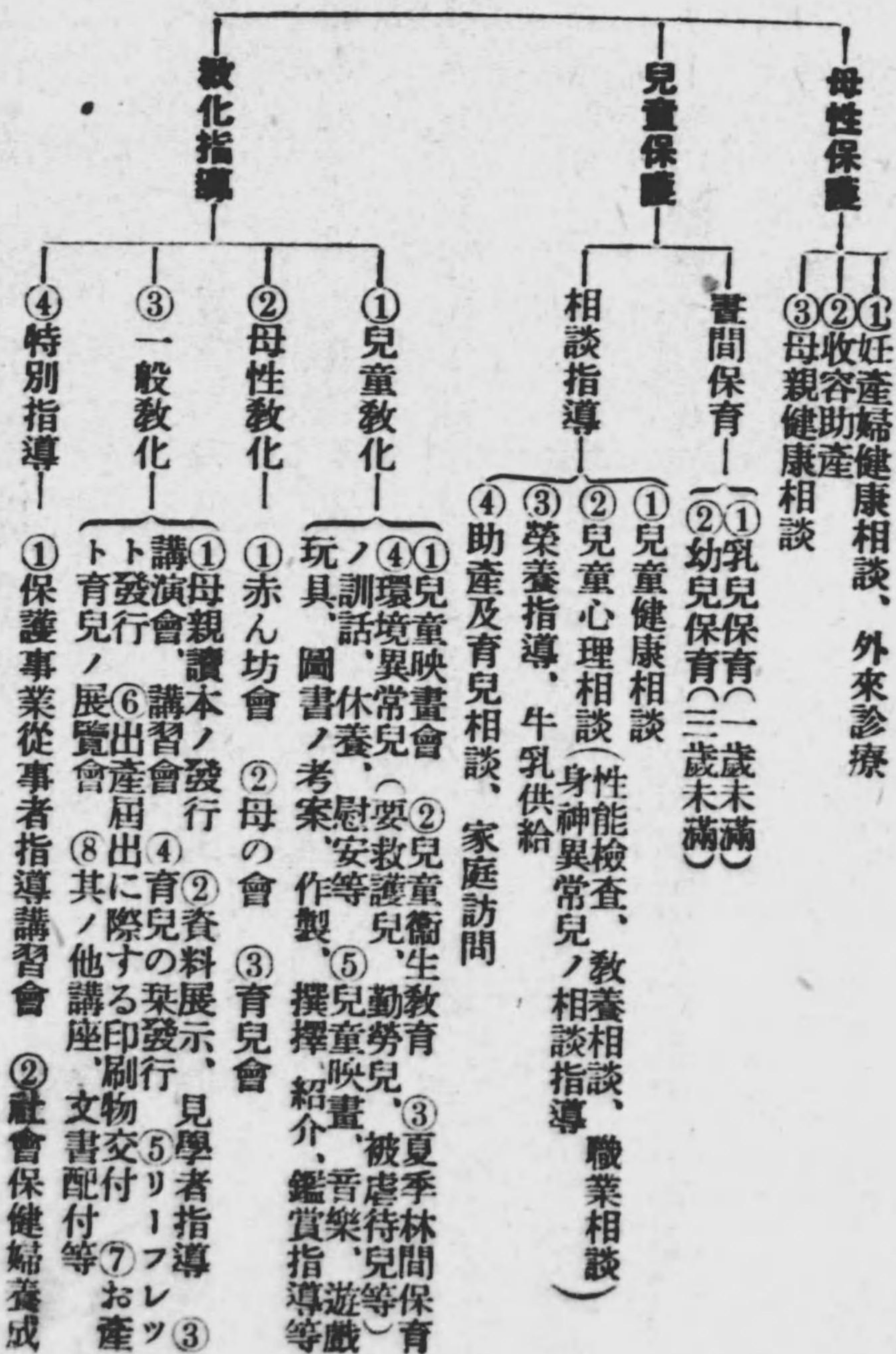
第一七章 京都市兒童院

昭和三年、御大典の際、畏きあたりから京都市に對し十五萬圓の御下賜があり、又大禮奉祝會からの寄附があつたので市は社會事業として母性及び兒童保護機關として兒童院を設立することになつた。開院は昭和七年九月場所は上京區竹屋町千本東入主税町である。翌年更に増築された。本館は鐵筋コンクリート三階建て、更に地階と屋上とが利用されるのである。同院の事業一般は次の如くである。

事業概観

京都市兒童院

児童院事業



尙ほ同院の事業成績は左の如くである。

事業	昭和六年度		同七年度		同八年度		同九年度		同十年度	
	延人員	實人員	延人員	實人員	延人員	實人員	延人員	實人員	延人員	實人員
助妊産婦健康相談及診療	三、九七	三、九七	三、〇八一	三、〇八一	三、三三三	三、三三三	三、九六五	三、九六五	四、六四二	四、六四二
産入院助産	二、九五二	二、九五二	一、二八八	一、二八八	一、〇三三	一、〇三三	一、七三三	一、七三三	一、九五八	一、九五八
児童健康相談	七、三三三	七、三三三	九、二六三	九、二六三	七、四六五	七、四六五	九、〇七五	九、〇七五	九、三三五	九、三三五
院外健康相談	七〇九	七〇九	一、六八七	一、六八七	一、六九四	一、六九四	一、三七四	一、三七四	一、一三九	一、一三九
保育相談及訪問取扱数	五、七	五、七	二、三三〇	二、三三〇	二、六八一	二、六八一	三、五二六	三、五二六	五、四七六	五、四七六
榮養指導	四〇〇	四〇〇	四、一九六	四、一九六	四、七五八	四、七五八	六、〇七九	六、〇七九	一、五〇〇	一、五〇〇
心理相談	一、九二六	一、九二六	三、九三九	三、九三九	四、一八六	四、一八六	四、四三三	四、四三三	五、五二六	五、五二六
保乳児晝間保育	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
育幼児晝間保育	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	八、五九	八、五九	三、二七〇	三、二七〇	二、六八三	二、六八三	二、五、六八五	二、五、六八五	二、九、二二一	二、九、二二一
京都市児童院	八、二九七	八、二九七	五、八三三	五、八三三	六、〇四四	六、〇四四	七、七六六	七、七六六	九、四七〇	九、四七〇

京都市児童院

三三八

	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	計
助妊産婦健康相談及診療(実人員)	四、八四八	五、三三八	四、七四三	五、〇九八	三、五八四
産入院助産(実人員)	一、九八四	二、二六四	一、五八〇	一、九三〇	一、八五二
児童健康相談(実人員)	九、九三三	一一、〇〇五	一〇、五三三	一〇、四三三	一、四、五五三
院外健康相談(実人員)	二、四八五〇	二、四九二六	二、五、四四四	二、七、〇四三	八〇、八四〇
保育相談及訪問取扱数(実人員)	一、四八七	三、二二三	(以下指導ノミニ止ム)	二、七、〇四三	一九、九三八
保 養 指 導(実人員)	四、八二四	五、一四五	五、九二二	七、五二二	三七、九六三
榮 養 指 導(実人員)	一、三二〇	一、三三八	一、五〇二	一、一八九	八二、五〇九
心 理 相 談(実人員)	五、八八六	五、九五七	六、六〇八	二、七四九	一〇、九四四
保乳児童養育(実人員)	四、八三六	六、一五七	二、七二三	三、七三七	三七、四二五
育幼児養育(実人員)	五、一七九	六、三〇六	二、七二三	三、七四三	三八、二二六
計 (実人員)	二九、一九二	三二、一三七	二七、三三五	二〇、〇二二	一三三、九五三
延人員	九三、三〇二	九三、四八〇	八三、八九六	九三、五七六	四七六、八三三

同院から発行して居る小冊子、注意書約八十種のうち妊産婦並びに乳幼児に關するものを摘録すると次の如くである。

産前、産後の心得	妊娠中の食物
妊娠中の衣服	胎教
お産の準備	いわた帯
乳嘴の手當	妊娠と浮腫
悪阻	妊娠と結核
産後の家産	育兒の心得
日常衛生	新生兒
沐浴	赤ちゃんのよき一日
哺乳時刻	母乳不足
乳兒の鼻と耳	離乳
乳兒脚氣	肺炎豫防
下痢豫防	乳兒に於ける夏期の注意
果物汁の作り方	白粉から腦膜炎

先天性梅毒

小兒と肺炎

デブテリー

濕布

種痘の心得

人工栄養

食品ビタミン

食の成分と熱量

第一八章 母子ホーム

母子ホーム (Mutterheim) は主に就職母性とその子を收容し養護の實を擧ぐ
ることを目的とするものである。即ち晝間、母は職場に通ひ乳兒はホーム
に残して、教養婦が母に代つて哺育するのである。

母子ホームに收容さるゝ母性は貧窮の未亡人、私生兒の母、罹災者の如き
種類である。

母子ホームの特徴は概ね收容費の低廉なると夕刻より翌朝までの間に母乳
を與へ得ると、晝間は兒童教養婦によつて哺育せらるゝとの諸點である。
又日曜、祭日、休日の如き日には母が終日ホームに在つて乳養に當ること
ができる。故に母子ホームは産院、乳兒院、兒童院の如き施設の附屬事業
として經營されることが便利である。大阪博愛社(育兒事業)に母子ホーム

を附属せるが如きはその例である。

斯くの如くなれば母子ホームの効果は著しいものがある。現代の如く女子の就職者の増加する時代にあつては母子ホームの設立は大に歓迎せられる只條件として挙げらるべきは所在が健康地であり、職場に近いことである。故に母子ホームは大規模よりも小規模のものが多數設けられる方が便利である。獨逸乳児死亡豫防館に附属せる母子ホームの如きはその施設甚だ見るべきものがある。現今獨逸内地に於ける母子ホームは百九十四個所に施設されて居る。

ホームの滞在はその期間一定しない。その所在地は海邊か山に近く健康地が選ばれてある。ホーム内の母性の生活は運動、スポーツ、講演、音楽、映畫、手藝等に涉り行はれて居る。

ホーム滞
在期

第十九章 乳幼児保育事業

第一節 保 育 所

乳幼児保育事業には左の二種がある。

一、晝間常設保育

一般乳幼児の保育と共に貧窮家庭の兒童を保育し作業能率を向上させる目的をもつて居る。近時産業の進歩につれて斯種事業の發達を要求することが切實となつた。

我國に於ける託兒所(保育所)は明治二十三年六月赤澤鐘美氏が新潟市靜修學校内に設立したのが濫觴である。明治二十七年には東京の大日本紡績會社工場内に設立、貧困兒童のために設けられた保育所は東京市鮫ヶ橋附近

常設保育所

の二葉保育園で、明治二十三年一月開始された。明治三十八年には日露役出征軍人遺家族の生活を補助する目的で横濱に相澤託児園ができた。現今常設保育所(昭和十三年八月調査)は全国で千四百三十六個所を數へる。尙ほ工場附設の保育所は二十九、鑛山に於ける保育所は昭和十四年九月現在で二十五個所である。これは従業員五百名以上の鑛山で女子従業員を使用して居る鑛山に就ての調査である。

二、季節託児所又農繁期保育所

季節託児所(保育所)は概ね春の養蠶期、插秧期、秋の收穫期等に行はれる。まれには漁繁期託児所、繰絲期託児所がある。

我國では大正七、八年頃から農村に於て自發的に設立された。それから各府縣でもそれを補助し、寺院、神社等を開放することになった。

託児所開設の期間は地方により區々である。一個年を通じて一回又は二回

の場合がある。一回の開設期間は大抵十日又は二週間位が最も多し。

昭和十三年八月調査(厚生省)によると常設保育所は千四百三十六個所、季節保育所は春季一萬三千九十九個所秋季三千四百三十九個、所計一萬六千五百三十八個所となつて居る。季節保育所はその開設期間が短いけれども農村に於ける繁忙期の施設としては甚だ意義が深い。その證據として年々増設の状況を見るのである。昭和四年度は昭和十三年度に比し實に三千百五十四個所の増設を見て居るのである。

曩に長くも皇后陛下は保育所事業獎勵の思召で御下賜金を拜した。かくて全国に一萬六千の保育所が開所されることになった。厚生省では十四萬圓の豫算を立て、保育所の設置を指導獎勵することになった。従來の託児は大抵四、五、六歳を中心として居たが今後は乳幼児のみを收容する保育所を全国に六千五百所新設する方針である。

かくて保育所に於て貧困家庭の兒童に栄養を補給し、更に家庭訪問、兒童相談、生活改善などに至るまで施設ができたなら効果が多くなるに違ひない。

工場鑛山
等に於け
る保育所

尙ほ工場とか鑛山では附設の保育所の設立は好ましいことであるが、昭和十四年五月乃至七月に於ける工場附設の保育所は二十九個所で、哺乳所のある工場が三百三十六個ある。鑛山附設の保育所(昭和十四年九月調査)は百三十個所である。

工場、鑛山の附設保育所は保姆資格のあるものが割合に少いからこの點にも將來擴充を要するのである。

託兒所の
任務

託兒所の任務は危険期に在る乳幼児を晝間保護し、身神の習慣、躰け方等に關し指導監督を謀るものであつて、兒童の發育を助け、各種の疾病を豫防することにもなる。殊に農繁期の際は乳幼児を託兒所内で安全に保護するため母性の作業率を増進する便利がある。故に我國に於ても漸次斯種の託兒所は増加してゆくのである。

農村の生産力擴充は時代の要求となつた。

農村託兒
所

しかるに輓近家庭工業より工場工業となつた結果、農村から工場へ通ふものが増加してきた。即ち種々の工場は農村より労働力の供給を受けることになつた結果、農村の生産は物動計畫上非常に必要なるに拘らず労働力が之に伴はぬ。そこで限られた労働力を調整する必要が起つた。

茲に於て農村託兒所の重要性が認められる。即ち農村では育兒智識が割合に低い。農繁期は過度の労働に従事する結果、兒童の養護が不徹底になりやすく、又母の負擔が一層はげしくなる。そこで農繁期間所要の兒童を預つて合法的生活をさせるのが託兒所の任務である。

農繁託兒所の組織は更に進んで相扶隣保の精神により一村全體の理解の下に母子保護を中心として保育は勿論、母子相談、育兒智識の普及、生活法の改善等に及び総合的の施設になつたらその効果は一層多いのである。託兒所は家庭の労働力を増加し、同時に兒童の身神の發育を助長せしめる

ものであるが最も重要なものは保母である。保母は託児所の生命であり、中核である。故に少くとも主席保母は保育の大本をよく領解して居て、これに経験あることを必要とする。保育の要綱は正しい習慣の養成、規律、清潔、悪癖の矯正、衛生等である。

第二節 乳幼児保健の指導

乳幼児保健の指導機関としては母親相談所、乳幼児相談所、保健所等であつて、その主眼とするところは妊産婦衛生、育兒に關する指導を與へるにある。

明治三十三年滋賀縣神崎郡婦人慈善會の一事業として兒童保健相談を行ひ大正三年に及び日本赤十字社京都支部は診療所の附帶事業として相談を始めた。

組織的に兒童相談所を施設したのは大阪市立兒童相談所で、開所は大正八年七月である。著者はこの立案者である關係上其後の同事業の發達に甚大の興味を以て見て居るが、我國の兒童相談所は割に發達遅く、現在大阪府市には保健所五、育兒相談所四十、小兒保健所十七を數へる。

今その概要を述べて見ると、一相談所では約三千戸の家庭の乳兒を受持つのであるが、醫員一名と看護婦數名とが活動して居る。

看護婦は保健所又は相談所の外に工場醫局、農村の組合等にも配屬し、母性の相手となり、助言者となるのである。又分娩のあつた家庭を訪問し、母子の保健上の事に注意を與へるのである。

一個所の相談所は毎月約八十三件餘の相談を處理し、家庭訪問は保健婦一人につき平均十戸、計一個月約六千戸を訪問することになる。

保健婦の養成及びその訓練は相談事業の勃興に直接の關係がある。獨逸で

は第一回歐洲戰爭に當り大學とか専門學校で斯種の養成及び訓練をした。我國では厚生省の科學研究所と大阪府社會衛生院などが保健婦の養成に當つて居る。大阪府社會衛生院は昭和十二年の設立で、高等女學校卒業又は同等の學歴あり看護婦の資格を有するものに二個年間公衆衛生の修得をさせ、保健婦を任命する制度をとつて居る。

第二〇章 幼稚園

幼稚園 (Kindergarten) は學齡期以前の兒童の身神を陶冶し將來の實際生活の準備を行ふ機關である。「キンダーガルデン」の開祖は「人の教育」を著して教育原理を樹てたフリーヨールである。同氏は幼兒の自己活動を尊重し感官を練り、精神能力を發達させんことを期した。又遊戯によつて指導することを立案し、その教材として恩物 (Gabe) を組織した。これは系統的玩具で、宇宙の本性を示すことに留意してある。その種類は二十種ある。又別にフリーヨールは「母と子の遊戯歌」を設け幼稚園の教育に採用した。これは神、自然、人間に關する深遠なる原理を表現したものである。

幼稚園はフリーヨールの故郷なる獨逸で創立されたが、漸次他の諸國に於て設立され、現今の普及と隆盛とを見るに至つたのである。我國では大正十

五年に幼稚園令が發布された。その第一條に幼稚園の目的が示してある。即ち「幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」となつて居る。

保育の方法は遊戯、唱歌、談話、觀察、手技等であるが細目は一切規定せず、自然の生活中に身神の發達を遂げさせんとするのが趣旨である。

幼稚園保育は強制的でなく自由である。只その保育に當る保姆の資格は規定されて居る。

近時工業方面の發展ならびに社會情勢の變化に連れ幼稚園の要求一層切實となり、託兒所と相並んで共に増加の一路を進むに至つた。

幼稚園には遊園を設け樹木を植ゑ、砂利を布き、花壇を設け、小丘を造り淺池には小魚を放ち、家禽家畜の飼養場などがある。保育室は幼兒五人につき一坪より狭からざることが規定されてある。机は卓子で六人乃至八人

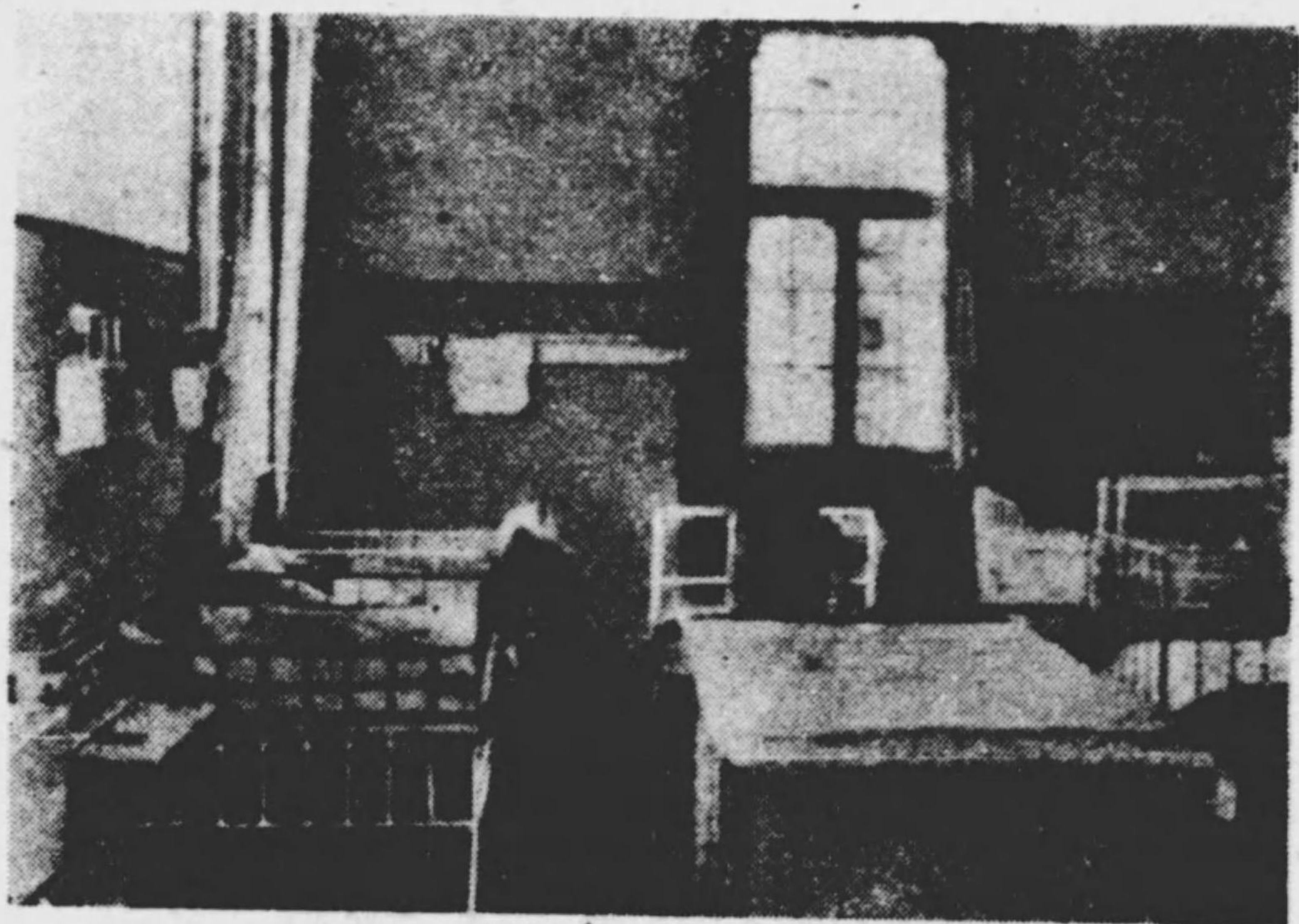
共用、腰掛は後に倚りかゝりのある一人掛を用ひる。我國の幼稚園は昭和十一年の調査では師範附屬二十六、市町村が五百五十五、私立が一千三百六十六で計一千九百四十六個所である。保姆數は六千三十九人、幼兒數は十五萬二千六百二十七人である。

第二章 乳兒病院

目的 乳兒病院は乳兒疾病の診療、乳兒死亡の防止、乳兒保母増進の手段方法を研究するの任務を以て建てられることが大切である。

施設 乳兒病院は一般病院設備の外、特殊の設備を要するのである。即ち普通病室の外、乳兒温室、隔離室、母親室、乳兒居室等を要し、戸外には保養園を設け、牛乳試験室、牛乳調査室、牛乳消毒室等も完備せることが肝要である。歐米には乳兒病院の附屬として乳牛舎、牛乳配給、乳兒診察所等の施設を有して居るところがある。其他看護婦、家庭訪問員、醫師等のために特に講堂を設けて、醫學補習、乳兒榮養、看護、病理等に關する講義を行ふところもある。倫敦ウエストミンスター乳兒病院の如きはその一例である。乳兒病院は單獨のもの外に婦人科病院、産院等に併置

第十八圖



乳兒室 (ソデンリョウ)

せるものがある。婦人科院と併置せる乳兒病院は倫敦に五個所ある。

職員 職員は申すまでもなく乳兒病學專攻の醫師を以て指揮監督の任に當らせるべきである。看護婦は特に乳兒病看護につきて素養あるものを選ぶことが大切である。

英國 英國には小兒科専門病院約五十あり、倫敦に在る

ものが十八、その中ウエストミニスターのヴァインセント、スクエアに在る乳兒病院は有名なるものである。同院は一九〇三年の創立であるが主として消化器病の乳兒を收容し、貧困のものには入院料を免するのである。病室は普通室の床數五十、傳染室床十、戸外保養園あり、牛乳は病院監督の下にある牧場より供給して居るのである。院内には各種の試験室、實驗室、講堂等がある。

獨

逸 獨逸には現今小兒専門病院約八十を數ふ。市立乳兒病院の一例としてワイゼンゼーのものを擧げんに、同院は二歳以下の小兒を收容し、六十五人を收容し得る設備がある。院内には専門部があつて眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、外科及び傳染病科に分かれて居る。建物は本館、講堂、隔離病舎、屍體室、料理室、馬厩より成る。中階には病床あり、この床數四十五個ある。最下層には醫員室、調理場料理場、事務室、實驗室あり。最上層は看護婦室、母親室がある。屋根裏には乳母居室がある。又二階の増築には、手術室、準備室、乳兒温室、寫眞室、洗濯室等がある。又乳兒室に沿ひ硝子壁で隔てられた浴場が數個ある。本院の附屬として乳兒診察所、乳牛舎の設備がある。

第一章 カーゼリン、アウグステ、

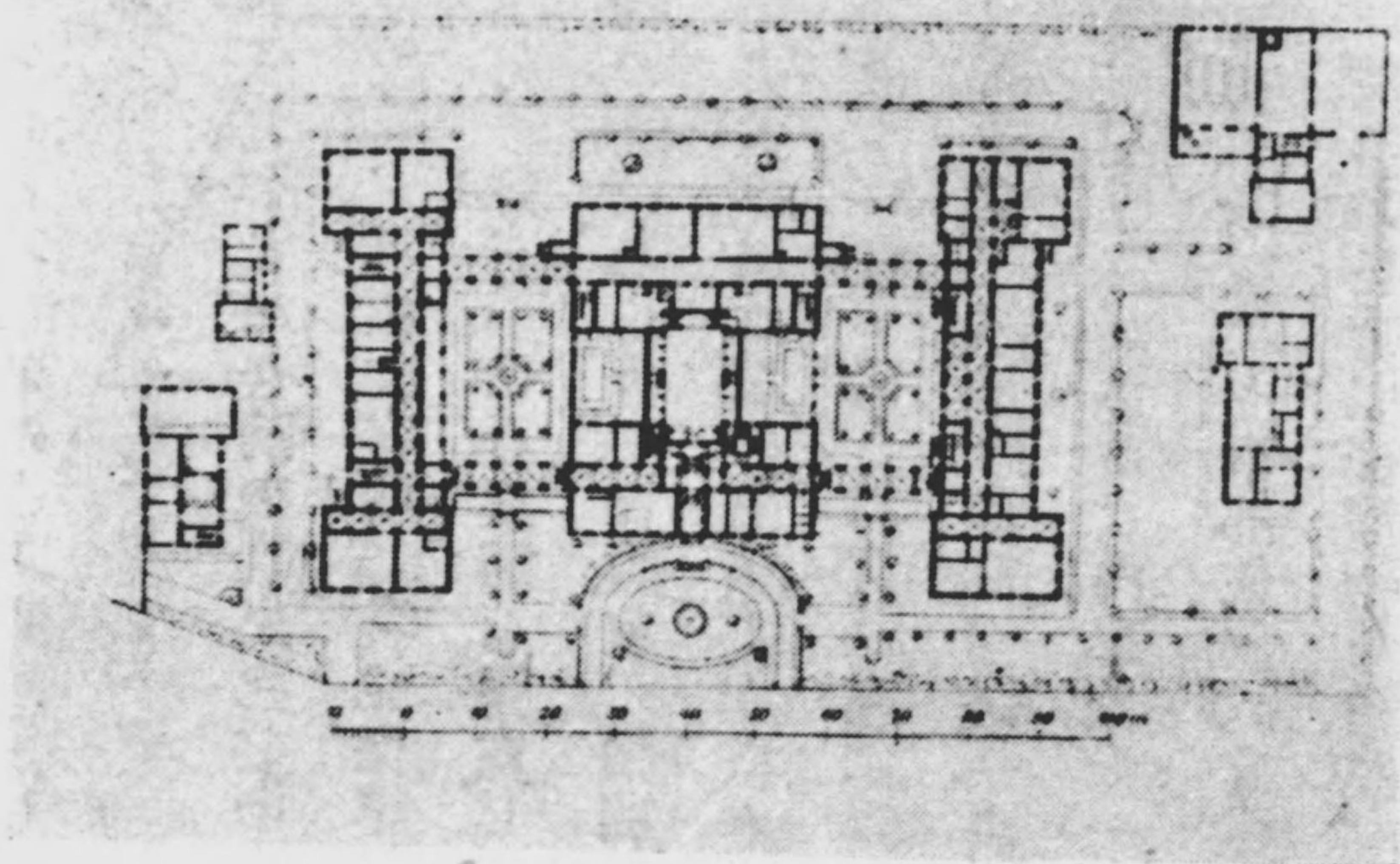
ウイクトリア、ハウス

「カイゼリン、アウグステ、ウイクトリア、ハウス」は獨逸國シヤロッテンブルヒ市に在る有名なる乳兒保護機關である。本館は理論的にも亦實際的にも模範的のものである。今この館の様を紹介するに方り少しく歴史的事を附言する必要がある。獨逸國では一八八〇年代の半ごろに於て乳兒死亡率は最高を示すことになつたので、少からず世の注目するところとなつた。従てその原因の何れに存するかと言ふ點につきても調査や研究を積まれた。その結果乳兒死亡率の高い第一の原因は乳兒養の不適當なるため、殊に母乳養を得るものゝ少いことである。また一面にはソックスレットの牛乳消毒装置出でてこれに絶大の信用を置く傾向が出来、人工

カイゼリン、アウグステ、ウイクトリア、ハウス

栄養の安全だと言ふ迷信を持つものが増した。人工栄養の止むなき場合でもその應用方法等につきては特段の注意を要するのである。この點につきて最も早く注目したのは小兒科専門醫ビーデルト(Biedert)である。同氏は大規模の組織で乳兒栄養に關する調査研究所を創立することの必要を論じたのである。この主唱に對しては賛成者も多くあつたがまた反對するものもあつた。然るに一九〇五年に到つて獨逸皇后陛下の御感に入り、フォン、ベール、ピンノウ(Von Behr-Pinnow)に命じて、斯道の大家と相協力して適當の計畫を立てるやう命ぜられた。茲に於てフォン、ベール、ピンノウは陛下の命を奉じてチートリッヒ、ホイブネル、ルブネル、ケラー等諸氏の碩學と相謀つて、この目的に適當する建物を建設する準備をした。建設費は釐金二百五十萬馬克で、土地はシヤロツテンブルヒ市の寄附による宮城外郭の西の境に面した一・七「ヘクタール」を選ばれたのである。建築は

第十圖



カイゼリン、アウグステ、ウイクトリア、ハウスの設計圖

ホッフマン、メッセル兩氏の設計に基くものである。内外の設備は最近の學理に本づき極めて完備したもので世界的模範の一として恥ぢぬと稱せられて居る。本館の工事竣成したのは一九〇九年のことで、六月四日を以て開館式を舉行した當日は皇后陛下も御臨幸になつた。そして本館を獨逸帝國カイゼリン、アウグス

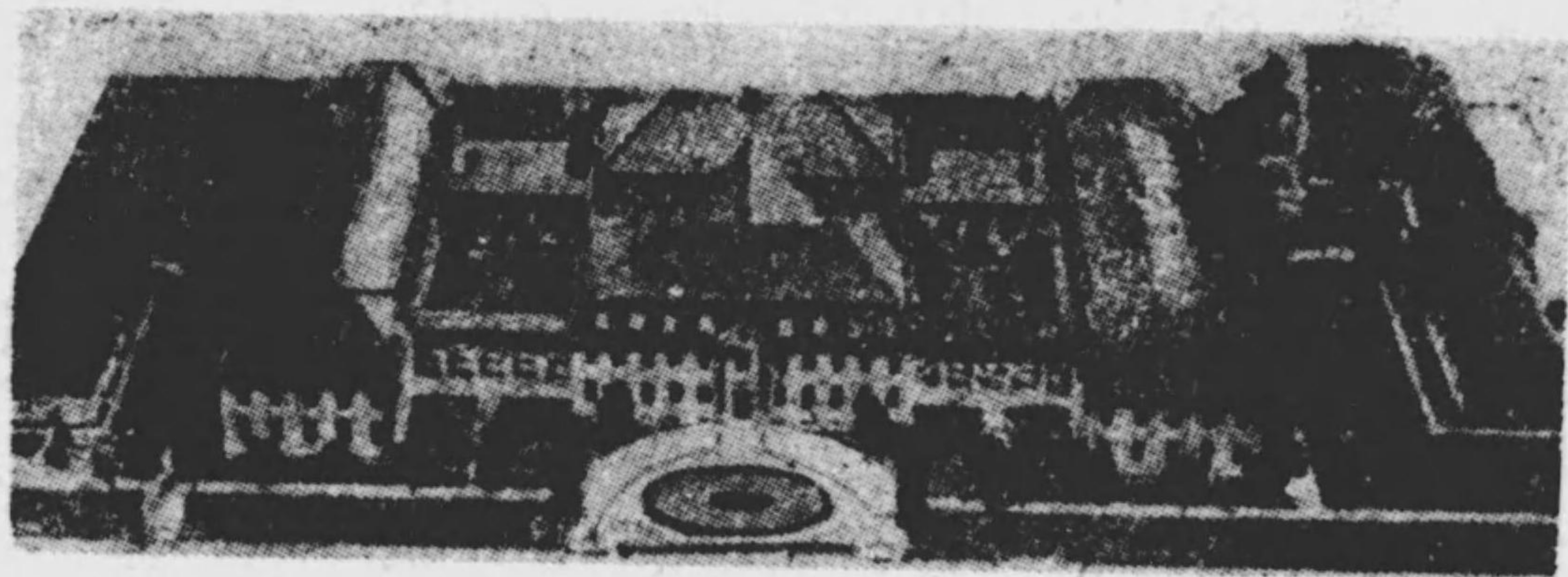
テ、ウイクトリア乳兒死亡防止館(Das Kaiserin Auguste Viktoria-Haus zur Bekämpfung der Säugsterblichkeit im Deutschen Reich)と命名した。

本館の主目的は獨逸全國の乳兒死亡の豫防をすることである。館内には妊婦部、分娩院、母親收容所、乳兒保護部等を置いてそれ／＼事業を遂行する外、小兒科醫、小兒看護婦を養成して居るのである。

本館建物の外に乳牛舎、保護室、機關場、動物小屋等がある。

本館は中央並びに兩翼の三棟より成り廊下で互に連續して居る。中央建物の前方には事務室がある。其一階には受付室、圖書室、事務室、應接室、診察室、部長室、部長診察室、醫長事務室、第二階は一、二等患者室五個看護婦室、配膳室がある。内事舎の一階は牛乳調理所、料理室、冷却室、食物貯藏室、母親及内事部使用人食堂、内事事務室等がある。第二階には洗濯室、洗濯婦長室、洗濯物修繕室、熨斗室、洗濯物交附室、衣服室等が

第十二圖



カイゼリン、アウグステ、ウイクトリア、ハウス

ある。屋根裏室は内事部使用人の住居にあてしある。事務舎と内事舎との間は階上も階下も大廣間で、階上は三百餘人を容れ得る集會堂で階下の廣間には斯道に關係ある發成品製作品を陳列してある。

右翼の建物は分娩部、妊婦部、褥婦部、初生兒部、看護婦及び看護婦生徒の居間及び寢室等がある。第一階は妊婦晝間居室、妊婦寢室、初生兒室、配膳室、褥婦室、分娩室、手當準備室、消毒室、産婆長室、洗濯漏襯衣類置場不潔襯衣類置場がある。第二階は看護婦控室、看護婦長室、看護婦食堂、配膳室、乳兒入浴

室、豫備室、不潔襦衣類置場等がある。

左翼建物は自然榮養による母親及び乳兒收容部、人工榮養による乳兒及び病兒の收容部並に實驗室がある。階下には母親室、乳兒室、乳兒浴室、母親洗面室、豫備室、洗濯物置場、不潔襦衣類置場、階上には乳兒室、乳兒入浴室、洗濯物置場、試験室、保母室、配膳室、母親用應接室、不潔襦衣類置場等がある。

尙ほウイクトリア、ハウス附屬の牛乳調理所及び乳牛舎のことは牛乳配給條下に述べたからこゝでは省略する。

保護所 (Fürsorgestelle) では退館した乳兒を續きて監視し且保護する爲めに設けられたものでシャロテンブルヒ市立乳兒診察所として使用せられる保護所では乳兒を診察して養育に關する助言を與へ或は保護婦をして家庭を訪問し育兒に關する注意をすることにして居る。又退館した母親に對し

乳母其他適當の職業を紹介し、その子を託し得る適當の里親を紹介する勞をとつて居る。

分娩部では分娩の數週又は數月以前に妊婦を收容するのである。斯くて妊娠の生理及び病理、兒童の發育、母の授乳能力等を觀察し且研究することが出来るのである。就中分娩直後の初生兒につきて詳細に觀察することも必須のことであるが、從來は動もすると母親の看護に主力を注ぎ娩産直後の初生兒生活状態を觀察することを怠つて居た觀がある。又斯かる機會を多數に造ることは容易でないが、分娩部の如く多く出産を見るところではこの問題に對して極めて利便が多いのである。分娩部には十五人の妊婦と九人の褥婦を收容し得る設備がある。母親はこゝに在ること十二日乃至十四日にして母親及び乳兒部に移されるのである。母親收容所には四十人、乳兒收容所には七十人を收容することが出来る。母親は産褥を離れたときは

その子を保育する傍ら館内の掃除、裁縫、洗濯等を行ふことになつて居る。又場合によつては自分の子の外他人の子にも乳を與へるのである。

教育機関として看護婦及び保育婦を養成するばかりでなく醫師のために研究の機會を與へることになつて居る。尙ほ諸種の標本、衣類、其他のものを陳列して一般人士の爲めに参考の資料を與へて居るのである。毎年講習會が開かれる。その講習會は醫師、産婆、母親等の爲めに、催されるものであるからその種類も一、二には止らぬ。

ウイクトリア、ハウスにて採用する看護婦は若い人で、既に看護婦の國家試験を受けたる後更に乳兒看護婦學を修めたものか又はウイクトリア、ハウスで一個年半の間乳兒の看護に従事し、後半年間一般病院に居たものでなければならぬ規定である。

看護婦の教科

看護婦の教科は調理、洗濯、裁縫、編物、乳兒襦衣の製作、兒童室の衛生

兒童看護、フリューベル哺育法等である。

財團は管理會が管理し館は委員會がこれを管理して居るのである。委員會は二名の監督員を選び、中一名は館の庶務を、他の一人は科學的研究を擔任して居る。更に二名の部長を置き、一人は救護の事務を他の一人は研究所の指揮監督に任じ、この下に二名の醫師、四名の補助醫、一名の化學助手、一名の調劑員、數多の使用人を置いて居るのである。

ウイクトリア、ハウスの經費は戦前は年額約二十五萬馬克あつた。この費用は帝國政府、各聯邦、地方自治團體等からの補助、篤志家の寄附金で支辨されて居たのである。

要するにカイゼリン、アウグステ、ウクトリア、ハウスは、乳兒院、分娩院、病兒院、保護所、保育婦教育を併置したるもので、理論と實際と、社會的保護とを同時に行ふことになるのである。

第二章 奥太利中央母親及び乳兒保護院

一九〇八年は奥太利皇帝の即位六十年に當るので、大祝典を行はるゝことになつた。皇帝は祝典に費用を投ずる代りに兒童保護の爲めに記念事業を起すことを希望する旨を述べられた。茲に於て全國より贖金を募集しこれを皇帝即位六十年記念兒童保護基金(Kaiser-Jubiläumfonds für Kinderschutz und Jugendfürsorge)と名けて財團法人が出来た。そしてこれを管理するたゞめ管理委員會が出来た。その委員長は總理大臣で、事務所は維也納に置かれた。この財團の事業として乳兒死亡を防止する目的で代表的建築物が出来、これを中央母親乳兒保護院 (Reichsanstalt für Mutter- und Säuglingsfürsorge)と命ぜられた。そして事業の開設されたのが正しく一九一一年のことである。

中央母親乳兒保護院の目的は大別してこれを二つにすることが出来る。即ち一は教育所として、他の一は救濟的機關である。

一、教育所としての任務

教育所としての任務は兒童保育に關する理論及び實際方面の知識を授けることである。各州立病院よりは一名乃至二名の看護婦が派遣されて此處で六個月乃至九個月間乳兒榮養法及び育兒に關する教授を受けるのである。毎年一回免許所有助の産婦を集め是に育兒上の知識を授けて生兒の處置を適當にし醫師の補助者として満足に任務を果すことを期して居る。尙ほ同院では各州より派遣する育兒婦を收容して育兒の知識を授けて居る。尙ほ職業的育兒婦を養成する目的で、修養期九個月以上の期日で育兒教育を實施して居るのである。これは理論と實際とに分け、又健康兒と病兒の取扱につき經驗し得るのである。即ち一名の乳兒の保育を託されたときは一家

の母の如く清潔、入浴、起臥、身長、體重の測定、藥劑の使用、哺乳、榮養品、調合、家政上の仕事等一切を處理するのである。これによつて修學生は乳兒養育の一切を修得し得る練習を経るのである。其他本院では母親と乳兒とを收容して、母親に育兒の知識を實際に授けるのである。醫師の爲めには補習教育を開く。母親相談所は主として下層社會の母親に育兒上の注意を與へるために設けられ、母親學校は一般に育兒の知識を普及するために學理と實地とを授けて居るのである。

二、救濟的事業

救濟的方面の事業として次の方法を行つて居る。母親に事情(重症、入院、入獄、發狂、死亡)ありて乳兒を保育するものなき場合、臨時これを收容して保護するのである。家なき母と子とを收容し、里親を發見するまで保護し里預けとしたる後は同院でこれを監督するのである。同院には乳兒部

の外幼兒部がある。又兒童教育部なるものがあつて精神的缺陷ある兒童を收容しこれを保護して居る。